

佐渡市高齢者保健福祉計画
・第8期介護保険事業計画

令和3年3月

佐 渡 市

はじめに

介護を必要とする人を社会全体で支える仕組みとして、平成12年に導入された介護保険制度も20年以上が経過し、国では団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、また団塊ジュニア世代が65歳に到達するとともに介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれる令和22年（2040年）を見据えて、地域包括支援システムを充実した地域共生社会の実現と介護保険制度の持続を確保するため、令和2年度も改正が行われました。

佐渡市では、令和2年9月末現在の高齢化率は41.6%であり、令和7年度には高齢化率44.8%、また、令和12年前後に高齢者人口が生産年齢人口（15歳～64歳人口）を上回ることが見込まれます。その間、要介護要支援認定者数は少しずつ減少していくものの、高齢者単身世帯数及び認知症高齢者数は少しずつ増加していくものと推計しています。

このような現状と推計を踏まえて、介護保険サービス確保のために介護人材確保及び業務効率化の取組や、高齢者の皆様が生涯現役として地域や社会との関わりを持ちながら生活できるよう、介護予防及び認知症施策を推進し環境整備に取り組んでいくことが重要と考えています。

引き続き本計画に基づき、市民の皆様の参加と、関係機関との緊密な連携・協働の下、高齢者が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、全力で取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見・御提案をいただきました佐渡市高齢者等福祉保健審議会委員の皆様を始め、アンケート調査に御協力いただきました多くの市民の皆様に、心から御礼申し上げますとともに、計画の実現に向けて、より一層のお力添えを賜りますようお願いいたします。

令和3年3月

佐渡市長

渡辺 竜五

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 介護保険法等の改正について	3
第3節 計画の位置づけ	4
第4節 計画期間	5
第5節 計画策定の体制	6
第2章 現状分析と将来推計	7
第1節 佐渡市の概況	7
第2節 人口の推移	8
第3節 世帯数の推移	12
第4節 要支援・要介護認定者の状況	13
第5節 介護保険サービスの状況	17
第6節 高齢者実態調査の概要	22
第7節 在宅介護実態調査の概要	33
第8節 本市の課題	38
第3章 計画の基本的な考え方	40
第1節 基本理念	40
第2節 基本目標	41
第3節 計画の基本方針	42
第4節 施策体系	44
第5節 日常生活圏域の考え方	45
第4章 高齢者保健事業の推進	47
第1節 保健、福祉の基盤現況	47
第2節 健康づくり	47
第3節 健康診査・保健指導	49
第4節 歯科保健対策	52
第5節 食育と食支援	53
第5章 高齢者福祉事業等の推進	54
第1節 高齢者生活支援事業	54
第2節 家族介護支援事業	56
第3節 社会参加を促進する地域づくりの推進	58
第4節 安全安心な地域づくりの推進	60
第6章 介護保険事業の推進	63
第1節 第8期計画策定にあたっての基本的事項	63
第2節 介護保険サービス等の見込量	65
第3節 地域支援事業の推進	90
第4節 介護保険料の算定	106
第5節 介護サービスの円滑な提供	111
第6節 介護サービス情報公表システムの活用	112
第7節 災害・感染症対策に係る庁内関係部局等との連携	112

第7章 計画の評価と推進体制	114
第1節 計画実現のための体制づくり	114
第2節 計画の達成状況の点検及び評価	115
資料編	116
1 佐渡市高齢者等福祉保健審議会条例	117
2 佐渡市地域密着型サービス運営委員会設置要綱	118
3 佐渡市高齢者等福祉保健審議会 開催経過	119
4 佐渡市地域密着型サービス運営委員会 開催経過	119
5 佐渡市高齢者等福祉保健審議会・佐渡市地域密着型サービス運営委員会 委員名簿	120

第Ⅰ章 計画の基本的事項

第Ⅰ節 計画策定の趣旨

21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、介護保険制度は創設されました。介護保険制度は、その創設から21年が経過し、本市における介護保険サービス利用者も4,149人（令和2年4月利用分）となり、介護が必要な高齢者の生活を支える中心的な制度として定着しました。

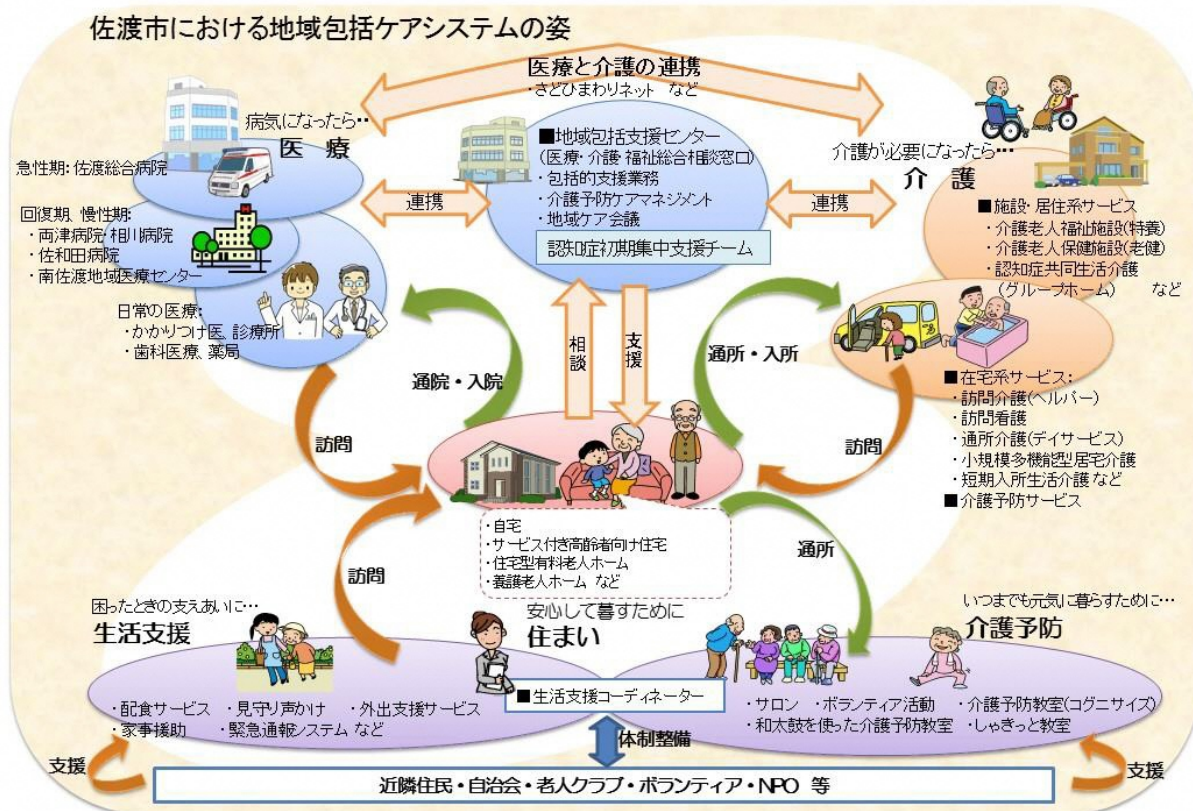
こうした中で、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となり介護ニーズの増加が見込まれる令和7年（2025年）及びいわゆる団塊ジュニア世代が65歳の高齢期に到達するとともに介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれる令和22年（2040年）を見据え、制度の持続可能性を維持しつつ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用し、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」を更に充実する必要があります。

また、それは、高齢者を「支援を必要とする人」としてだけではなく、地域社会を支える参加者として位置づけ、様々な社会参加の機会と環境を整備するなかで、高齢者を含めたすべての世代が持てる力を出し合い、ともに支え合う地域社会の実現を図っていくことでもあります。

本市では、第7期計画において「生きがいにあふれ、いつまでも自分らしく暮らせる佐渡」を基本理念として、高齢者に関わる保健福祉施策の総合的な推進と介護保険事業の円滑な運営に努めるとともに、「地域包括ケアシステム」を充実する施策を展開してきましたが、中長期的な展望の下に、諸施策を更に推進していくことが求められます。

今般、第7期計画期間の終了とともに介護保険法等の改正内容を受け、令和7年（2025年）及び令和22年（2040年）における本市の高齢化の状況を推計し、それに対応した目標を示した上で、高齢者を取り巻く本市の特性や課題を踏まえ、「生きがいにあふれ、いつまでも自分らしく暮らせる」まちづくりを計画的に推進することを目的として、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「佐渡市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

■佐渡市における地域包括ケアシステムの姿



第2節 介護保険法等の改正について

我が国の社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとのいわゆる「縦割り」や、支援の「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超え、つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（地域共生社会）の実現を図るため、包括的に福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずることを趣旨として、介護保険法、老人福祉法を含めた改正法「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が、令和2年6月12日に公布され、順次施行されます。

改正の概要は次のとおりです。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要	
1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援【社会福祉法、介護保険法】	市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。
2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進【介護保険法、老人福祉法】	① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定。 ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定。 ③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化。
3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進【介護保険法、地域医療介護総合確保法】	介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができる旨の規定など。
4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】	介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加するとともに、介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長するなど。
5. 社会福祉連携推進法人制度の創設【社会福祉法】	社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設。

第3節 計画の位置づけ

Ⅰ 法的根拠

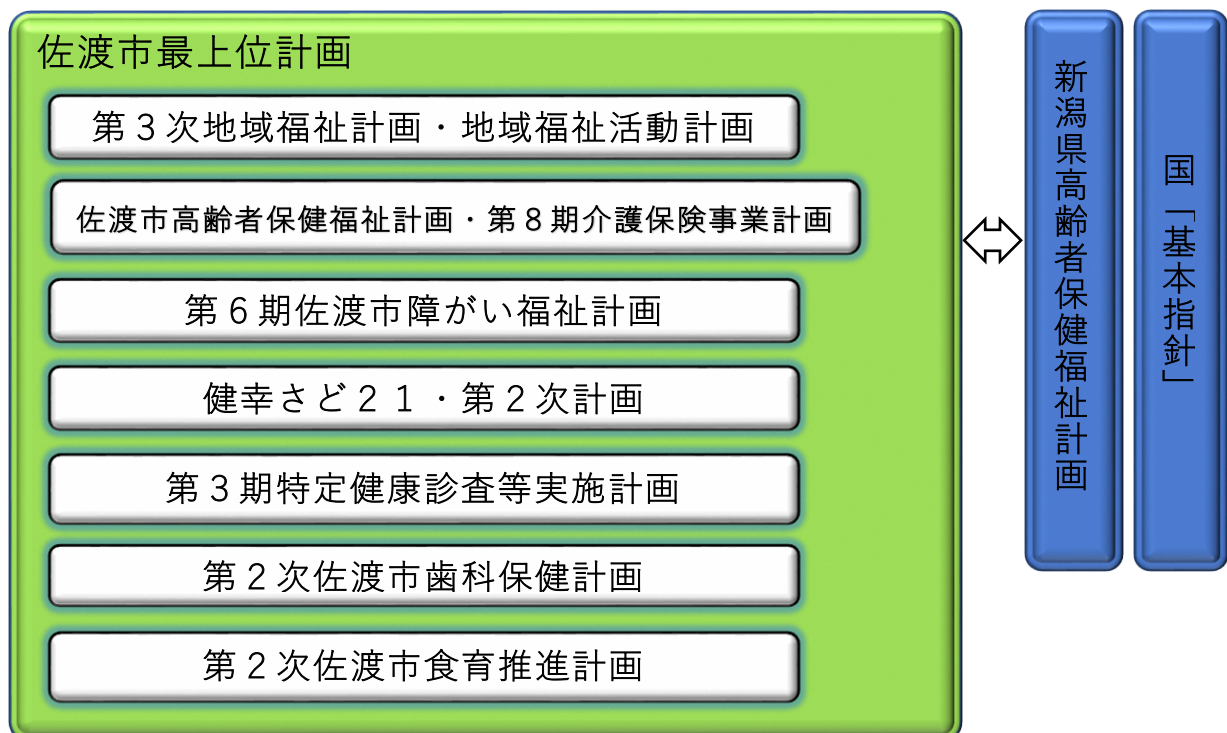
この計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条第1項の規定に基づく市町村介護保険事業計画として、一体的に策定しました。

なお、老人保健法第46条の18に規定された市町村老人保健計画については、老人保健法の改称、改正に伴い平成20年3月末で策定義務はなくなり、これに関連した事業は健康増進法や高齢者の医療の確保に関する法律に移管されましたが、本計画では健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律に係る高齢者保健事業についても計画中に盛り込んでいます。

2 関連計画との調和

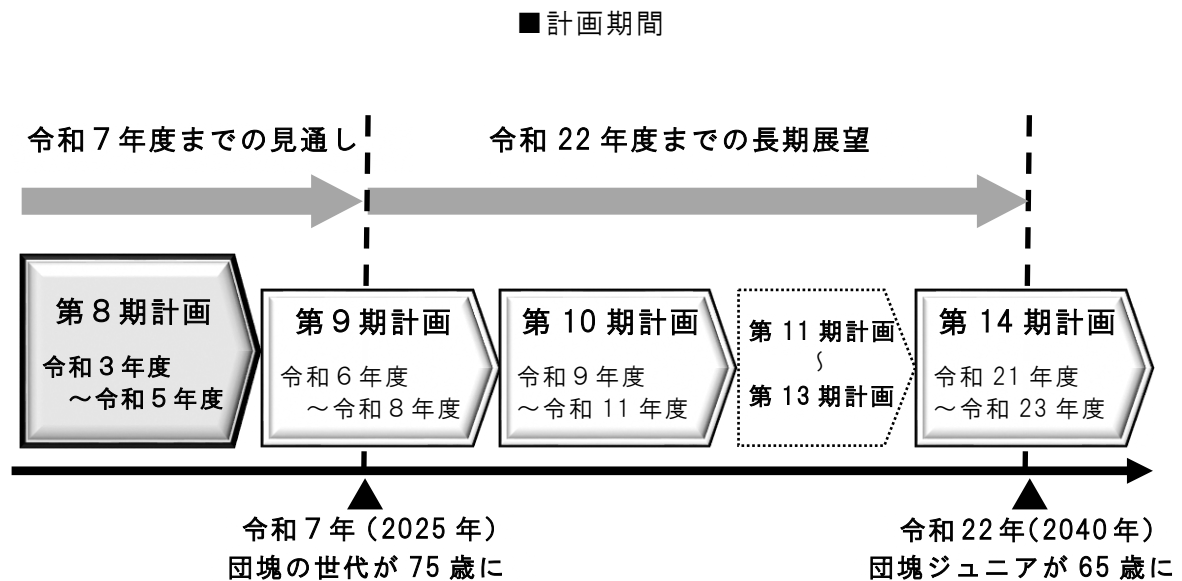
本計画は、国の基本指針に即し、第8期新潟県高齢者保健福祉計画との調整を図りつつ、市の最上位計画の具体的な実現を目指すものであり、福祉分野の上位計画である「佐渡市地域福祉計画」の基本理念「健やかで思いやりのあふれるまちづくり」と調和を保ちながら、「健幸さど21・第2次計画」、その他の関連計画との整合を図り策定したものです。

■ 計画の位置づけ



第4節 計画期間

本計画は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年（2025年）とともに、団塊ジュニア世代が65歳高齢期に到達する令和22年（2040年）年を見据えつつ、介護保険法第117条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間としますが、社会情勢の変化等を踏まえ、状況に応じて見直しを図ります。



第5節 計画策定の体制

1 行政機関内部の策定体制

行政機関内部の策定体制については、高齢福祉課が中心となり、関連する様々な関係部門と密接な連携をとり、計画を策定する体制を確保しています。

2 高齢者等福祉保健審議会の開催

計画の策定や介護保険事業等の運営に当たっては、地域の実情を反映するため、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、被保険者（第1号及び第2号）、介護サービス事業者等から委員を選定した「佐渡市高齢者等福祉保健審議会」において審議を行っています。

3 県との連携の状況

本計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づき作成し、新潟県の関連計画との整合性を図りながら、新潟県の意見を聴取した上で策定しました。

4 市民の参加

計画の策定や変更に当たっては、現に保健・福祉サービスや介護サービスを利用している要支援・要介護認定者等を始め、被保険者である市民の意見を反映させるよう、佐渡市高齢者等福祉保健審議会委員における市民代表としての参加、アンケート調査の実施、パブリックコメントの実施などの方法により、参加いただいております。

第2章 現状分析と将来推計

第1節 佐渡市の概況

佐渡市は、日本海の中央に位置し、沖縄本島に次ぐ日本第二の島で、佐渡海峡を挟み、新潟港（新潟市）から67km、直江津港（上越市）から78km、寺泊港（長岡市）から46kmの海上にあり、総面積約855.34km²で280.7kmの海岸線を有しています。北に大佐渡山地、南に小佐渡丘陵が縦走り、中央の国中平野には、島内で流域面積最大の国府川が流れ、穀倉地帯を形成しています。気候は海洋性の特性を有し、四季の変化に富み、夏は高温多湿ですが、冬は対馬暖流の影響を強く受けているため、比較的温暖で降雪量も少なく、平均年間降水量も全国平均や県内と比較すると少なくなっています。

■ 佐渡市の位置図

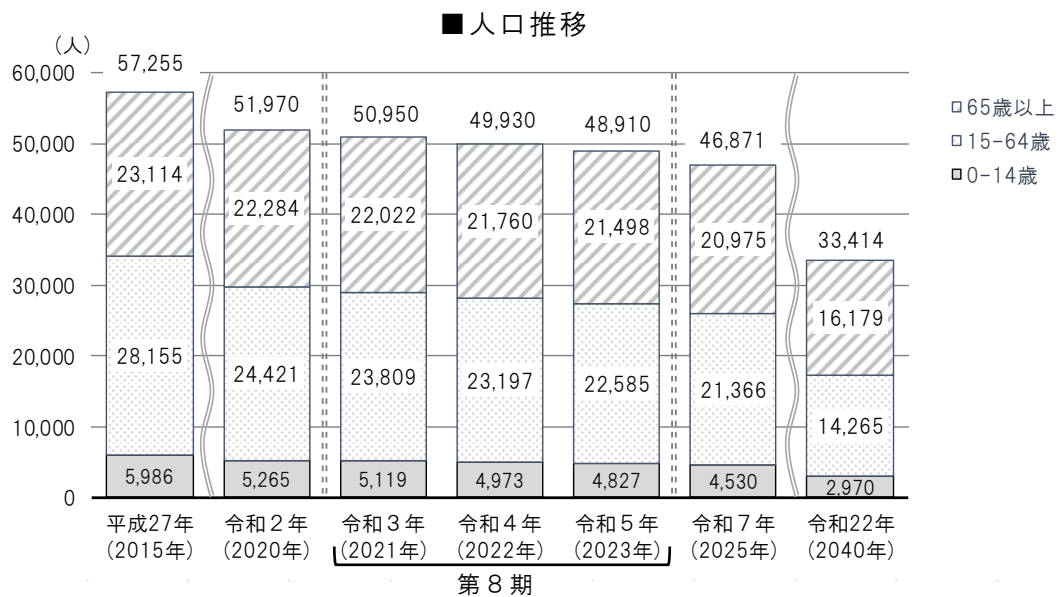


第2節 人口の推移

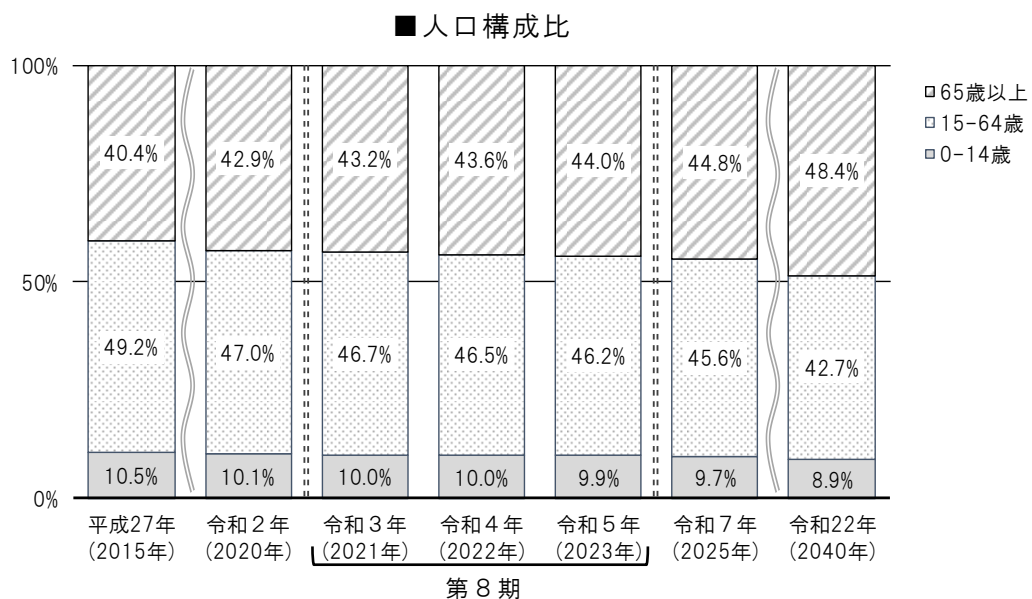
Ⅰ 人口の推移

本市の総人口は減少傾向で推移し、長期的に継続すると見込まれます。

年齢3区分では、いずれも減少しますが、令和12年前後に高齢者人口（65歳以上）が生産年齢人口（15～64歳）を上回り、令和22年もその状況が続くものと見込まれます。



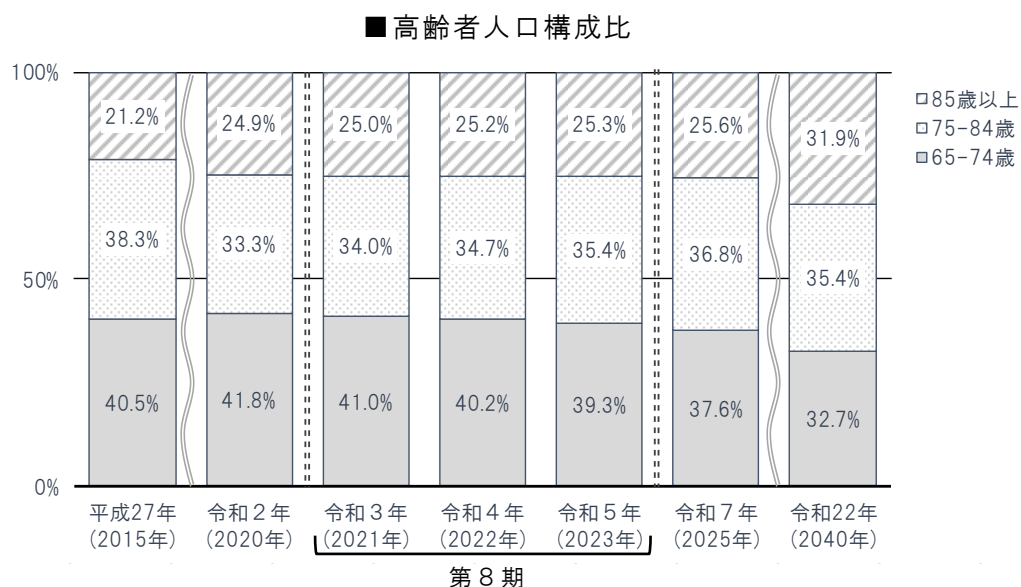
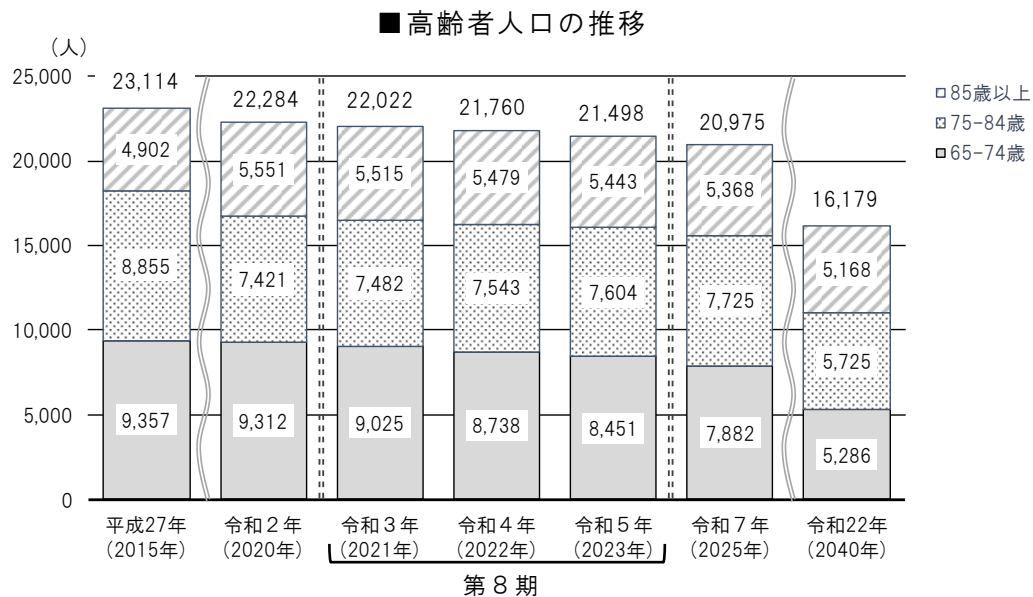
※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」により作成。本頁内及び次頁も同様。



2 高齢者人口の推移

本市の高齢者人口は、第8期計画期間中に22,022人から約500人減少しますが、75～84歳は増加し、年齢区分の構成がやや変化するものと見込まれます。

長期的にみれば、令和22年には高齢者人口は2万人を割り1万6千人台になりますが、年齢区分の構成において、65～74歳の割合が縮小するのに対して、85歳以上の割合が拡大し、31.9%を占めるものと見込まれます。



3 人口の変化率

上述の内容を令和2年(2020年)から令和22年(2040年)の間の変化率としてまとめたものが下表です。

本市の総人口が35.7%減少するなかで、若年人口(0～14歳)と生産年齢人口はそれよりも大きく4割強減少します。その一方で、高齢者人口は27.4%と3割弱の減少であり、なかでも85歳以上は6.9%の減少となっています。

本市は、現状においても高齢化率が4割を超えていますが、長期的には、担い手となる世代が顕著に減少するなかで、介護ニーズの高まる85歳以上のより高齢層の比重が相対的に高まるものと見込まれます。

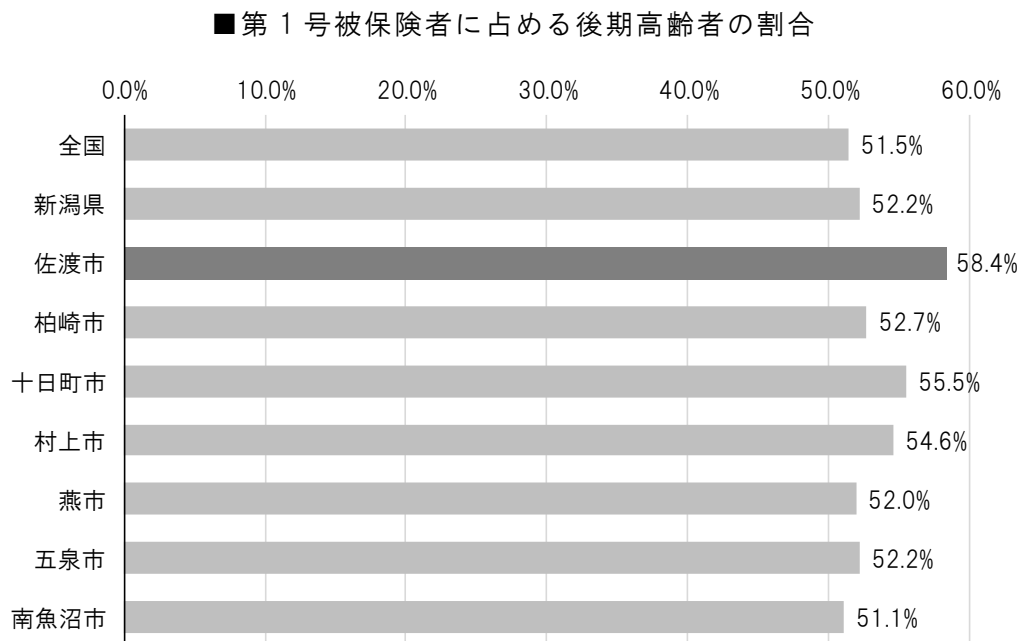
■人口の変化率

	令和2年 (2020年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和22年 (2040年)	2020年 ↓ 2040年 変化率
総人口	100.0%	94.1%	90.2%	64.3%	▲35.7%
0-14歳	100.0%	91.7%	86.0%	56.4%	▲43.6%
15-64歳	100.0%	92.5%	87.5%	58.4%	▲41.6%
65歳以上	100.0%	96.5%	94.1%	72.6%	▲27.4%
うち75歳以上	100.0%	100.6%	100.9%	84.0%	▲16.0%
うち85歳以上	100.0%	98.1%	96.7%	93.1%	▲6.9%

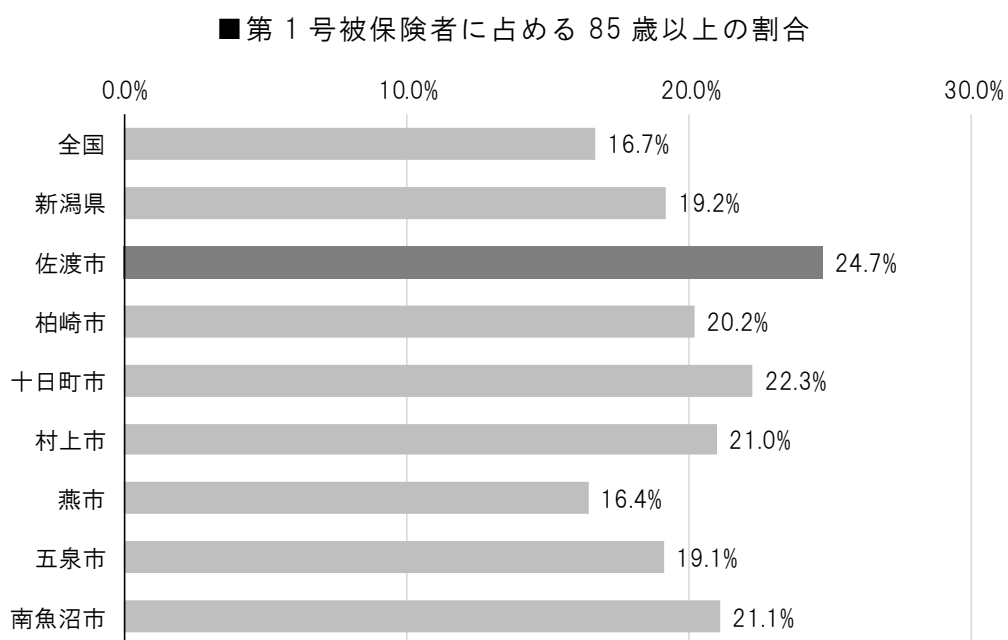
第8期最終年

4 後期高齢者割合の比較

第1号被保険者に占める75歳以上の後期高齢者の割合と85歳以上の割合について、国、県及び第1号被保険者数が比較的近い県内他市と比較すれば、本市が、いずれも最も高い水準です。高齢化が進行するなかで、より高齢の層が多くを占める人口構成となっています。



※介護保険事業状況報告（月報）令和2年4月分で作成。下のグラフも同様。

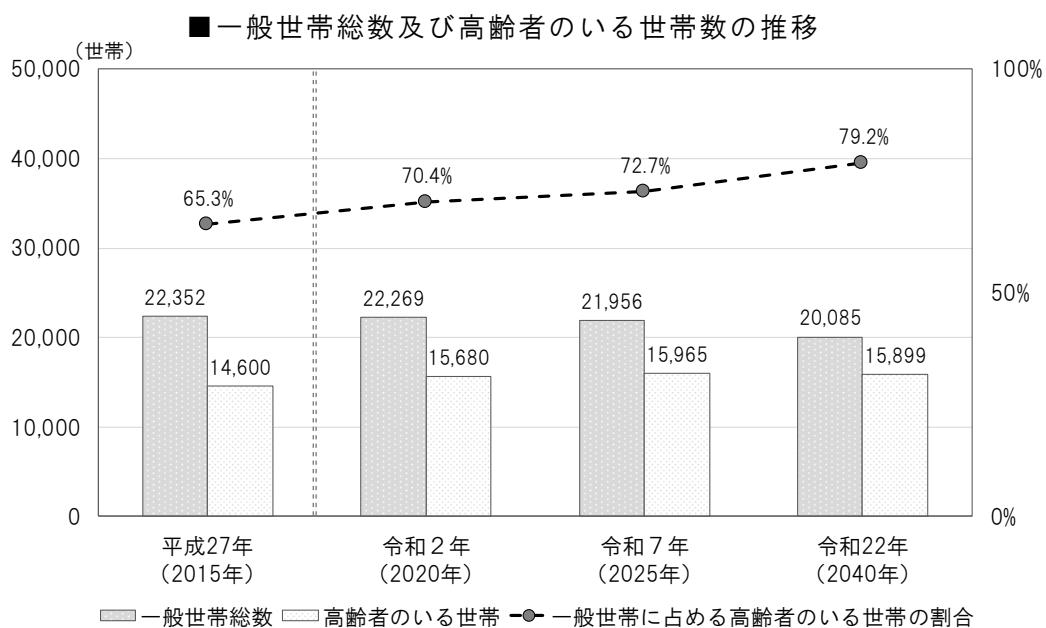


第3節 世帯数の推移

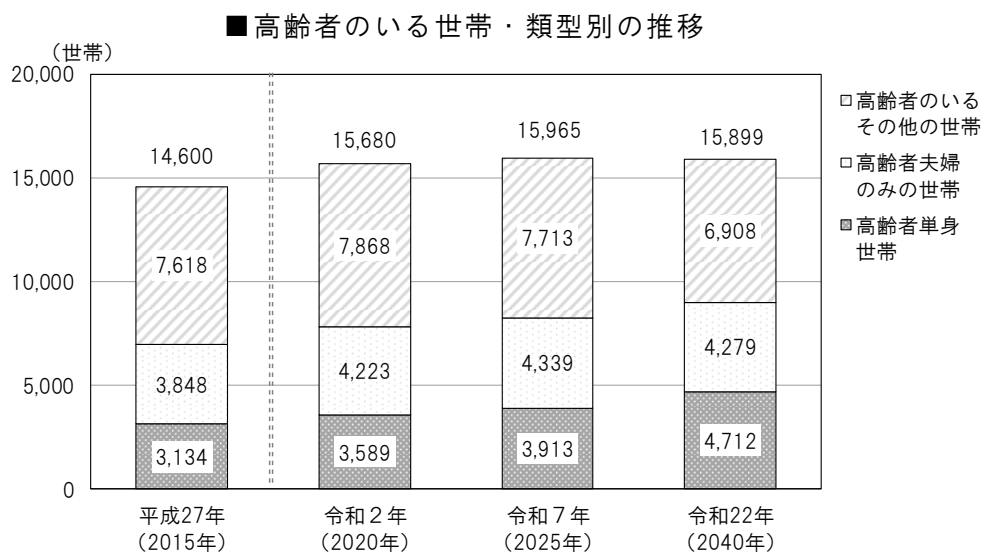
平成27年国勢調査の結果をもとに、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年に発表した「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」における新潟県の世帯類型別の増減率を用いて、世帯数推計を行いました。

本市の「一般世帯総数」は、長期的に減少傾向で推移する一方で、「高齢者のいる世帯」は、当面、増加して長期的には若干減少するものと見込まれます。

さらに「高齢者のいる世帯」について類型別にみると、令和22年には最も要援護性の高い「高齢者単身世帯」が顕著に増加し、4,712世帯になるものと見込まれます。



※平成27年は国勢調査。他は独自推計。下のグラフも同様

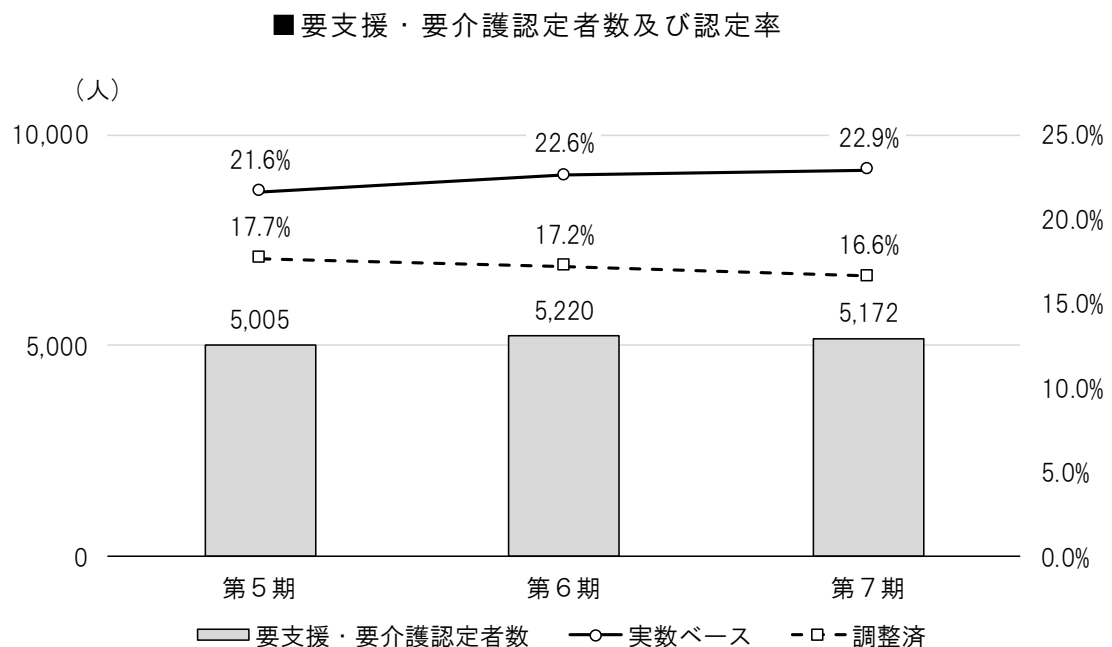


第4節 要支援・要介護認定者の状況

Ⅰ 中期的推移

要支援・要介護認定者数及び認定率について、第5期計画期間（平成24～26年度）、第6期計画期間（平成27～29年度）及び第7期計画期間（平成30～令和2年度）の各期平均値を用いて中期的な推移としてみると、認定者数は、僅かながら増加の傾向で推移し、第7期には5,172人となっています。

認定率（要支援・要介護認定者数÷第1号被保険者数）は、実数ベースでは第5期の21.6%から第7期は22.9%に上昇していますが、調整済認定率¹では17.7%から16.6%に減少しています。



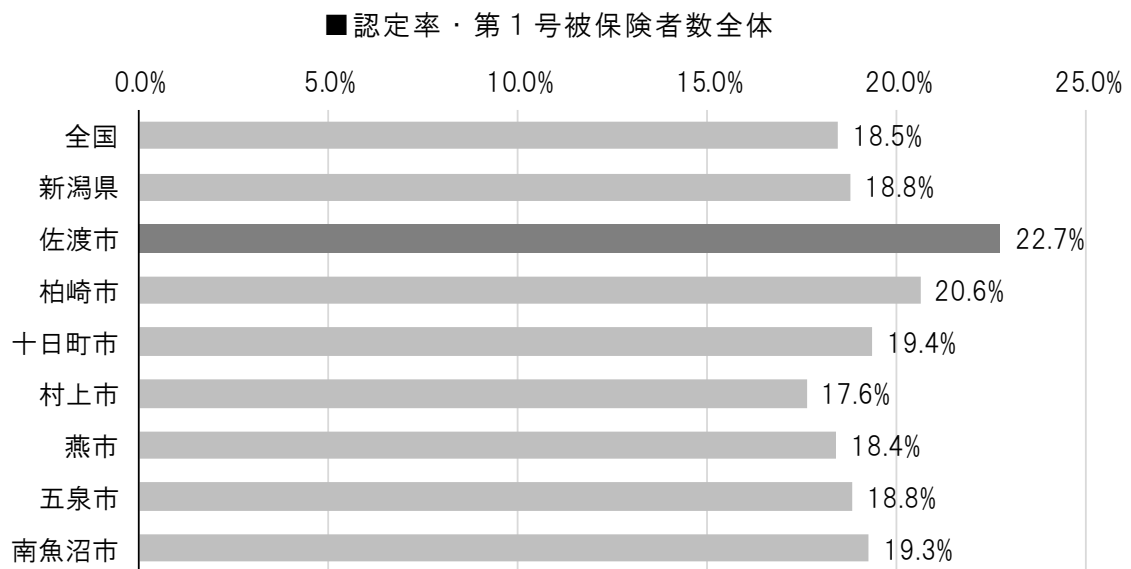
※「地域包括ケア見える化システム」のデータにより作成。

¹ 調整済認定率とは、認定率の大小に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者数の性・年齢別人口構成」の影響を除外した認定率を意味する。（「地域包括ケア『見える化』システム等を活用した地域分析の手引き」4頁）

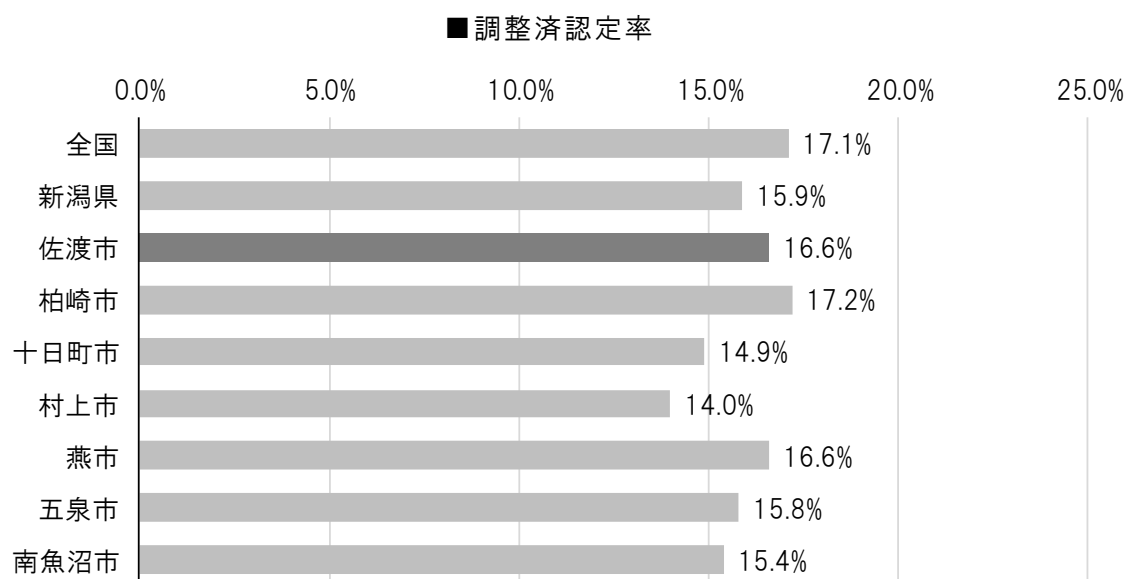
2 認定率の比較

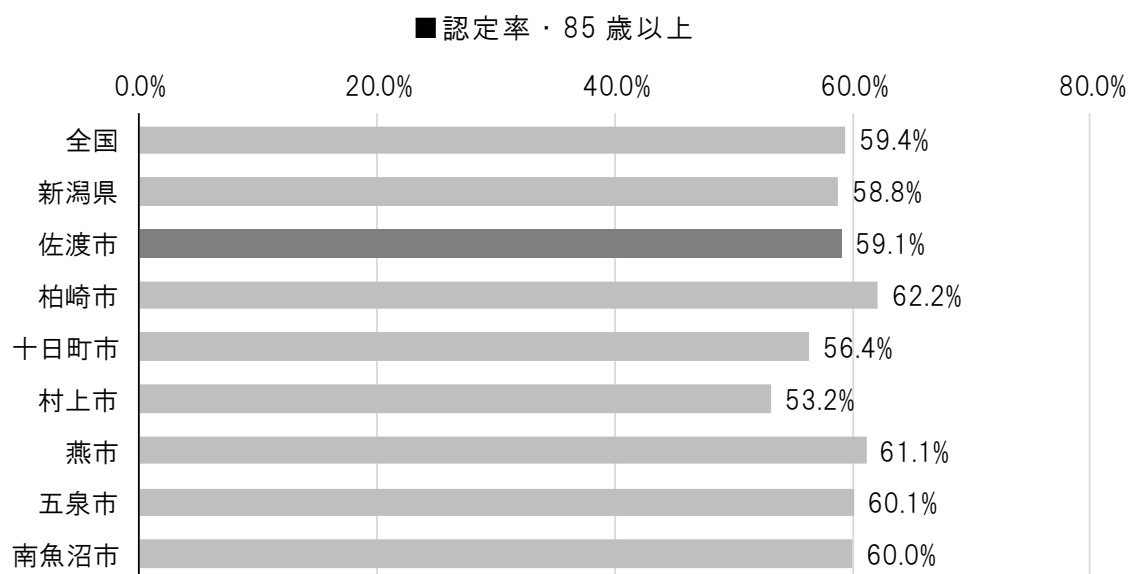
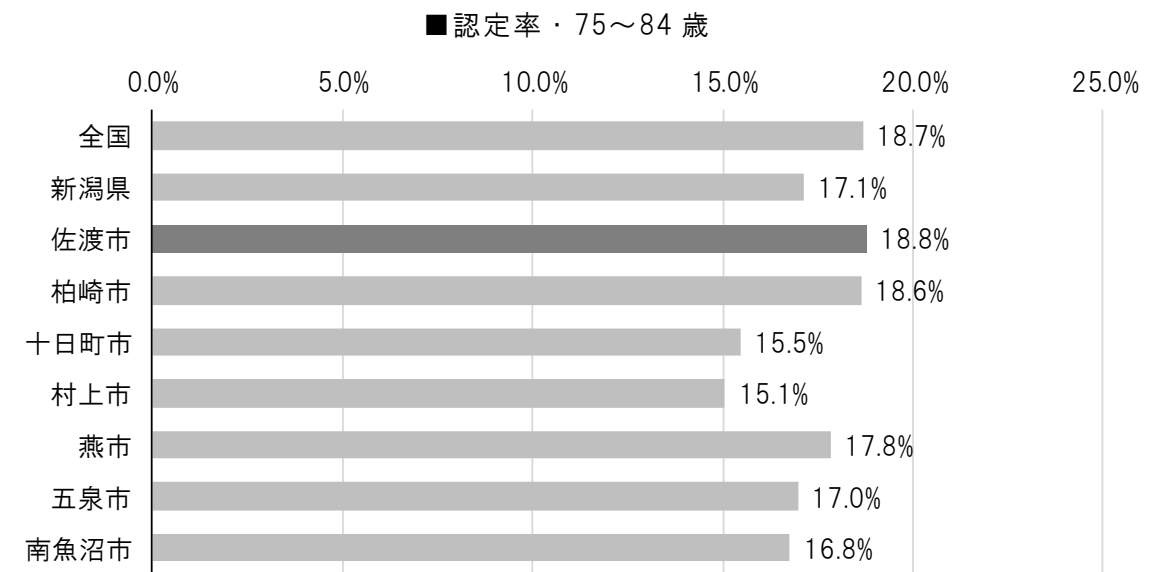
認定率について、国、県及び他市と比較すれば、本市の認定率は、第1号被保険者数全体では22.7%と最も高くなっていますが、調整済み認定率では、国と県の中間的な水準で、他市との比較では2番目となっています。

年齢区分により、特に後期高齢者についてみると（次頁グラフ）、75～84歳は国とほぼ同水準で、県や他市よりやや高め、85歳以上は国、県とほぼ同水準で、他市との比較では概ね中位に位置しています。



※「地域包括ケア見える化システム」令和元年度データで作成。本頁下及び次頁も同様。



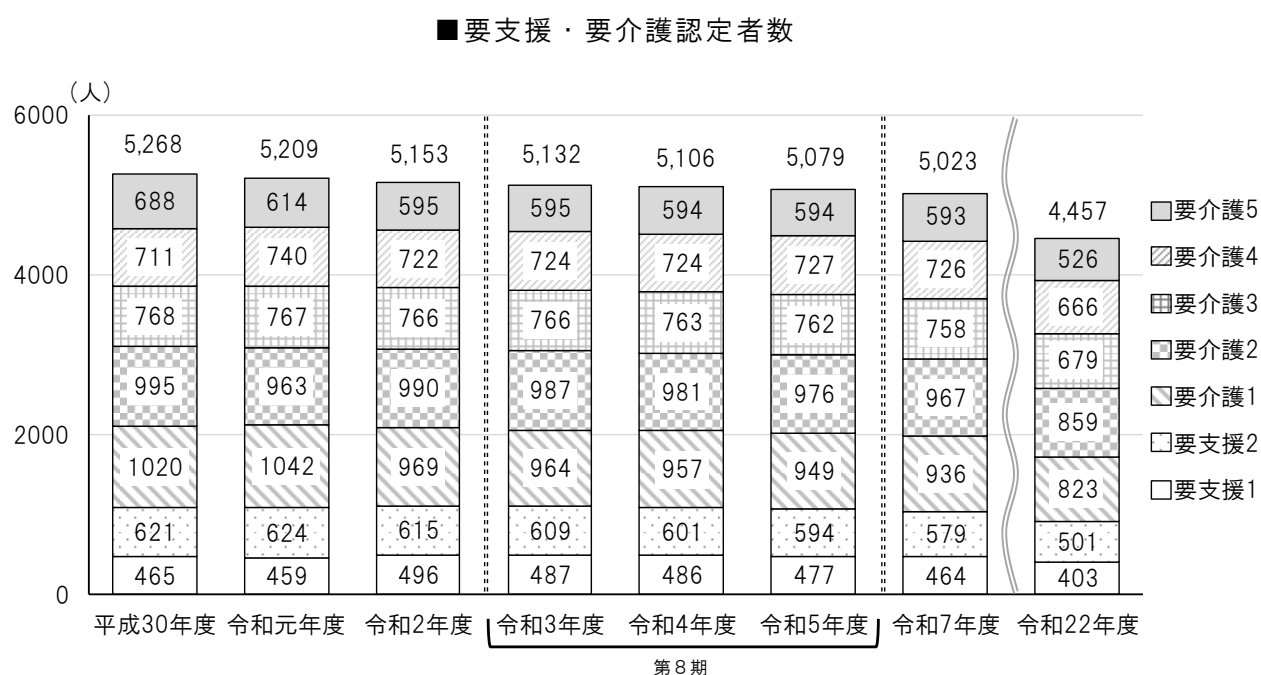


3 短期的推移と推計

第7期計画期間における認定者数は、5,200～5,100人台で推移しています。

直近の認定率の状況が、今後も継続すると仮定した第8期計画期間中の認定者数は、5,100人前後で推移し、令和3年度には5,132人、令和4年度には5,106人、令和5年度には5,079人になるものと見込まれます。

さらに長期の推計をすれば、令和7年度は5,023人、令和22年度4,457人になるものと見込まれます。



※「地域包括ケア見える化システム・将来推計」により作成。

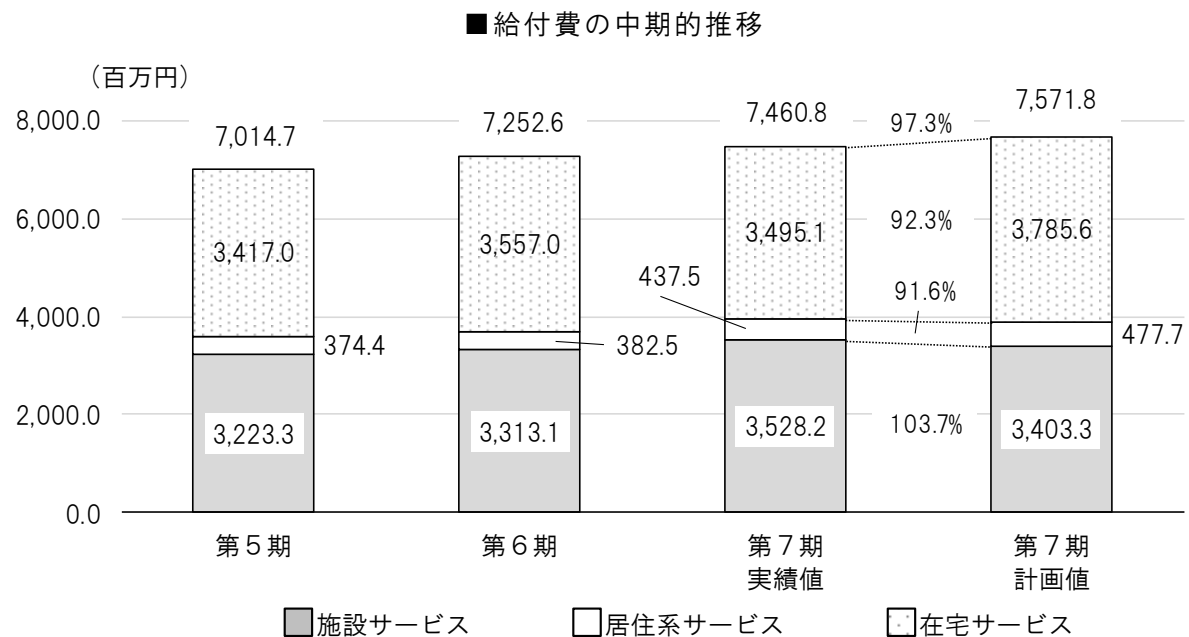
第5節 介護保険サービスの状況

Ⅰ 給付費の中期的推移

給付費の合計の年平均は、第5期の約70.1億円から第6期に約72.5億円、さらに第7期には約74.6億円に増加しました。

サービス系統別にみると、第6期から第7期にかけて施設サービスが約33.1億円から約35.3億円に増加した一方で、在宅サービスは約35.6億円から約35.0億円に減少しています。居住系サービスは約4億円で推移しています。

また、第7期の実績値は、給付費全体で計画値に対して97.3%と見込みを2.7%下回りました。在宅サービスは92.3%、居住系サービスは91.6%と見込を約10%下回りましたが、施設サービスは対計画比103.7%と、見込みを3.7%上回りました。

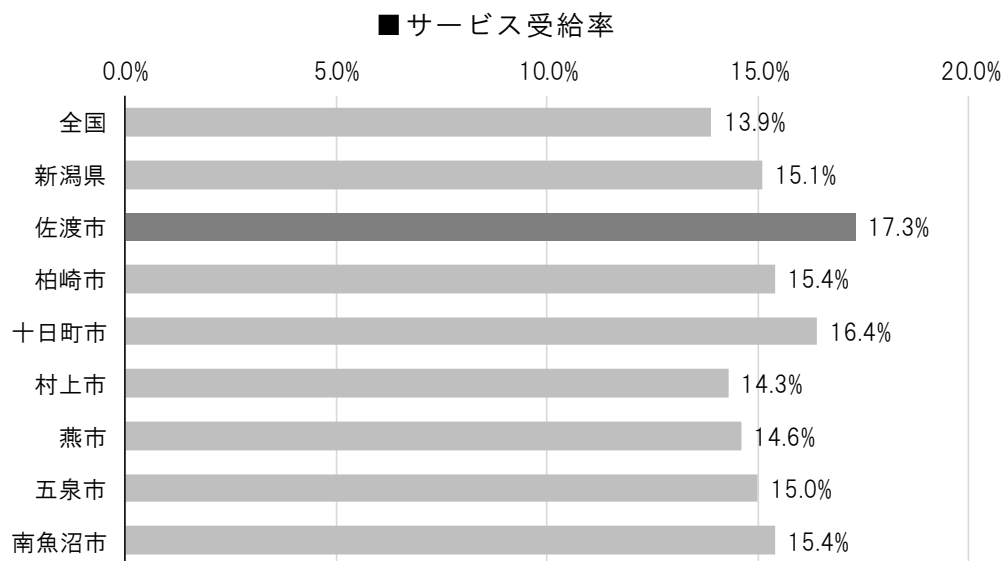


※「地域包括ケア見える化システム」のデータにより作成。

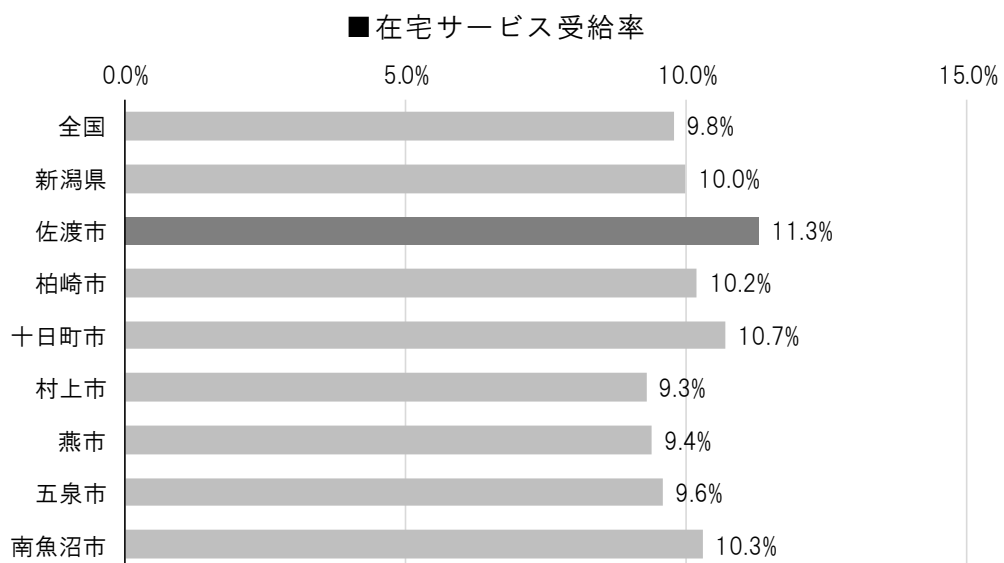
2 サービス受給率の状況

介護サービスの給付に関する主要の指標である「サービス受給率（サービス利用者数÷第1号被保険者数）」について、国、県、他市町村と比較すると、本市は、全体では17.3%で国、県、他市を上回り最も高い水準にあります。

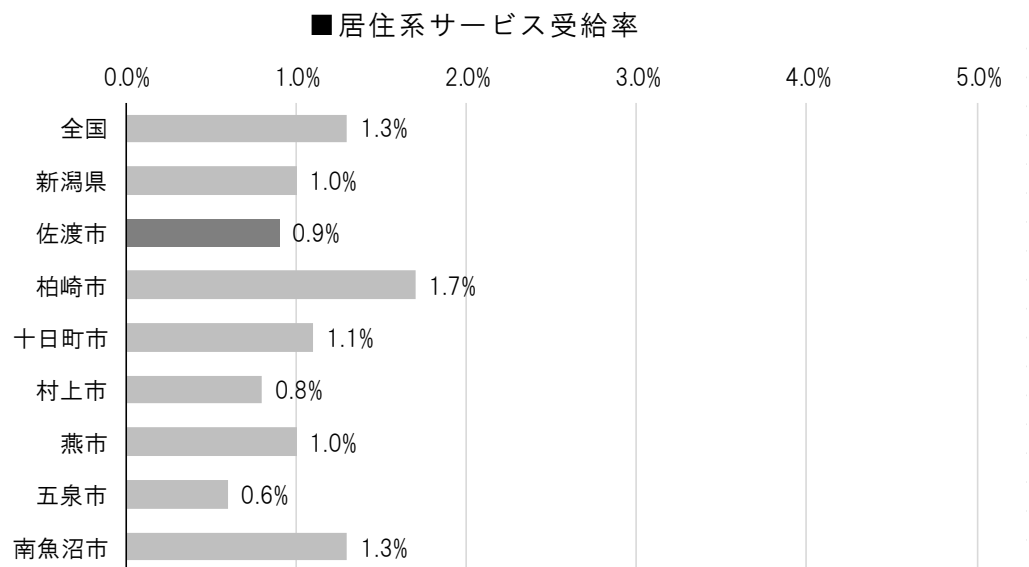
サービス系統別にみれば、在宅サービスと施設サービスは高い水準である一方で、居住系サービスは低い水準となっています。



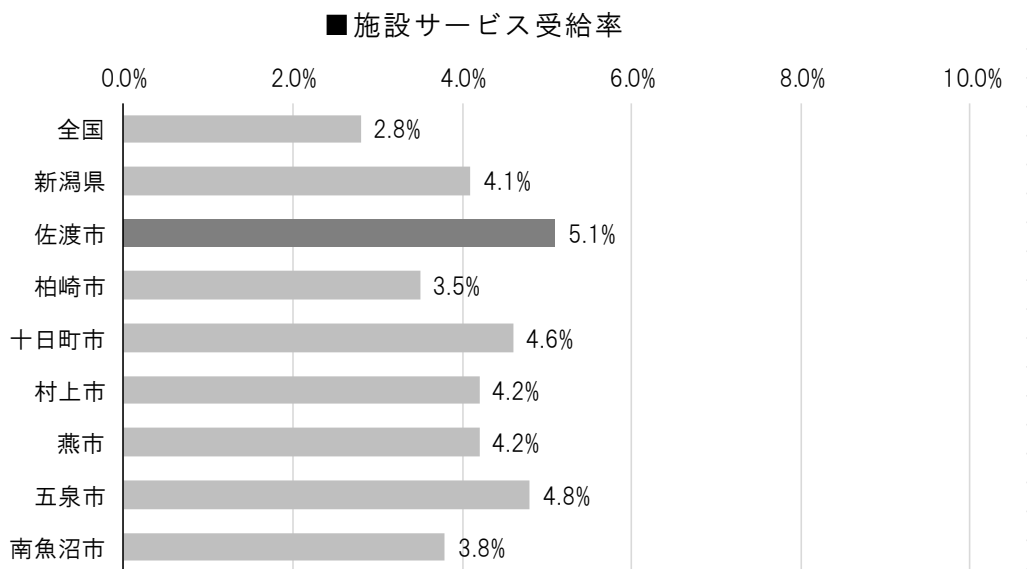
※「地域包括ケア見える化システム」の令和元年度データにより作成。



※「地域包括ケア見える化システム」の令和元年度データにより作成。



※「地域包括ケア見える化システム」の令和元年度データにより作成。

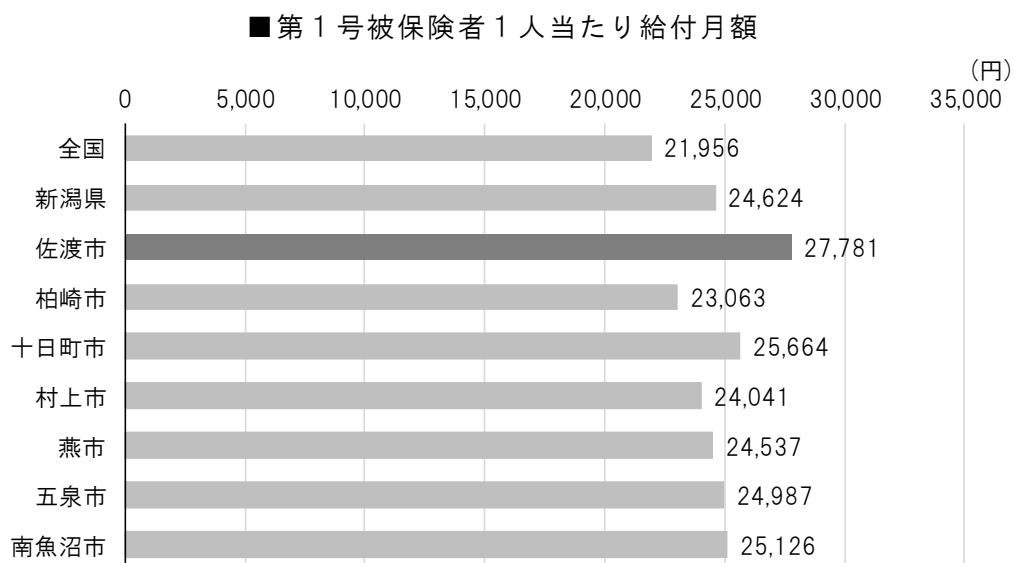


※「地域包括ケア見える化システム」の令和元年度データにより作成。

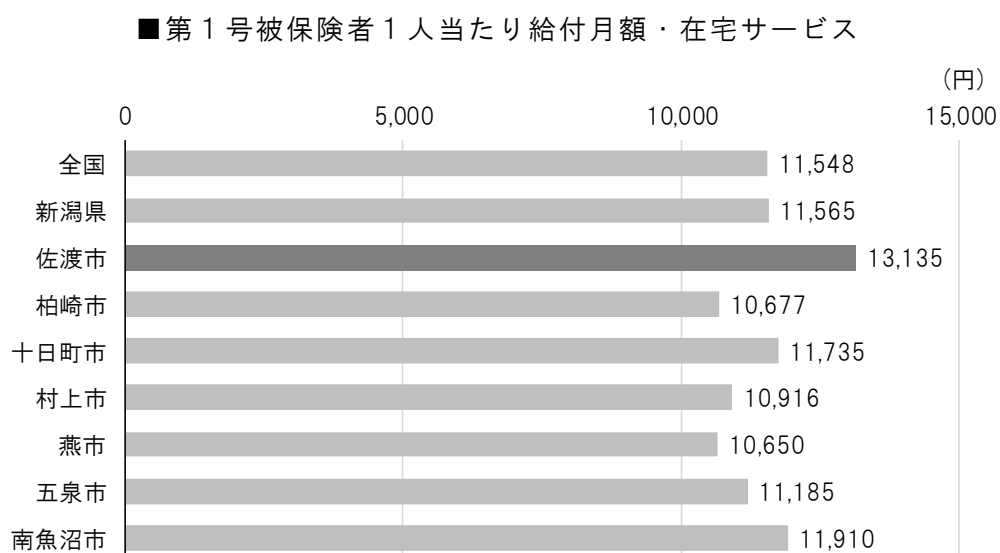
3 第1号被保険者1人当たり給付月額の様況

介護サービスの給付に関する主要の指標である「第1号被保険者1人当たり給付月額」についても、同様に比較すると、本市は、27,781 円であり、国よりも高く県よりも高い水準で、他市との比較でも最も高い額となっています。

サービス系統別にみれば、県よりも在宅サービスが 1,570 円、施設サービスが 2,067 円高く、居住系サービスは 480 円低くなっています。

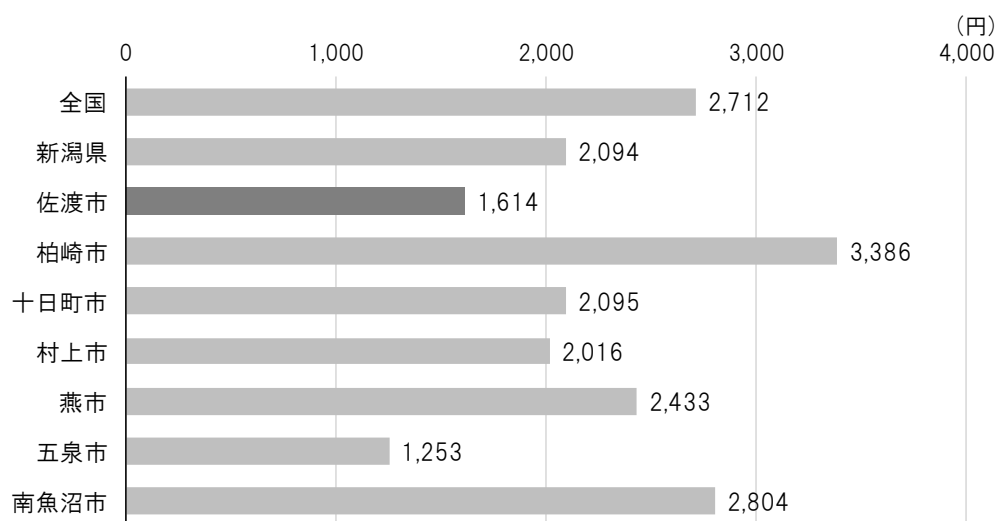


※「地域包括ケア見える化システム」の令和元年度データにより作成。



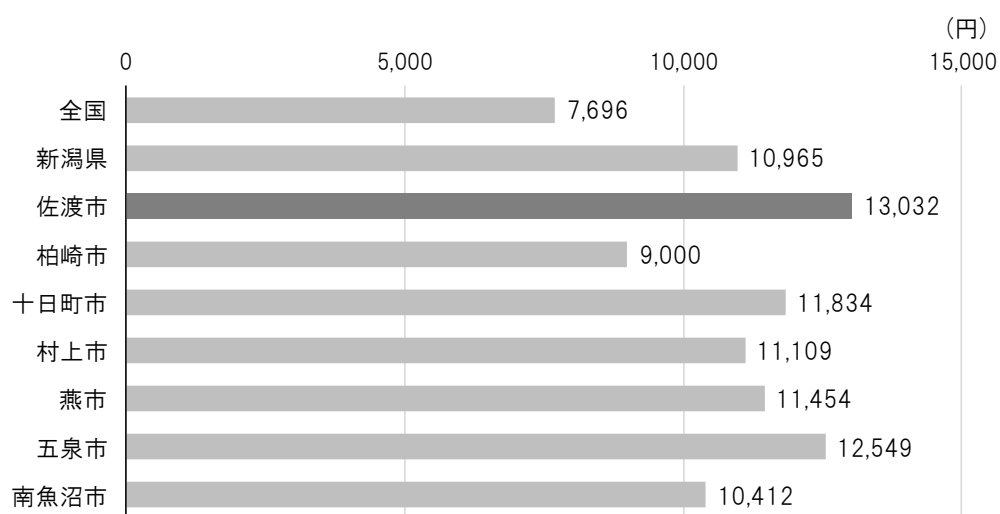
※「地域包括ケア見える化システム」の令和元年度データにより作成。

■第1号被保険者1人当たり給付月額・居住系サービス



※「地域包括ケア見える化システム」の令和元年度データにより作成。

■第1号被保険者1人当たり給付月額・施設サービス



※「地域包括ケア見える化システム」の令和元年度データにより作成。

第6節 高齢者実態調査の概要

Ⅰ 実施概要

(1) 調査実施の趣旨

高齢者実態調査（日常生活圏域ニーズ調査）は、第Ⅰ号被保険者の生活実態に関するアンケート調査を実施し、その結果を分析することにより、要介護状態になる前の高齢者のリスクの発生状況やそのリスクに影響を与える日常生活の状況を把握することで、地域の抱える課題を特定する目的で実施しました。

(2) 調査設計

必須項目 35 問、オプション項目 30 問の合計 65 の設問で作成しました。

調査対象	佐渡市10地区（両津、相川、佐和田、金井、新穂、畑野、真野、小木、羽茂、赤泊）に住む第Ⅰ号被保険者であって、要介護1～5の認定を受けていない高齢者のうち2,500人を無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査時期	令和2年1月～2月

(3) 調査の有効回答数・回答率

本調査の有効回答数・回答率は以下のとおりです。

地区名	対象人数(人)	配布数(人)	回答数(人)	回答率(%)
全 体	18,407	2,500	1,892	75.7
両 津	4,352	596	436	73.2
相 川	2,403	329	234	71.1
佐和田	2,368	320	253	79.1
金 井	1,749	233	188	80.7
新 穂	1,253	170	134	78.8
畑 野	1,452	200	153	76.5
真 野	1,667	223	160	71.7
小 木	1,101	141	100	70.9
羽 茂	1,216	168	138	82.1
赤 泊	846	120	96	80.0

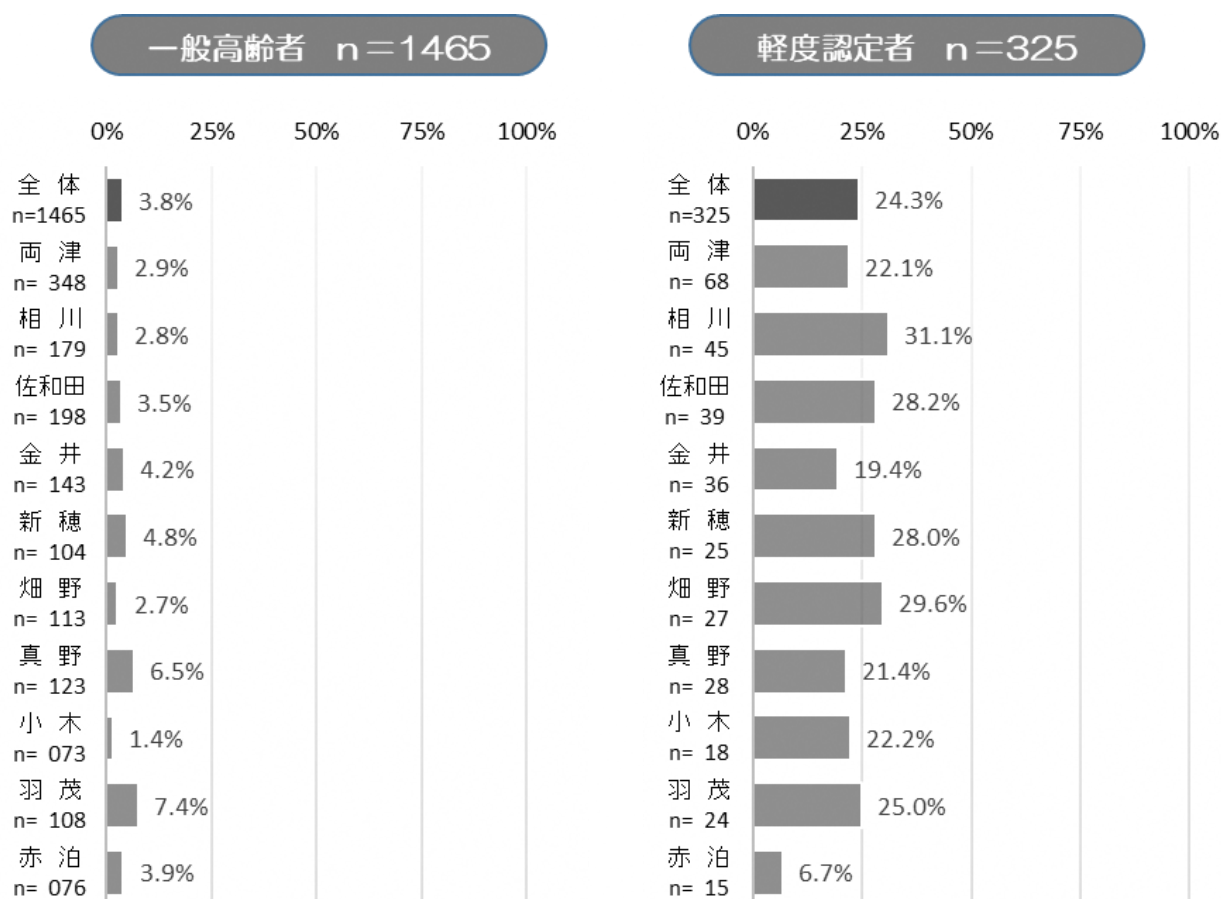
2 調査結果の概要

(1) 閉じこもりリスク保有者の状況

市全体でみると、一般高齢者²では 3.8%、軽度認定者³では 24.3%がリスク保有者に該当しました。平成 29 年調査時は、一般高齢者で 2.5%、軽度認定者で 18.2%がリスク保有者に該当していましたので、この 3 年間で、当市における高齢者の閉じこもりリスク、特に軽度認定者の閉じこもりリスクが 6.1 ポイント増加していることがわかりました。

3 年前の調査結果との比較を交えながら地区別に分析すると、畑野地区の軽度認定者において平成 29 年調査時並びに今回の調査の双方で閉じこもりリスク保有者が 25%を超えています。特に注視すべき地域であると考えます。

■ 閉じこもりリスク保有者の割合（地区別・認定者別）



² 本調査報告書においては、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですかという設問で「介護・介助は必要ない」と回答した方を一般高齢者として扱う。

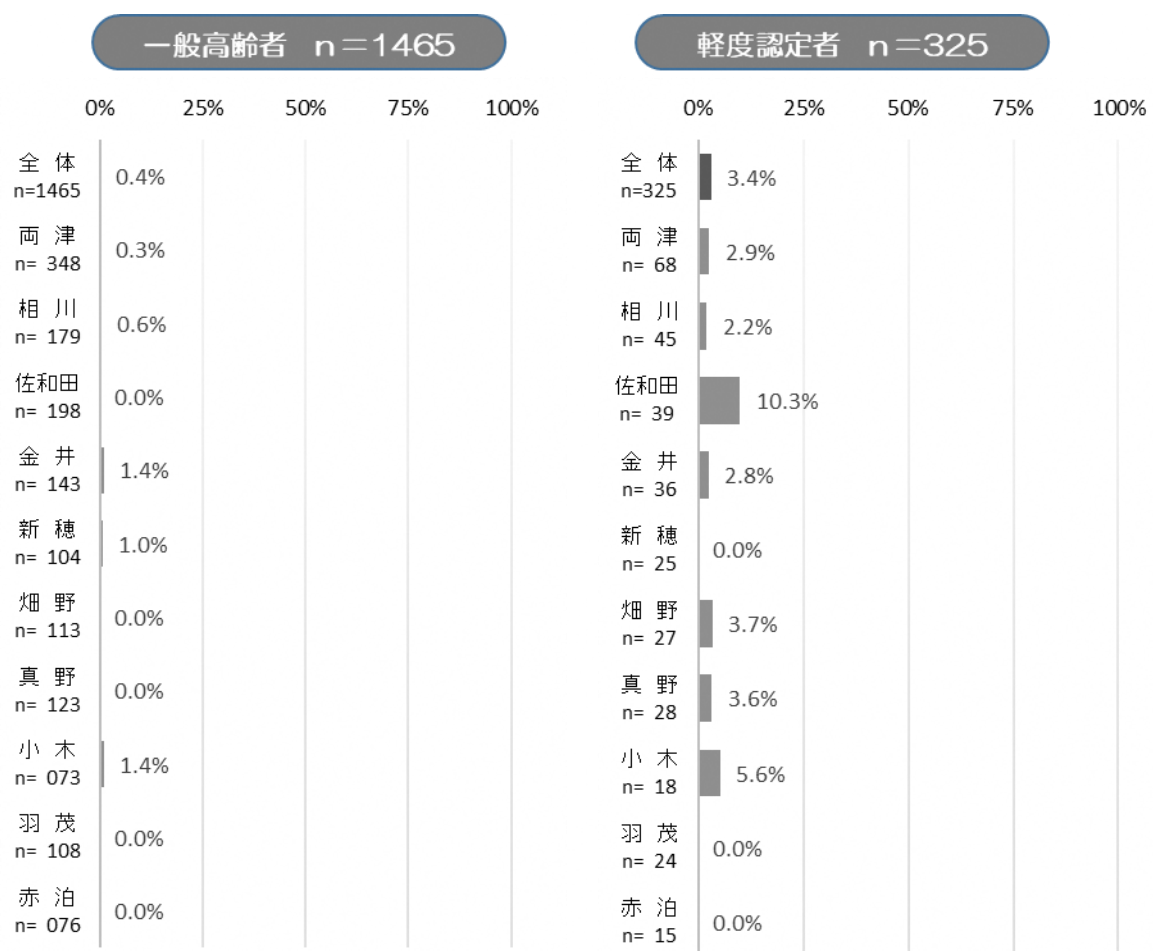
³ 本調査報告書においては、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですかという設問で「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」又は「現在、何らかの介護を受けている」を回答した者を軽度認定者として扱う。

(2) 低栄養リスク保有者の状況

市全体でみると、一般高齢者では 0.4%、軽度認定者では 3.4% がリスク該当者に該当しました。平成 29 年調査時は、一般高齢者では 0.8%、軽度認定者では 3.0% がリスク該当者に該当していましたが、ほぼ横ばいの結果となりました。

3 年前の調査結果との比較を交えながら地区別に分析すると、佐和田地区の軽度認定者において平成 29 年調査時並びに今回の調査の双方で低栄養リスク保有者がもっとも多い結果となりました。特に注視すべき地域であると考えます。

■ 低栄養リスク保有者の割合（地区別・認定者別）

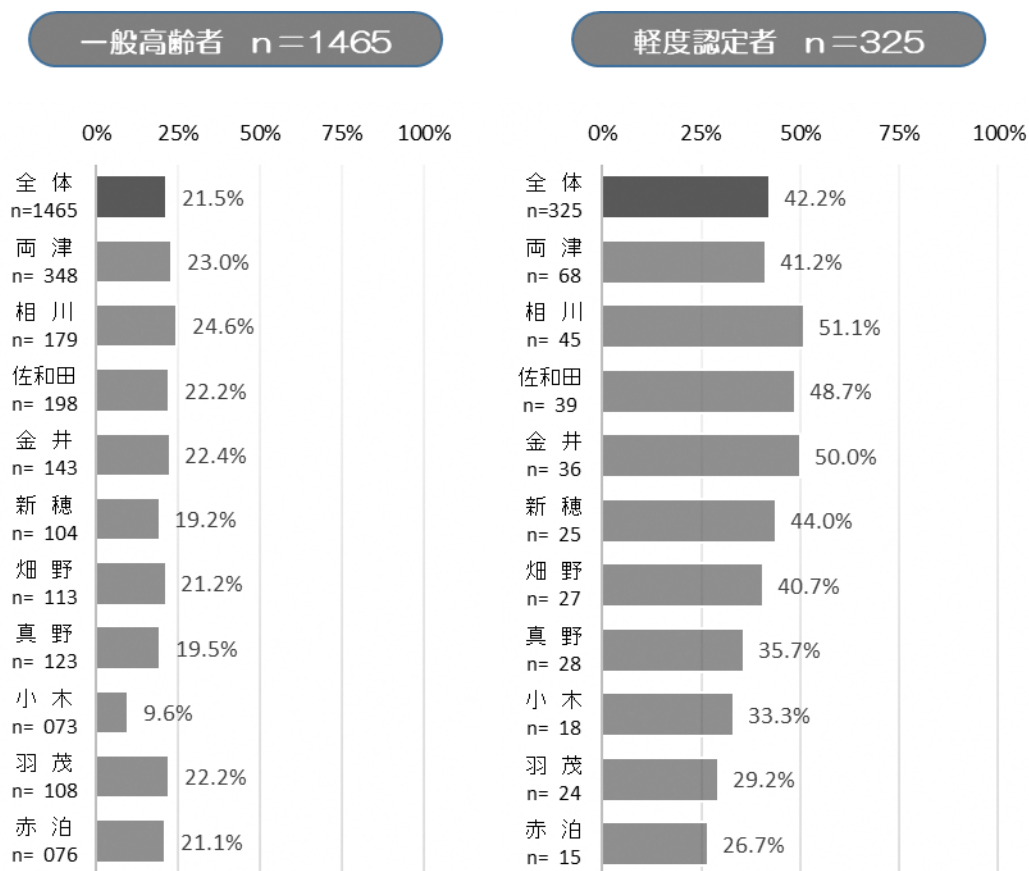


(3) 口腔機能リスク保有者の状況

市全体でみると、一般高齢者では 21.5%、軽度認定者は 42.2%がリスク保有者に該当しました。平成 29 年調査時は、一般高齢者では 20.3%、軽度認定者は 45.5%がリスク保有者に該当していましたので、軽度認定者におけるリスク保有者の割合が 3.3 ポイント減少しています。

3年前の調査結果との比較を交えながら地区別に分析すると、真野地区、羽茂地区の軽度認定者において、平成29年調査時からのリスク保有者割合の大幅な減少がみられました（真野地区 63.6%→35.7%、羽茂地区 59.1%→29.2%）。

■口腔機能リスク保有者の割合（地区別・認定者別）

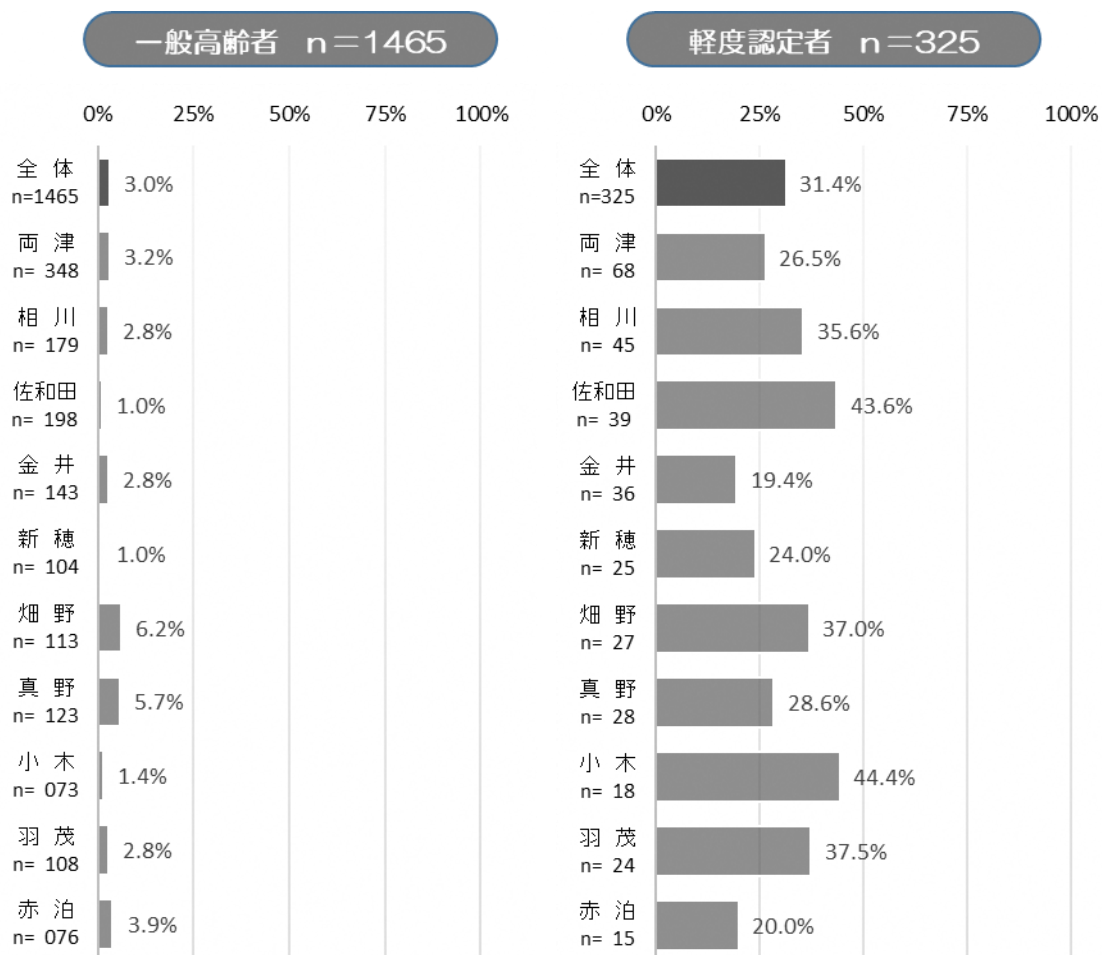


（４）手段的自立度低下^４の状況

市全体でみると、一般高齢者の割合では 3.0%、軽度認定者では 31.4%が該当しました。平成 29 年調査時は、一般高齢者の割合では 3.1%、軽度認定者では 25.7%でしたので、当市における軽度認定者の手段的自立度の低下が 5.7 ポイント進行していることがわかりました。

3 年前の調査結果との比較を交えながら地区別に分析すると、小木地区の軽度認定者における手段的自立度が低い方の割合が、平成 29 年調査時から大幅に増加していることがわかりました（11.1%→44.4%）。特に注視すべき地域であると考えます。

■生活機能（手段的自立度）低下者の割合（地区別・認定者別）



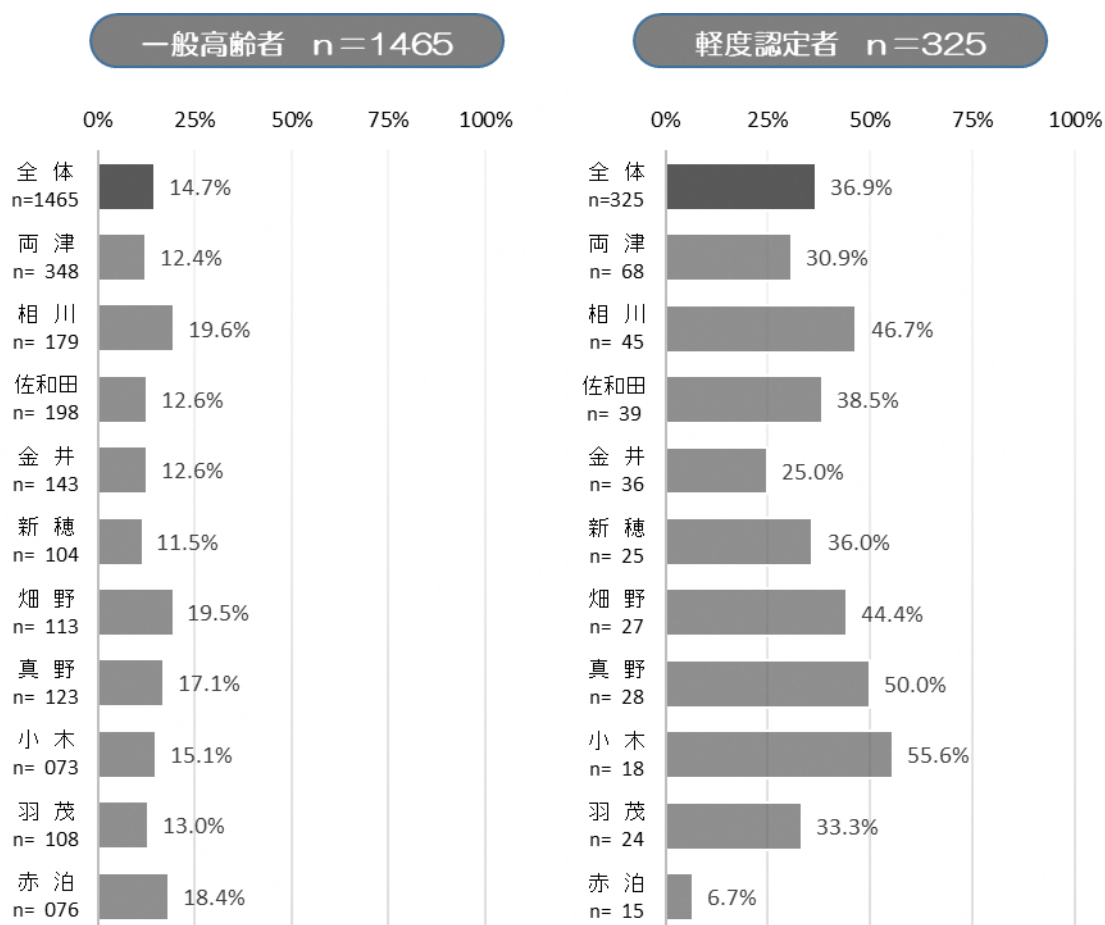
⁴ 外出、買い物、食事用意、支払及び預貯金の設問で、できないものが多い場合に手段に関する自立度が低いと判断しました。

（５）知的能動性低下^５の状況

市全体でみると、一般高齢者の割合では 14.7%、軽度認定者では 36.9%が該当しました。平成 29 年調査時は、一般高齢者の割合では 14.8%、軽度認定者では 32.0%でしたので、当市における軽度認定者の知的能動性の低下が 4.9 ポイント進行していることがわかりました。

３年前の調査結果との比較を交えながら地区別に分析すると、小木地区の軽度認定者における知的能動性が低い方の割合が、平成 29 年調査時から大幅に増加していることがわかりました（22.2%→55.6%）。

■生活機能（知的能動性）低下者の割合（地区別・認定者別）



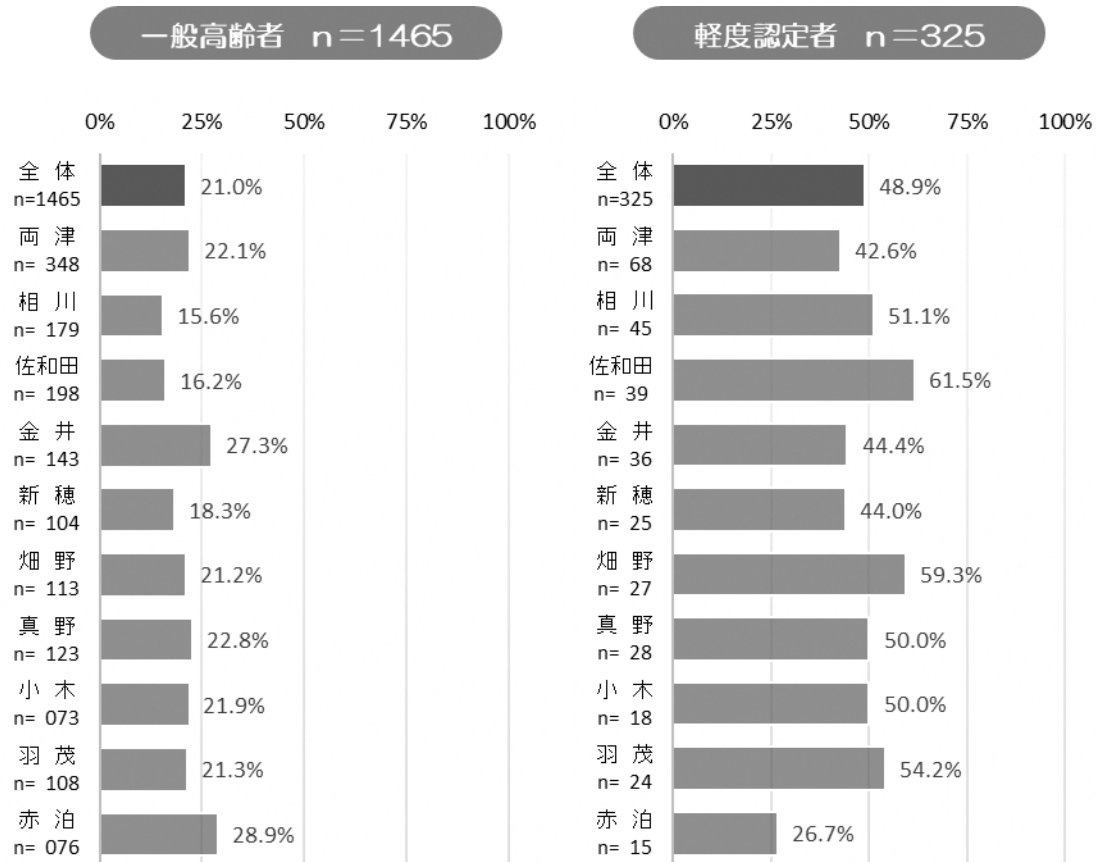
^５ 年金書類、新聞、本や雑誌及び健康への関心の設問で、できないものが多い場合に知的能動に関する自立度が低いと判断しました。

（６）社会的役割低下^６の状況

市全体でみると、一般高齢者の割合は 21.0%、軽度認定者は 48.9%が該当しました。平成 29 年調査時は、一般高齢者の割合は 19.6%、軽度認定者の割合は 48.2%でしたので、ほぼ横ばいの結果となりました。

3 年前の調査結果との比較を交えながら地区別に分析すると、赤泊地区の軽度認定者における社会的役割の低い方の割合が、平成 29 年調査時から大幅に減少していることがわかりました（61.5%→26.7%）。

■生活機能（社会的役割）低下者の割合（地区別・認定者別）



⁶ 友人宅を訪問している、家族などの相談にのる、病人の見舞い及び若い人への話しかけの設問において、していないものが多い場合に社会的役割が低下していると判断しました。

（７）現在治療中、又は後遺症のある病気

現在治療中又は後遺症のある病気については、「高血圧」と回答した方の割合が 25.5%と最も多く、地区別でみると羽茂地区において多い傾向（30.9%）となりました。

２番目に回答が多かった病気は「目の病気」（12.2%）で、地区別では、両津地区（14.6%）、金井地区（14.3%）に多く、相川地区（9.5%）、小木地区（9.3%）では少ない結果となっています。

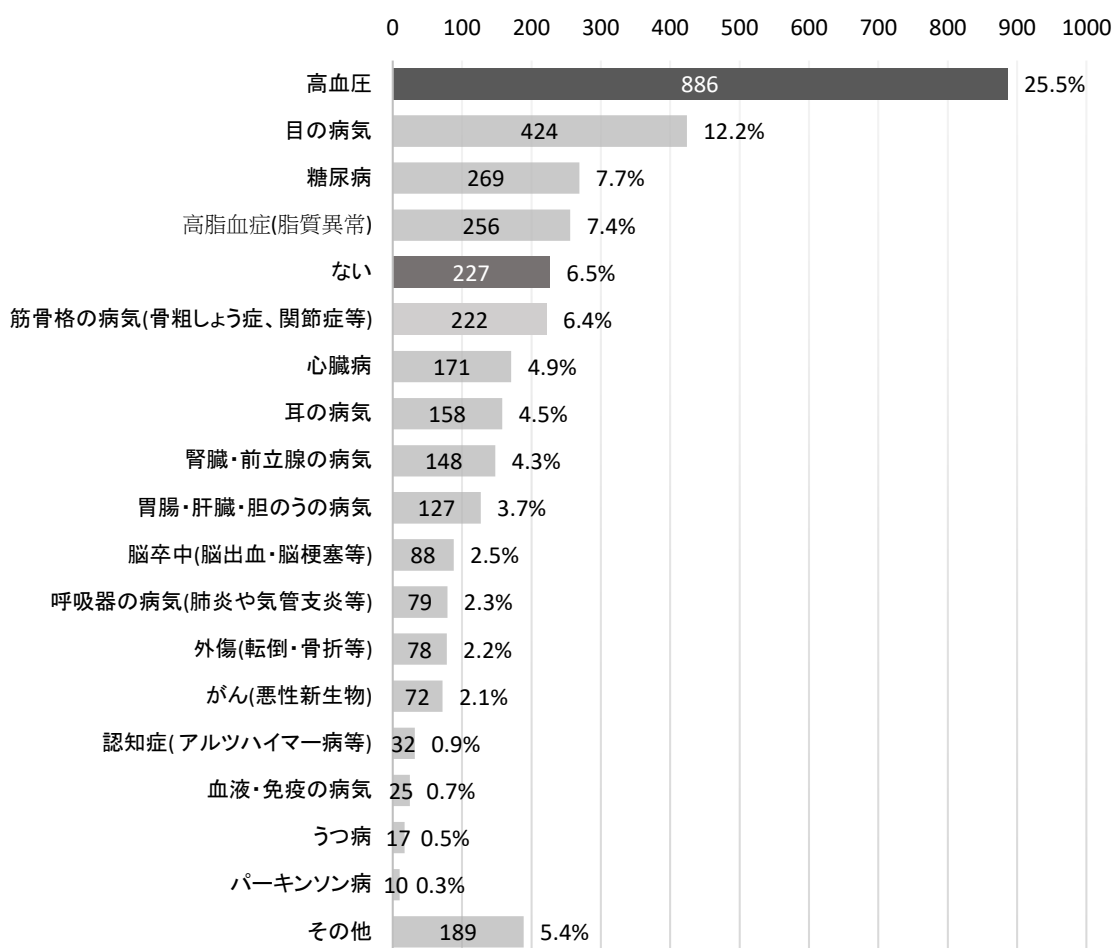
３番目に回答が多かった病気は「糖尿病」（7.7%）で、地区別でみると相川地区が最も多く 11.5%と 1 割を超えています。

また、４番目に回答が多かった「高脂血症」（7.4%）までみると、当市では生活習慣病によって治療中ないし後遺症を有している方が多いことがわかります。

平成 29 年時調査時でも、「高血圧」（26.1%）、「目の病気」（11.3%）、「糖尿病」（7.2%）、「高脂血症」（6.9%）の順であり、順番は変わらない結果となりました。

なお、「ない」と回答した方の割合は 6.5%となっており、平成 29 年調査時の 6.4%とほぼ横ばいの結果となりました。

■ 現在治療中又は後遺症のある病気はあるか（市全体）



■現在治療中又は後遺症のある病気はあるか（地区別）上段/人、下段/%

	全 体 n= 1892	両 津 n= 436	相 川 n= 234	佐和田 n= 253	金 井 n= 188	新 穂 n= 134	畑 野 n= 153	真 野 n= 160	小 木 n= 100	羽 茂 n= 138	赤 泊 n= 096
高血圧	886 25.5%	187 22.8%	123 27.2%	110 24.8%	74 20.8%	71 29.0%	69 27.2%	78 26.0%	47 27.3%	77 30.9%	50 27.0%
目の病気	424 12.2%	120 14.6%	43 9.5%	50 11.3%	51 14.3%	26 10.6%	27 10.6%	36 12.0%	16 9.3%	32 12.9%	23 12.4%
糖尿病	269 7.7%	61 7.4%	52 11.5%	35 7.9%	28 7.9%	15 6.1%	16 6.3%	24 8.0%	12 7.0%	13 5.2%	13 7.0%
高脂血症 (脂質異常)	256 7.4%	57 6.9%	19 4.2%	43 9.7%	24 6.7%	17 6.9%	20 7.9%	28 9.3%	15 8.7%	21 8.4%	12 6.5%
ない	227 6.5%	53 6.5%	28 6.2%	27 6.1%	17 4.8%	20 8.2%	28 11.0%	18 6.0%	14 8.1%	14 5.6%	8 4.3%
筋骨格の病気 (骨粗しょう症、 関節症等)	222 6.4%	53 6.5%	26 5.8%	30 6.8%	23 6.5%	19 7.8%	15 5.9%	22 7.3%	15 8.7%	10 4.0%	9 4.9%
心臓病	171 4.9%	41 5.0%	21 4.6%	18 4.1%	22 6.2%	12 4.9%	11 4.3%	13 4.3%	9 5.2%	16 6.4%	8 4.3%
耳の病気	158 4.5%	42 5.1%	21 4.6%	21 4.7%	17 4.8%	15 6.1%	10 3.9%	11 3.7%	4 2.3%	11 4.4%	6 3.2%
腎臓・前立腺の病気	148 4.3%	36 4.4%	20 4.4%	12 2.7%	18 5.1%	7 2.9%	14 5.5%	11 3.7%	6 3.5%	11 4.4%	13 7.0%
胃腸・肝臓・ 胆のうの病気	127 3.7%	27 3.3%	21 4.6%	14 3.2%	21 5.9%	4 1.6%	6 2.4%	9 3.0%	7 4.1%	4 1.6%	14 7.6%
脳卒中 (脳出血・脳梗塞等)	88 2.5%	20 2.4%	11 2.4%	13 2.9%	11 3.1%	5 2.0%	6 2.4%	8 2.7%	4 2.3%	5 2.0%	5 2.7%
呼吸器の病気 (肺炎や気管支炎等)	79 2.3%	17 2.1%	12 2.7%	11 2.5%	11 3.1%	4 1.6%	8 3.1%	6 2.0%	2 1.2%	5 2.0%	3 1.6%
外傷 (転倒・骨折等)	78 2.2%	19 2.3%	12 2.7%	14 3.2%	2 0.6%	8 3.3%	4 1.6%	6 2.0%	5 2.9%	3 1.2%	5 2.7%
がん (悪性新生物)	72 2.1%	28 3.4%	11 2.4%	8 1.8%	5 1.4%	4 1.6%	3 1.2%	5 1.7%	3 1.7%	4 1.6%	1 0.5%
認知症 (アルツハイマー病等)	32 0.9%	5 0.6%	4 0.9%	4 0.9%	4 1.1%	2 0.8%	3 1.2%	2 0.7%	1 0.6%	3 1.2%	4 2.2%
血液・免疫の病気	25 0.7%	4 0.5%	5 1.1%	4 0.9%	2 0.6%	1 0.4%	1 0.4%	3 1.0%	1 0.6%	1 0.4%	3 1.6%
うつ病	17 0.5%	4 0.5%	2 0.4%	1 0.2%	4 1.1%	1 0.4%	2 0.8%	1 0.3%	1 0.6%	1 0.4%	0 0.0%
パーキンソン病	10 0.3%	3 0.4%	2 0.4%	2 0.5%	0 0.0%	1 0.4%	0 0.0%	1 0.3%	1 0.6%	0 0.0%	0 0.0%
その他	189 5.4%	44 5.4%	19 4.2%	27 6.1%	22 6.2%	13 5.3%	11 4.3%	18 6.0%	9 5.2%	18 7.2%	8 4.3%

（８）地域での活動について

地域社会への参加に関する状況をみると、設問①～⑧のいずれかに参加していると回答した方の割合は 60.1%となりました。平成 29 年の調査では 60.3%であったため、ほぼ横ばいであることが分かりました。

参加している団体を見ると、「町内会・自治会」が 29.7%と最も多く、次いで「収入のある仕事」の 23.8%となりました。平成 29 年調査時では、「町内会・自治会」の次に「趣味関係のグループ」が 22.9%となっていたことからすると、仕事を通じて地域社会とのかかわりを持つ高齢者が増えてきており、これは生きがいに「仕事」を挙げる高齢者が増加しているという調査結果と釣り合いがとれる結果となりました。

また、本調査結果で 3 番目、4 番目に多かった回答は、「趣味関係のグループ」（22.8 %）、「ボランティア」（14.9%）となりました。

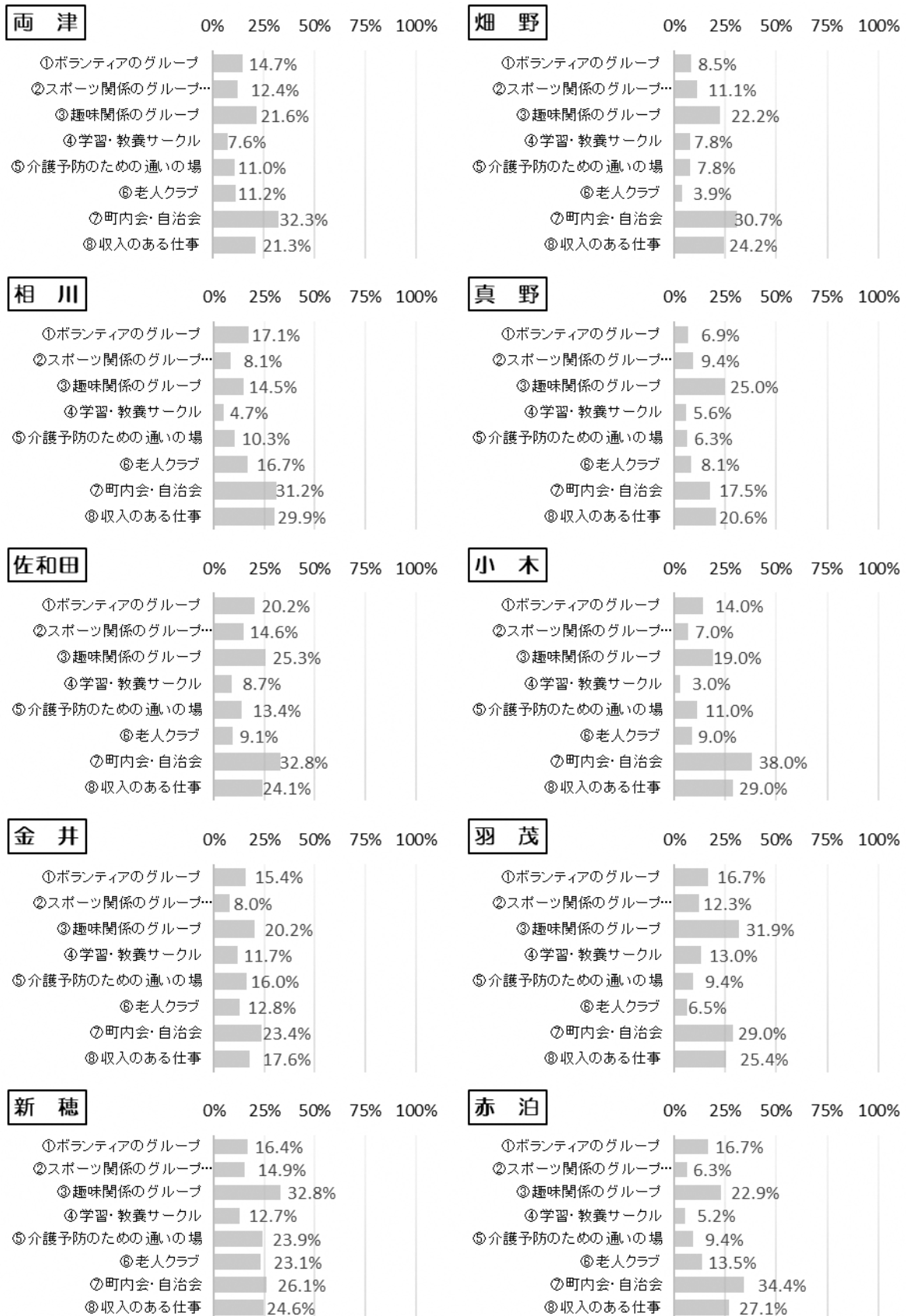
地区別にみると、「町内会・自治会」への参加率が高い地域がほとんどですが、真野地区、羽茂地区、新穂地区では、「趣味のサークル・団体」への参加率が「町内会・自治会」への参加率を上回る地域もあるなど、地域によって異なる結果となりました。

なお、今回の調査より、「⑤介護予防のための通いの場」が項目として追加され、11.7%の参加率となりました。

■地域社会への参加率・参加頻度（市全体）

	週4回以上	週2～3回	週1回	月1～3回	年に数回	参加していない	判定できず
①ボランティアのグループ	0.3%	0.6%	0.6%	3.8%	9.6%	48.0%	37.1%
②スポーツ関係のグループやクラブ	0.2%	2.5%	2.8%	2.5%	3.0%	51.1%	38.0%
③趣味関係のグループ	0.7%	2.7%	3.7%	9.1%	6.6%	44.1%	33.0%
④学習・教養サークル	0.2%	0.3%	0.9%	2.7%	3.9%	52.9%	39.1%
⑤介護予防のための通いの場	0.1%	0.7%	1.5%	5.4%	4.0%	52.3%	35.9%
⑥老人クラブ	0.1%	0.5%	0.2%	2.7%	7.9%	53.1%	35.5%
⑦町内会・自治会	0.3%	0.3%	0.7%	6.0%	22.5%	35.7%	34.6%
⑧収入のある仕事	8.4%	4.0%	2.2%	2.5%	6.8%	42.1%	34.1%
①～⑧のいずれかに「参加している」	60.1%						

■地域づくりへの地区別参加率（年に１度でも参加していればカウント）



第 7 節 在宅介護実態調査の概要

Ⅰ 実施概要

(1) 調査の趣旨

在宅介護実態調査は、地域包括ケアシステムの充実における、いわゆる「介護離職」の防止の観点から、要介護高齢者等の在宅生活の継続と家族介護者等の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を検討する基礎資料収集を目的として実施しました。

(2) 調査票設計及び調査対象者等

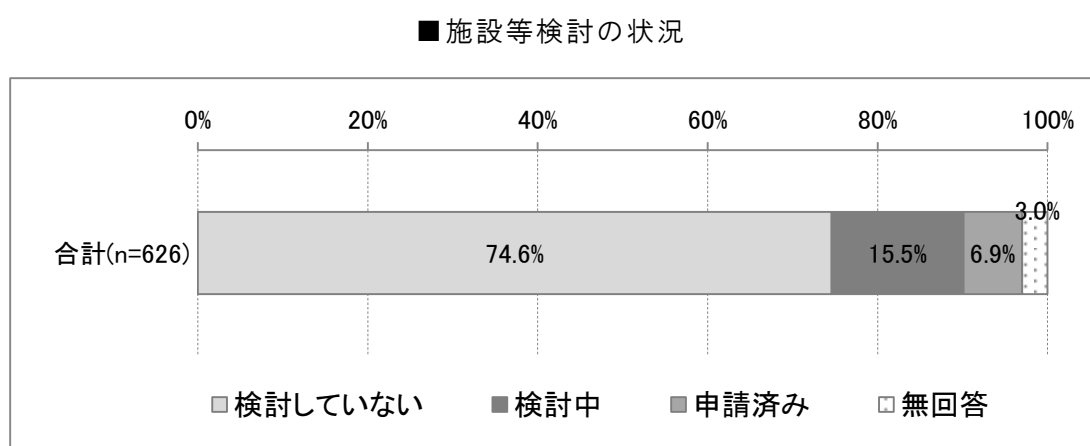
国が示した調査票（A 票 5 設問、B 票 4 設問）で作成しました。
調査対象者等は、次のとおりです。

調査対象	要支援 1、2 及び要介護 1～5 の認定を受け在宅で介護サービスを利用している方とその御家族等の主たる介護者
調査方法	認定調査員による訪問・聞き取り
配布・回収等	配布数：630 有効回収数：626 有効回収率：99.4%
調査時期	令和元年 9 月 1 日～令和元年 12 月 27 日

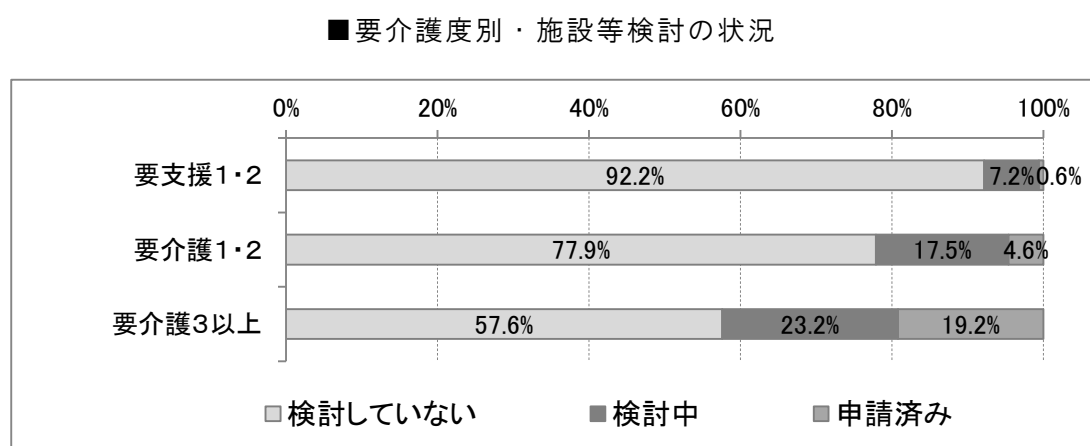
2 調査結果の概要

(1) 施設等検討の状況

施設入所の検討状況について、施設入所を「検討していない」が74.6%（前回77.1%）でした。



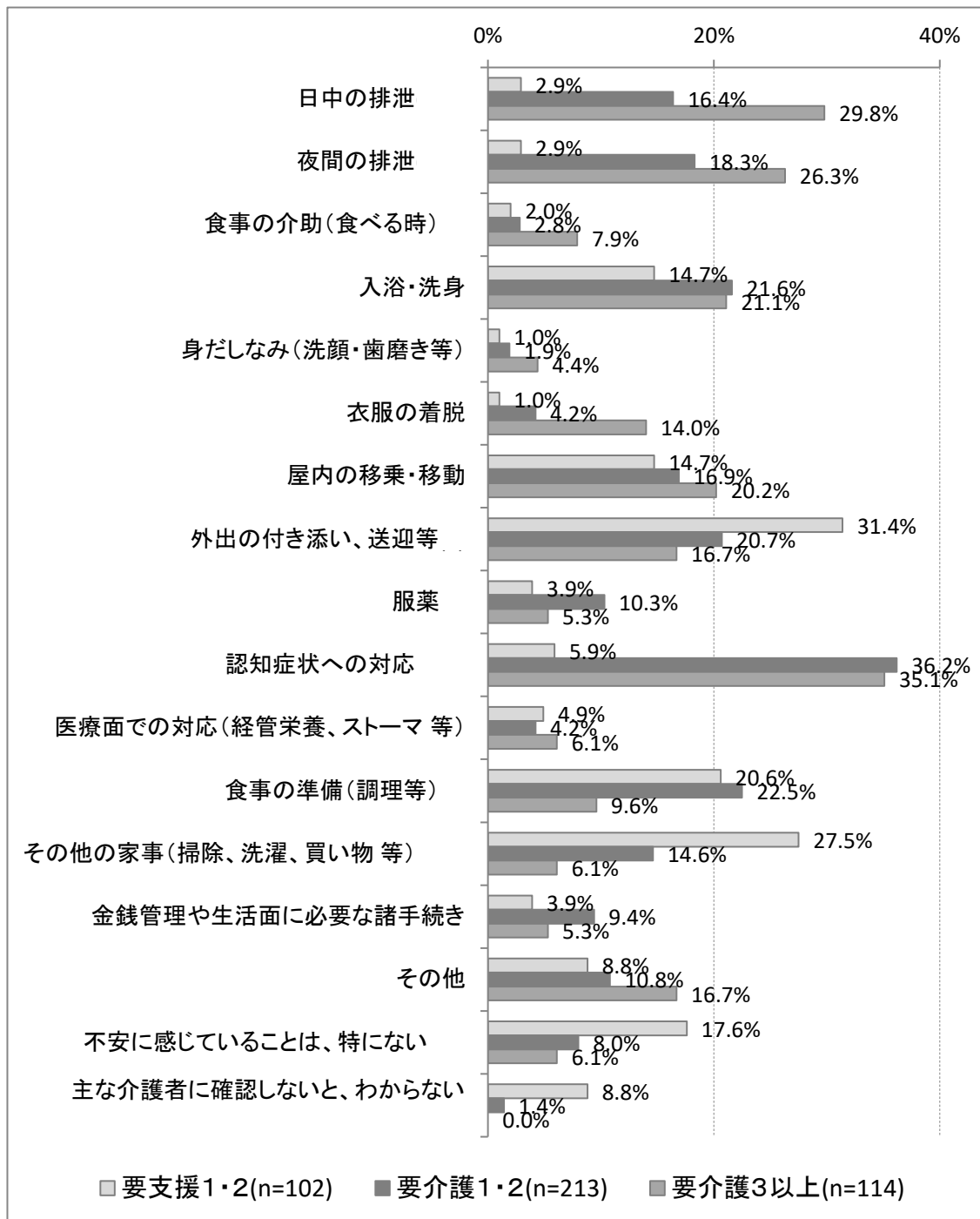
要介護度別の施設入所検討状況は、要介護3以上の場合「検討中」・「申請済み」が42.4%（前回35.7%）となり、前回より7ポイントの増となっています。



(2) 主な介護者が不安に感じる介護

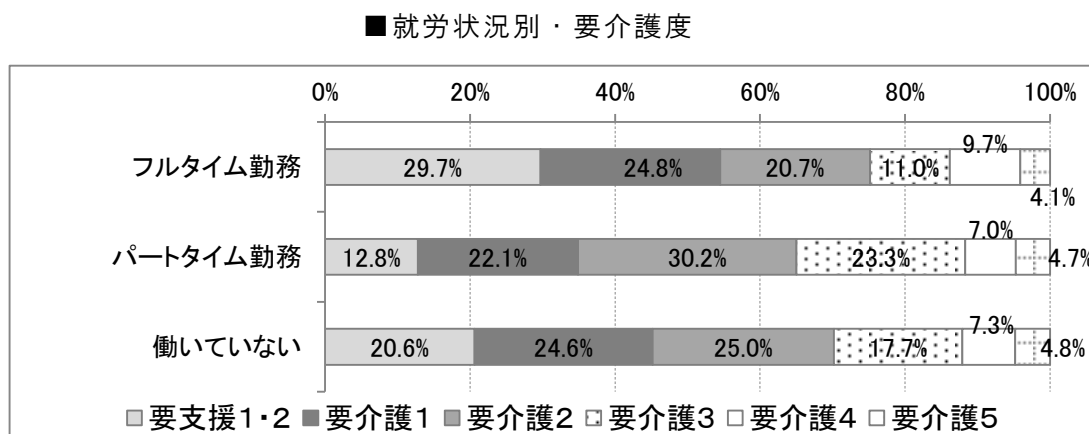
主な介護者が不安に感じる介護について、要介護3以上「日中の排泄」「夜間の排泄」「認知症状への対応」の不安が高い傾向となっており、前回調査と同様の結果となっています。介護者の不安を軽減し、在宅での生活を長くするためには、これらの3つに焦点を当てることが重要と考えます。また、「医療面での対応」が低いのは、在宅で実際に行われている方が少ない可能性が高いと想定され、そういった方の不安にも留意する必要があります。

■要介護度別・介護者が不安に感じる介護



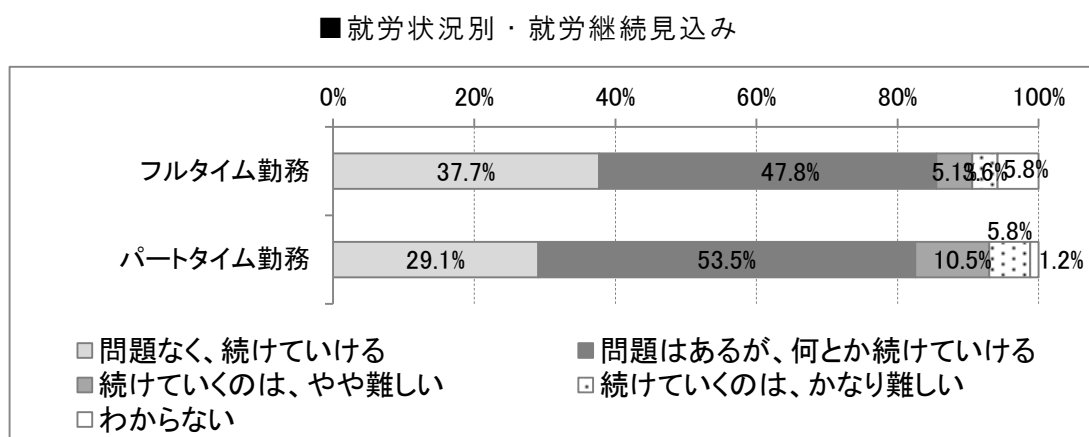
（３）主な介護者の就労状況

主な介護者の就労状況が「フルタイム勤務」の場合、要介護者は要介護２までが75.2%と約4分の3を占めます。「パートタイム勤務」及び「働いていない」の場合は、要介護２までは約65～70%であり、「フルタイム勤務」よりもやや低くなっています。



（４）就労継続の見込み

就労継続の見込みに関して、「フルタイム勤務」は「問題なく続けていける」が37.7%であるのに対して、「パートタイム勤務」は29.1%にとどまります。

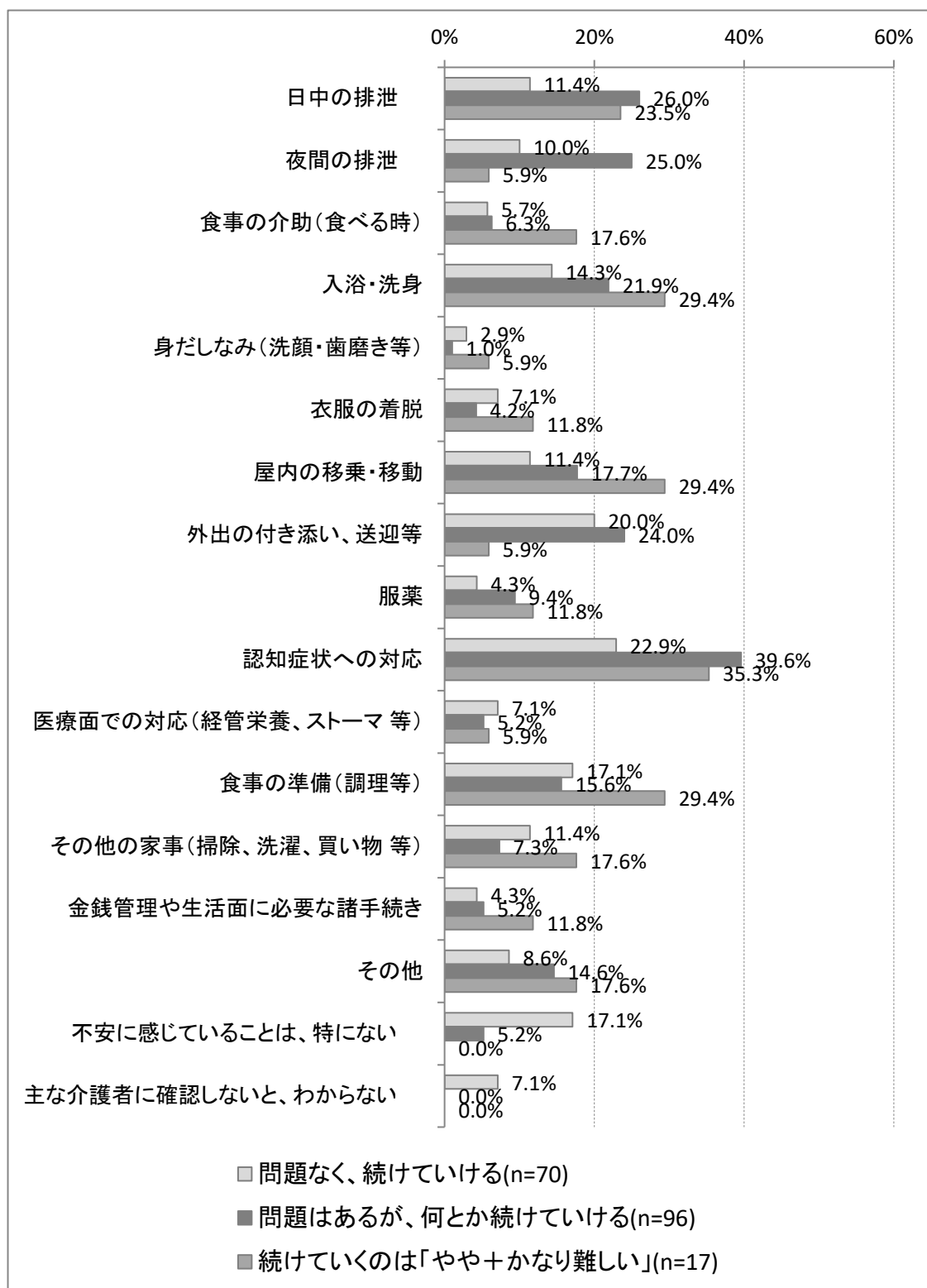


（４）就労継続の見込みと主な介護者が不安に感じる介護

就労継続の見込みと今後の在宅生活継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護については、「問題はあるが、何とか続けていける」、もしくは「続けていくのは難しい」とする人では、「日中、夜間の排泄」、「入浴・洗身」、「屋内の移乗・移動」、「認知症状への対応」に不安が大きい高い傾向がみられました。これ

らの不安に対する介護が「在宅生活を継続しながらの就労継続」について、介護者が可否を判断する要素となっている可能性があります。

■就労継続見込み別・介護者が不安に感じる介護（フルタイム勤務＋パートタイム勤務）



第8節 本市の課題

前節までに確認した現状と将来推計を踏まえれば、本市の主要課題として以下の点があげられます。

- ① 令和7年（2025年）までの間、総人口、生産年齢人口、高齢者人口のいずれも減少すると見込まれますが、高齢者人口の減少が最も緩やかなことから相対的にさらなる高齢化が進展します。これに従い、介護及び生活支援等の各サービス量も増加するものと考えられることから、引き続き、サービス提供体制の充実を図る必要があります。
- ② さらに、令和22年（2040年）までを長期的に展望すれば、総人口が約36%、生産年齢人口が約42%減少するなかで、高齢者人口は約28%の減少であり、なかでも要介護等認定率が59.1%と介護ニーズの高い85歳以上は、約7%の減少と見込まれます。本市では、これまで介護予防に取組み、要介護等認定率は概ね国と同水準ですが、県及び県内他市との比較からは、さらなる予防の効果が期待されるところです。令和22年（2040年）を見据え、これまで以上に多くの方の参加・参画を得て、介護予防の取組を、更に充実にしていく必要があります。
- ③ また一方で、介護予防の取組を更に充実にしても増加するであろうと考えられる介護等のサービス量に対応するため、必要な人材の確保・育成を図ることが求められます。
- ④ 世帯に関する推計によれば、「一般世帯総数」は、長期的に減少傾向で推移する一方で、「高齢者のいる世帯」は、15,000台でほぼ横ばいに推移するとともに、その類型としては、最も要援護性の高い「高齢者単身世帯」の顕著な増加が見込まれることから、地域における日常生活の支援体制のさらなる整備が必要となります。
- ⑤ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によれば、地域活動に関し、「参加していない」の回答が多く、また、「収入のある仕事」を除けば、参加度合いが「週1回以上」が1割を超える活動はありません。一方で地域づくりへの参加意向は53%と5割を超えます。地域への参加を通じ高齢者の生活の質（QOL）を維持するという観点だけでなく、地域共生社会を実現する観点からも、更に多くの参加を得て、地域活動が活性化することが求められます。
- ⑥ また、同調査では、「閉じこもり」、「口腔機能」、「手段的自立度低下」等のリスクに該当する者の割合は、後期高齢期に上昇しています。これらのリスクに多くが該当する年齢層に到達する前の段階から、介護予防等への取組に対して、より積極的に参加していただくことが期待されます。
- ⑦ 在宅介護実態調査によれば、調査対象者の要介護度が重いほど、施設等への入所・入居の検討あるいは申込を行っていますが、調査対象者の要介護度が重いほど「介護者が不安に感じる介護」に関して「認知症状への対応」、「夜

間の排泄」及び「日中の排泄」が上位にあげられ、これらの不安が施設等への入所・入居の検討あるいは申込を行う有力な契機となっていることがうかがわれます。また、「仕事と介護の継続」に関して「継続困難」だと考えている方も「不安を感じる介護」について「日中の排泄」、「夜間の排泄」、「認知症状への対応」を上位にあげています。本市全体で認知症に対する理解を深めるとともに、地域共生に向けた認知症の支援体制を更に充実する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

前章で確認した現状及び将来推計を踏まえ、そこから導き出された諸課題に対応するため、第7期の基本理念「生きがいにあふれ、いつまでも自分らしく暮らせる佐渡」を継続し、高齢者が、健康で生きがいをもち、いきいきとした生活ができるよう、健康づくり及び介護予防を推進するとともに、たとえ介護や支援が必要となっても、その人らしく住み慣れた地域において、本人の能力に応じた自立した生活が維持できることが大切です。そのために、地域社会に基盤を置いた様々な保健、福祉、介護などのサービスが選択できるとともに、家族、仲間、地域がつながり、支え合う仕組みをつくれます。

基本理念

生きがいにあふれ、
いつまでも自分らしく暮らせる佐渡

第2節 基本目標

基本理念の実現のために各分野における基本目標を、次のように掲げることとします。

基本目標1 一人一人の高齢者の尊重と自立の支援

高齢者が加齢に伴う身体上、精神上的の障がいや生活上の困難があっても、自分の生き方や自分の生活のあり方を自分自身で判断し、決定し、行動していくことは人間として当然の権利です。

本市は、すべての高齢者を個人として尊重し、たとえ介護や支援が必要になっても、可能な限り自分自身による意思決定のもとで、その人なりの自立した生活を目指していくことを支援します。

基本目標2 ふれあいと支え合いによる地域づくり

高齢者が個人として尊重され、その人なりに自立した生活を送るには、それを支援する施策を充実させていくとともに、地域社会の担い手である市民一人一人が互いに尊重しあい、助けあう地域をつくる必要があります。そのためには、高齢者自身の積極的な参加のもとで、地域住民と行政の協働による環境整備を通じて、誰もがふれあい、助けあい、支え合いながら、安心して生活することができる地域づくりを目指します。

基本目標3 総合的かつ効率的な施策の推進

すべての高齢者が、住み慣れた地域で自立し安心して暮らし続けるようにするためには、福祉を始め、保健、医療、雇用、社会参加、生涯学習、住宅、生活環境整備等の生活を支える施策を提供することが大切です。

本市は、高齢者が生きがいをもち、安心して暮らせる地域づくりを構築するため、総合的かつ効率的な施策を推進していきます。

第3節 計画の基本方針

基本理念と基本目標に沿って各施策分野における基本方針を、次のように定めるものとします。

基本方針1 健康づくりと介護予防の推進

壮年期からの生活習慣病の予防対策を基本として、健康寿命を延ばし、長く健やかに暮らせる健康増進対策や保健対策を強化します。また、介護予防の視点から要支援・要介護状態にならないための健康づくりを支援するとともに、要支援・要介護状態になっても、その状態の改善や悪化防止ができるよう保健事業と介護予防事業を一体的に取り組んでいきます。

基本方針2 高齢者の尊厳ある暮らしの支援

近年、認知症を抱える高齢者も増加していることから、虐待防止対策を進めるとともに高齢者の権利擁護に努めます。また、認知症の方とその家族への対応力向上のための取組を推進するとともに、高齢者の生活相談、支援体制の充実を図ります。

基本方針3 住み慣れた地域での福祉サービスの推進

介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において居宅での日常生活を安心して継続的に営むことができるよう、身近な地域で提供するサービス基盤の整備を図ります。

市民生活が多様化する中で、個人の選択や生活観を尊重する社会の実現に向けて、それぞれの特性にあわせて選択できる幅広い高齢者福祉サービスの提供に努めます。また、医療・介護・福祉連携体制を整備し、切れ目のないサービスを提供するとともに、それを支える保健・医療・福祉の専門職、民生委員やボランティア等とのネットワークの構築を総合的に進めます。

基本方針4 社会参加を促進する地域づくりの推進

生きがいにあふれた地域づくりを実現するために、壮年期の市民や高齢者が、働く意欲や地域での活動の場を持ち、積極的に社会参加や学習・健康づくり活動、さらにはボランティア活動等に参加することができるよう、学習・スポーツ活動の充実や社会参加機会の提供に努め、活力ある地域社会が形成されるよう取り組んでいきます。

また、誰もが地域社会と交流できる拠点の設立を支援し、地域や社会の一員として、社会貢献できる仕組みづくりを推進します。

基本方針５ 安全安心な地域づくりの推進

高齢者が介護を要する状態になっても、その人らしい生活を自分の意志で送ることができるよう、本人や家族介護者を地域社会全体で支える体制を強化していきます。

また、高齢者が地域で生活するに当たって安心して生活できるよう、公共施設のバリアフリー化の推進、防災対策や防犯対策等の安全対策を進めます。

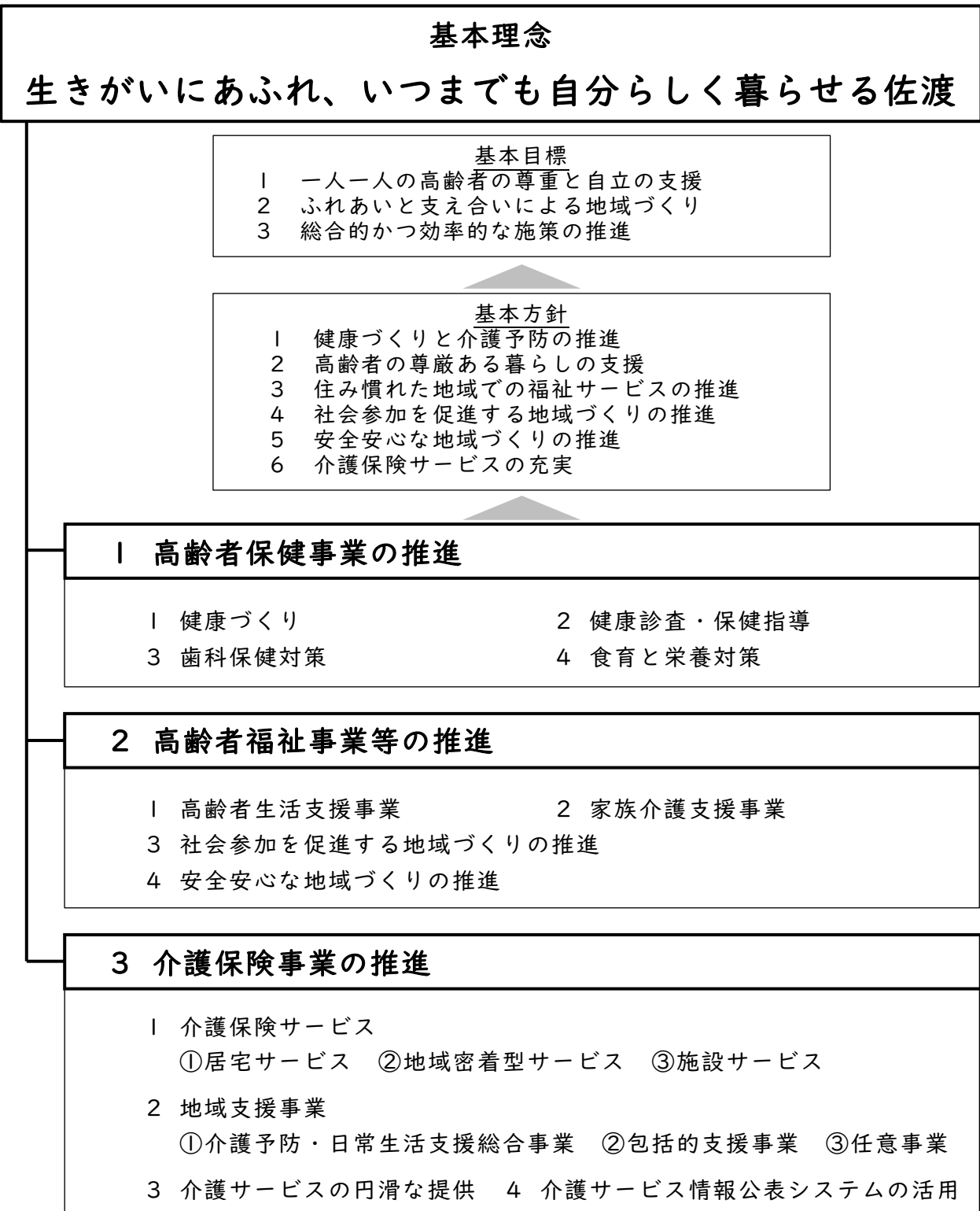
基本方針６ 介護保険サービスの充実

高齢者が介護を必要とする状態になっても住み慣れた地域で安心して生活するためには、地域全体が高齢期における身体的、精神的状態や今後、増加が予想される認知症等を正しく理解する等、地域で支える環境の整備が必要です。また、「老老介護」等が増えて在宅の介護力低下もみられることから、介護する方自身への支援も充実する必要性があり、在宅生活を支えるサービス（居宅サービス、地域密着型サービス、高齢者福祉サービス）の充実を図る必要があります。

一方、在宅サービス等の利用によってもなお在宅生活が困難な方への支援として、今後も施設整備を進めていきます。あわせて、在宅・施設サービスを支える介護人材の確保も重要であり、その確保と質の向上に努めます。

第4節 施策体系

基本理念である「生きがいにあふれ、いつまでも自分らしく暮らせる佐渡」のため、「高齢者保健事業」、「高齢者福祉事業等」、「介護保険事業」の3領域において各事業を実施します。



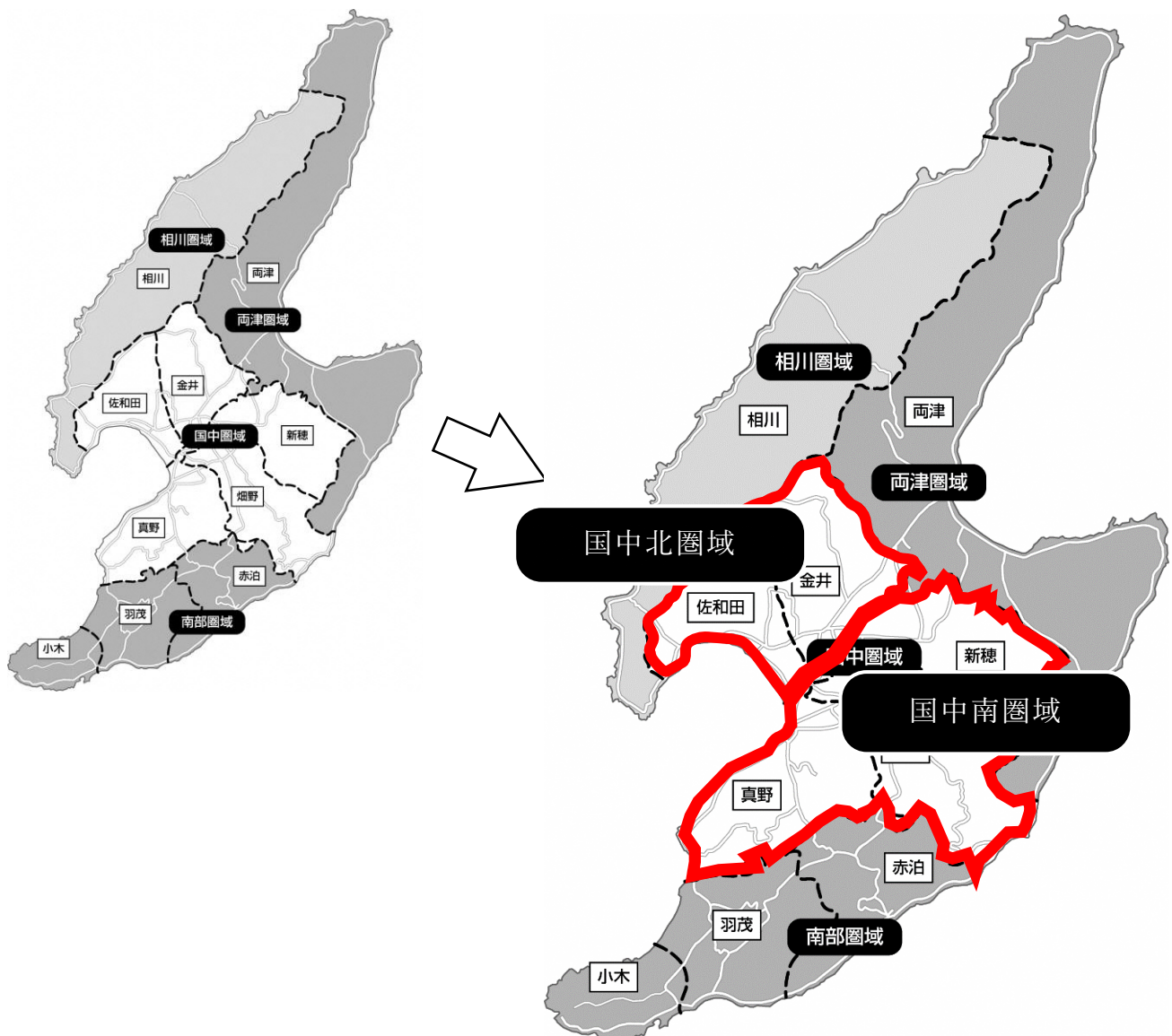
第5節 日常生活圏域の考え方

地域の要介護者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活できるように、市内における地理的条件、人口、交通事情など、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況等の条件を総合的に勘案し、日常生活圏域を設定して取り組むことが計画で求められています。

本市では、4圏域としていましたが、第7期計画において「第8期計画では、国中圏域を佐和田地区・金井地区と真野地区・畑野地区・新穂地区の2つに分け、全部で5圏域での設定」を考慮する旨を明記していました。

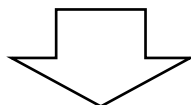
本計画では、予定どおりに国中圏域を南北に分け、全5圏域の設定とします。

■ 日常生活圏域の区域



■圏域別地域資源の状況（令和２年６月３０日時点）

日常生活圏域	人口	65歳以上人口	高齢化率	要支援認定者数	要介護認定者数	認定者数	病院（精神含む）及び有償診療所の許可ベッド数	内科系診療所数（精神含む）	歯科診療所数	調剤薬局数	特別養護老人ホーム床数	介護老人保健施設床数	認知症高齢者グループホーム床数	介護サービス床数合計	床数合計÷65歳以上人口
両津	12,139	5,290	43.6%	275	1,060	1,335	99	3	5	5	105	170	18	293	5.5%
相川	6,066	2,912	48.0%	174	541	715	52	1	1	1	107	150	18	275	9.4%
国中	27,144	10,212	37.6%	516	1,799	2,315	546	8	14	15	326	80	72	478	4.6%
南部	8,128	3,819	47.0%	142	671	813	19	4	4	5	190	0	18	208	5.4%
合計	53,477	22,233	41.6%	1,107	4,071	5,178	716	16	24	26	728	400	126	1,254	5.6%



日常生活圏域	人口	65歳以上人口	高齢化率	要支援認定者数	要介護認定者数	認定者数	病院（精神含む）及び有償診療所の許可ベッド数	内科系診療所数（精神含む）	歯科診療所数	調剤薬局数	特別養護老人ホーム床数	介護老人保健施設床数	認知症高齢者グループホーム床数	介護サービス床数合計	床数合計÷65歳以上人口
両津	12,139	5,290	43.6%	275	1,060	1,335	99	3	5	5	105	170	18	293	5.5%
相川	6,066	2,912	48.0%	174	541	715	52	1	1	1	107	150	18	275	9.4%
国中北	14,810	4,917	33.2%	272	878	1,150	388	5	9	9	108	80	36	224	4.6%
国中南	12,334	5,295	42.9%	244	921	1,165	158	3	5	6	218	0	36	254	4.8%
南部	8,128	3,819	47.0%	142	671	813	19	4	4	5	190	0	18	208	5.4%
合計	53,477	22,233	41.6%	1,107	4,071	5,178	716	16	24	26	728	400	126	1,254	5.6%

第4章 高齢者保健事業の推進

第1節 保健、福祉の基盤現況

高齢者を支える保健・福祉の基盤として、市内には保健センター3か所、母子健康センター1か所、総合相談窓口として地域包括支援センター4か所、在宅介護支援センター4か所を設置しています。また、集会場やコミュニティセンター、集落センター等各集落にある施設を活用した介護予防事業を積極的に展開し、高齢者の健康増進や支援が必要な人を支えています。こうした各種事業に当たっては、医療機関や関係機関と連携して実施しています。

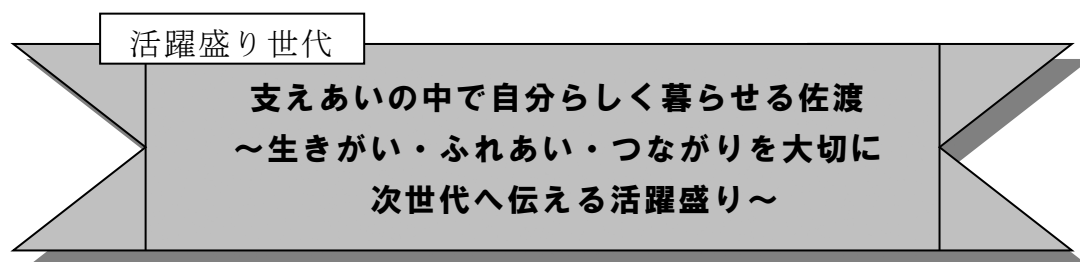
高齢期になるとフレイル⁷やサルコペニア⁸、認知症等の進行により個人差が大きくなり健康上の不安が増えてきます。不安を軽減し、住み慣れた地域で自立した生活ができる期間の延伸、生活の質の向上を図るため、保健事業と介護予防事業を一体的に進めていきます。

第2節 健康づくり

「健幸さど21・第2次計画」の高齢者に関する事業について、関係機関と連携して事業実施を図り、高齢者自らが行う健康づくりについて啓発活動を充実し、市民の健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指します。

高齢者の健康保持・増進や制度の安定化、適正化を図るためには、保険や世代にかかわらず連続性のある事業展開が望まれています。各種健(検)診を受けやすい機会の提供、集会場やコミュニティセンター、集落センター等各集落にある施設を活用した介護予防事業を積極的に連続的かつ一体的に展開することが重要となります。行政の専門職数には限りがあることから、各種事業に当たっては、他機関・多職種と連携して実施します。

■ 健幸さど21・第2次計画における活躍盛り世代（高齢期）の目標



⁷ フレイルとは、身体的脆弱のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障がいや死亡を含む健康障がいを招きやすいハイリスク状態を意味します。

⁸ サルコペニアとは、高齢になるに伴い、筋肉の量が減少していく現象です。

次の重点取組により、活躍盛り世代の健康づくりを推進します。

(1) 生涯現役を目指し、自分に合った健康づくりに取り組む

① 健康でありたいという意欲を持ち続ける

加齢に伴い、心身の機能は衰えていきますが、仕事の第一線を退いても家庭や地域において役割があり、活躍し続けています。

健康意識を持ち続けることで、健康寿命を延ばせるように、様々な方向から働きかけます。

② 必要な時期に適切なサービスを受ける

第二の人生を楽しむことは、老いと上手に付き合うことにもつながります。

高齢者の中には、支援や介護を要する状態になっても、他人に頼ることに對する遠慮や、近所の目を気にしてサービスを利用することに抵抗感を持つ人もいます。

住み慣れた地域で、できるだけ自立して生きがいを持ちながら活動的な生活が送れるように、公的サービスや地域の力を活用します。

(2) 地域の人とのつながりの中で、生きがいを持ち活躍する

① 自分自身の経験を活かして、次世代へ伝える

地域行事で培われてきた地域の伝統が消えつつある現状です。集まる機会を大切にして様々な世代とふれあい、地域の伝統と高齢者の知恵や経験を継承します。

② 市民が支えあう地域づくりに取り組む

公的サービスだけでは生活を支えきれない部分もあります。地域でお互いが協力し合いながら生活することは、安心安全に過ごすことにつながります。何か自分に出来ることはないか皆で知恵を出し合い、高齢者自身も地域活動に参加して活躍することで、支えあいが実践できるようにしていきます。

第3節 健康診査・保健指導

多くの高齢者の保健事業は高齢者の医療の確保に関する法律、健康増進法の中で実施され、自立した生活ができる期間を延ばすための疾病予防、重症化予防、フレイル対策が重要な事業として位置付けられています。

Ⅰ 特定健康診査等

医療保険者ごとに40歳から74歳までの年齢層に対する特定健康診査と特定保健指導について、第3期佐渡市特定健康診査等実施計画(2018年3月)を策定し、実施しています。

75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者健康診査は、医療保険者である新潟県後期高齢者医療広域連合会から、佐渡市が委託を受けて実施しています。

■ 特定健康診査・特定保健指導の状況（65～74歳）

（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
特定健康診査受診者数	4,004	3,993	—
特定保健指導対象者数	433	436	—
特定保健指導終了者数	310	342	—

※令和2年度は見込値（健康診査については実施時期が遅れたため未掲載。）。以下同様。

■ 後期高齢者健康診査の状況（75歳以上）

（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
特定健康診査受診者数	3,033	3,018	—

【課題と見直し】

特定健康診査の受診率は横ばいにあります。健診の機会を提供し、自分自身の健康状態の確認や生活習慣を振り返るきっかけをつくり、改善に向けた支援を実施します。

特定保健指導の実施率は向上しましたが、リピーターも散見され指導後の改善率向上に向けた取組が必要です。生活改善に至らない方、通院や服薬を自己中断される方の生活背景をくみ、継続しやすい目標設定や行動計画を相談していきます。

75歳以上の後期高齢者については、健診が受けやすくなるよう個別健診の委託先の拡充や健診後のフレイル予防事業を関係機関と連携し実施します。

【今後の方向性】

健診受診率、特定保健指導の実施率を維持できるように努めます。市の健診を希望しながら受診していない方には、再勧奨の通知を発送し啓発します。健(検)診・医療機関とも未受診の方への受診勧奨に関係機関とともに取組ます。高齢者の目につく場所に疾病予防やフレイル予防に役立つよう生活改善や受診行動を加速するための掲示物や資料配布を行い啓発に努めます。

2 骨粗しょう症検診

骨粗しょう症は、骨の強度が低下し骨折しやすくなる病気です。男女ともに高齢になるほど骨粗しょう症にかかる方は増えます。特に女性は、閉経によって骨を守っていた女性ホルモンが急激に減少するため、患者数が男性の3倍とされています。そこで40～70歳の女性に節目年齢で検診の機会を提供し、早期発見及び早期治療により重症化を予防しています。健診結果に応じて、保健師・栄養士による保健指導を実施しています。

■骨粗しょう症検診の状況（65・70歳女性）

（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
対象者数（a）	1,050	923	955
受診者数（b）	337	295	177
b/a	32.1%	32.0%	18.5%

【課題と見直し】

骨粗しょう症検診の精密検査の対象となる方は3～4割と以前に比べ減少しました。しかし、最も重大な合併症である骨折は、介護が必要となった原因疾患の2位となっており、引き続き予防に対する取組が必要です。骨折後は再骨折のリスクが骨折したことがない人に比べて4倍近く高くなり、死亡リスクも高めます。また、動くことに恐怖心を覚え閉じこもり傾向になるとも言われます。

【今後の方向性】

骨粗しょう症検診など骨密度を測定できる機会を提供します。地区健康学習会等を利用し、骨粗しょう症及び転倒予防を含めたフレイル予防の正しい知識、生活上の留意点等について啓発します。保健指導対象者に対して生活習慣の改善が図れるよう健康相談や保健指導に努めます。精密検査が必要な者に対する指導、未受診者に対するフォローを実施していきます。必要な方にはサロンや通いの場、適切な福祉サービスの紹介に努めます。

3 がん検診

胃がん・大腸がん・肺がんは40歳以上が対象者で年1回、子宮頸がんは20歳以上女性で2年に1回、乳がんは40歳以上女性で2年に1回です。また、特定健康診査の際に50歳以上の男性を対象に前立腺がん検診を実施しています。新しい生活様式に従って安全に受診できる環境に努め、市民が受診しやすいよう、複数の検診を同時に実施するなどしています。

■ がん検診受診者の状況（65歳以上）

（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
肺がん検診	7,486	7,293	4,376
胃がん検診	2,845	2,682	1,609
大腸がん検診	4,376	4,196	2,518
子宮がん検診	809	866	520
乳がん検診	1,036	1,100	660
前立腺がん検診	1,868	1,879	1,127

【課題と見直し】

がん検診の受診率は多少の変動はあるものの、ほぼ横ばいの状況が続いています。がん検診によるがん発見は後期高齢者に多くみられます。

がんは死因第1位であり、検診の機会を提供して早期発見・早期治療に努めていますが、高齢を理由に検診を受けない方が多くなる傾向がみられます。

【今後の方向性】

安全にがん検診を受診していただくための助言や情報提供、検診の意義を周知することで、受診率の向上に努めます。がん検診後の精密検査が必要な方に対する指導、未受診者に対するフォローを実施していきます。

4 訪問指導

健診結果等で保健指導が必要な方、フレイル予防のために支援が必要な方、介護に携わる家族、その他医療機関や民生委員等からの情報をもとに、生活習慣病の重症化及びフレイル予防の取組として保健師や栄養士が訪問指導を行っています。

【課題】

訪問指導件数は、減少傾向にあります。

【今後の方向性】

生活習慣病の重症化及びフレイル予防、健診の未受診者の把握のための訪問指導を実施していきます。

第4節 歯科保健対策

歯や口の健康は身体と心の健康を支える大きな柱であり、生き生きとした健やかな人生を送るために欠くことのできないものです。

本市では、平成28年3月に「第2次佐渡市歯科保健計画」を策定し、令和3年3月に見直しを行いました。活躍盛り世代（高齢期）においては、おいしく食べるための生活習慣を継続し、障がいをかかえても適切なケアにより、歯や口の健康維持や向上を目指し、関係機関との協働で推進しています。

Ⅰ 歯周疾患検診

生涯自分の歯で食事を楽しむことができるよう、早期発見・早期治療を目的に40～70歳の節目年齢の方に歯周病検診を実施しています。また令和元年度から76歳、80歳の方に後期高齢者歯科健康診査を実施しています。

■ 歯周疾患検診の状況（70歳）

（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
対象者数（a）	1,215	1,157	1,083
受診者数（b）	134	125	75
b/a	11.0%	10.8%	6.9%

【課題と見直し】

歯周病検診の受診者数は横ばいです。歯科医師会と共催し80歳以上で基準を満たす方を推薦していただき審査の上表彰を行っています。佐渡市の死因の4位は肺炎です。感染症予防のためにも口に関するわずかな衰えを放置したり、適切な対応を行わないままにしたりすることがないようにオーラルフレイルの正しい知識の普及啓発が必要です。

【今後の方向性】

歯周病検診、後期高齢者歯科健康診査を引き続き実施します。あわせて、保健事業と介護予防の一体的実施を進める上で、歯科医師や歯科衛生士による予防の方法や、必要に応じて口腔機能の維持・向上について指導の場を提供できるよう計画し実施していきます。

第5節 食育と食支援

食は人間が生きていく上で基本的な営みの一つであり、心身ともに健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないものです。フレイルが心配される高齢期では、太りすぎよりもやせすぎのリスクに注意が必要です。やせすぎの人は太りすぎの人より死亡率が高くなる傾向があります。佐渡市では「第2次佐渡市食育推進計画」を令和3年3月に見直しました。この計画書に基づき家庭・地域はもとより、各地域の組織等との連携により推進しています。

また、健診にて実施している食問診の結果は、濃い味付けを好む割合 28.4%（令和元年）、1日2食以上バランスがそろっている割合 87.7%（令和元年）であることから、今後も、生活習慣病予防や高齢期の望ましい食生活に対する啓発と、地域や関係団体が一体的に高齢者の食育・栄養対策を支援します。また、保健事業と介護予防の一体的実施を進める上で、管理栄養士（栄養士）による低栄養予防を提供できるよう関係機関と連携し実施していきます。

第5章 高齢者福祉事業等の推進

第1節 高齢者生活支援事業

一人暮らしや高齢者のみ世帯が増加しており、安否確認も含めニーズに合ったサービスが提供できるよう、関係機関と連携をとりながら今後も継続して支援していきます。

1 外出支援サービス事業

介護保険の要介護4、5に該当する高齢者又は身体障害者手帳1級、2級（下肢、体幹）の交付を受けた方で一般の交通機関の利用が困難な方が、リフト付きタクシー等を利用した場合、乗車料の一部を助成しています。

今後も高齢者の外出支援について、関係機関と連携して取組ます。

■外出支援サービス事業の状況

（単位：回、人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用回数	3,454	2,976	3,000
利用人数	460	464	470

■外出支援サービス事業の目標量

（単位：回、人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用回数	3,100	3,200	3,300
利用人数	475	480	485

2 寝具洗濯サービス事業

介護保険の要介護1から5に該当する一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯又は身体障がい者で衛生管理が困難な方を対象に、寝具類の洗濯・乾燥・消毒（集配）のサービスを行います。

■寝具洗濯サービス事業の状況

（単位：回、人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用回数	2	2	2
利用人数	83	80	80

■寝具洗濯サービス事業の目標量

（単位：回、人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用回数	2	2	2
利用人数	90	90	90

3 高齢者・障害者向け住宅整備補助事業

介護保険制度、身体障がい者の住宅改修制度と併用することができます。身体状況に合った改修を行うことにより住み慣れた自宅での暮らしを継続できるよう今後も支援していきます。

■高齢者・障害者向け住宅整備補助事業の状況

（単位：件）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
補助件数	12	14	16

■高齢者・障害者向け住宅整備補助事業の目標量

（単位：件）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助件数	18	18	18

4 緊急通報サービス事業

一人暮らし高齢者等で、病気など身体的な理由から緊急性がある方に対し、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置の貸与を行います。一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみ世帯が増加しており、緊急対応や安否確認の必要性は高くなっていきます。事業周知を図り、定期的な安否確認態勢を強化します。

■緊急通報サービス事業の状況

(単位：世帯)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用世帯数	198	191	190

■緊急通報サービス事業の目標量

(単位：世帯)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用世帯数	200	210	220

第 2 節 家族介護支援事業

在宅で介護をしている方に対し、家族介護支援事業の周知を進め、身体的・精神的・経済的負担の軽減を図ります。

1 徘徊^{はいかい}高齢者家族支援サービス事業

認知症の高齢者等を介護している家族を対象に、検索システム（発信機等）を貸与し、高齢者が徘徊した場合に、早期に居場所を家族等に伝えるサービスを行います。

今後も認知症高齢者等は増加すると予測されるため、サービスを必要とする多くの方にご利用いただけるように、サービスについて更に周知を行います。

■徘徊高齢者家族支援サービス事業の状況

(単位：世帯)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用人数	4	7	5

■徘徊高齢者家族支援サービス事業の目標量

(単位：世帯)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用人数	4	7	7

2 介護手当支給事業

65 歳以上で寝たきりの方、認知症で 6 か月以上介護を要する方、身体障害者手帳 1 級、2 級の交付を受けて寝たきりの方又は療育手帳 A の交付を受けた方を介護している家族を対象に、1 月当たり 5,000 円の介護手当を支給します。

■介護手当支給事業の状況

(単位：人)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
受給者数	264	272	270

■介護手当支給事業の目標量

(単位：人)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受給者数	280	300	310

3 介護用品支給事業

地域支援事業からの一部移行により、支給要件を介護保険の要介護 4、5 で介護保険料における所得段階が第 6 から第 9 段階に該当する方を介護している家族を対象として介護用品を支給します。

■介護用品支給事業の目標量

(単位：人)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数	70	70	70

第3節 社会参加を促進する地域づくりの推進

団塊の世代がまもなく後期高齢期を迎えますが、多くの方は元気であり、今後とも、元気な高齢者がますます増えていくものと考えられます。

高齢者の持つ豊かな経験と知識・技術等を活かして地域社会で活躍できるよう各種事業を推進し、元気な高齢者の維持に努めます。また、関係機関と連携をとり、「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることなく、世代を超えて地域住民が支え合い、活力ある地域社会が形成されるよう取り組んで参ります。

1 学習活動

高齢者が趣味や教養を高める学習活動を通じて、仲間づくりをすることにより積極的な社会参加を促進するために、教室や講座等の学習の場と情報を提供し、心豊かな生活が送れるよう継続して支援します。

2 運動教室

各地域において運動教室を開催し、高齢者の健康づくりや健康維持を支援しています。高齢者が気軽に参加できるよう、地域を拡大し高齢者のニーズに合った教室の開催に努めるとともに、こうした活動支援が行えるサポーターの確保・育成を進めます。

3 社会参加の促進

ボランティアやNPO等の活動は、今後の地域づくりや福祉サービス担い手として重要な地域資源となっています。活動主体との連携を深め、高齢者の参加を促進するため広報等を通じた情報提供を進めるほか、社会参加事業の共同開催等により、参加機会の充実を進めます。

4 地域社会と交流できる拠点の設立促進

子どもから高齢者まで、地域で交流できる機会や場づくりを進め、地域コミュニティの維持・継続を可能とし、互助の形成に努めます。

5 高齢者の生きがい支援と就労対策

ア 地場産業の分野における雇用支援

地場産業の分野において、高齢者の持つ豊かな経験と知識・技術等を活かしてもらうため、情報提供に努め、雇用を支援していきます。

イ シルバー人材センター

高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図ることを目的に、佐渡シルバー人材センターの運営経費について補助しています。

また、高齢者の就業機会の拡大に努め、地域社会への参加を促し、高齢者の持つ豊かな経験と知識・技術等を活かした活動を継続できるように、会員の拡大や後継者の育成を図るとともに、会員のスキルアップを通じて新規事業の受注拡大を支援します。

■シルバー人材センターの状況

(単位：人、件)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
登録者数	960	945	950
事業受託件数	7,395	7,246	7,300

■シルバー人材センターの運営目標

(単位：人、件)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
登録者数	950	950	950
事業受託件数	7,300	7,300	7,300

ウ 老人クラブ

高齢期の生活を豊かにするため、老人クラブの活動経費について補助しています。

近年、会員の高齢化に伴い、クラブ数・会員数ともに減少していますが、会員の拡大と活動維持を支援し、老人クラブの活動から高齢者の生きがいや健康づくりを推進することで明るい長寿社会の実現と高齢者の社会参加の促進を図ります。

■老人クラブの加入状況

(単位：クラブ、人)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
クラブ数	86	74	59
会員数	3,150	2,645	2,026

■老人クラブの活動目標

(単位：クラブ、人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
クラブ数	55	55	55
会員数	2,000	2,000	2,000

第4節 安全安心な地域づくりの推進

一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯が多く、在宅生活に不安のある高齢者が増加しています。

今後も、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう関係機関と連携しながら支援していきます。

1 防災対策

ア 災害時要配慮者対策

高齢者を始めとする要配慮者の避難対策として、佐渡市地域防災計画に基づき、地域の関係団体が協働した見守り活動や援助活動が行える体制づくりを推進します。また、地域ごとに避難行動要支援者名簿及びその地図を作成します。特に医療在宅療養者に対する個別支援計画をケアマネージャーや保健師を中心に作成し、防災訓練により、安全安心な地域づくりを進めます。

2 防犯、交通安全対策

ア 道路、交通施設の整備

関係機関との連携により道路及び港湾等の交通施設等のバリアフリー化に努めます。

イ 交通政策

公共交通機関であるバスの運行事業者やタクシー業者等と連携し、高齢者が利用しやすい交通体系や福祉有償輸送等について整備を目指します。

ウ 交通安全対策

地域や家庭ぐるみの交通安全運動を推進するとともに、交通安全協会等と連

携した交通安全運動を展開し、高齢者の交通事故の撲滅を目指します。

エ 防犯対策

地域における防犯意識の向上を目指して、佐渡市安全安心まちづくり協会と連携し、自治会や老人クラブ等へ情報提供や啓発活動を進めます。

3 消費者対策

消費者トラブルから高齢者や市民を守るために、啓発活動や学習機会の場の提供、佐渡市消費者安全確保地域協議会を始めとした関係機関や関係団体との連携による見守り活動を通じて被害の未然防止に努めます。また、消費者トラブルが生じた際は、消費生活相談の充実により解決に努めます。

4 生活環境対策

ア 在宅介護支援センター

地域の高齢者の福祉に関する諸問題における相談に応じ、各種サービスが総合的に受けられるようにするための連絡調整等を行います。

現在、市内に4つの在宅介護支援センターがあります。引き続き安定的な運営を継続します。

イ 養護老人ホーム

現在、市内には定員100名の「待鶴荘」があります。

環境上の理由及び経済的理由により、在宅で生活することが困難な高齢者を市町村が入所措置する施設です。この施設では、入所者が自立した日常生活を送れるよう、引き続き必要な指導、支援を行います。また、今後の人口や世帯、経済状況等から、必要な施設と規模の検討を行っていきます。

ウ 軽費老人ホーム

現在、市内には定員50名の「ときわ荘」があります。

軽費老人ホームは、家庭環境、住宅事情等の理由で自宅生活が困難な方が、低額な料金で利用できる施設です。引き続き、健康で明るい生活を送れるよう入所支援を継続します。また、今後の人口や世帯、経済状況等から、必要な施設と規模の検討を行っていきます。

エ 有料老人ホーム等

現在、市内には定員 56 名のサービス付き高齢者住宅が 1 施設、定員 20 名の住宅型有料老人ホームが 2 施設、定員 12 名の高齢者住宅が 1 施設あります。

近年、県内でも有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、居住支援の一環として、県と連携して、これら施設の設置状況の把握を継続します。

また、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の確保を図る観点から、入居者の居宅サービス等の利用状況を把握するとともに、要介護認定の過程等で未届けの有料老人ホームを確認した場合は、県への情報提供を行います。

オ 老人福祉センター

現在、市内には社会福祉法人が運営する標準的機能を有する老人福祉センター（A 型）の「寿楽荘」があります。老人福祉センターは、地域の高齢者が健康で明るい生活が送れるように、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等を総合的に提供する福祉施設です。

引き続き安定的な運営を継続します。

カ 市営住宅の維持管理

市営住宅については適正な維持管理を行い、高齢者が安心して快適に生活できるよう市営住宅等の環境整備を推進します。

キ 公共施設整備

高齢者が、住み慣れた地域で安心して快適に生活できるよう、市営住宅や公園等の公共施設のバリアフリー化による生活環境の整備を推進します。

第6章 介護保険事業の推進

第1節 第8期計画策定に当たっての基本的事項

1 介護サービス提供基盤の整備予定

本計画期間中に整備に着手し、令和5年度中に提供を開始する予定のサービスは、次のとおりです。

■第8期計画期間中に基盤整備へ着手して提供開始する予定のサービス

サービス種別	整備数	整備着手 予定年度	サービス提供 開始予定年度
(介護予防)認知症対応型共同 生活介護	2ユニット18床	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設 ※	105床	令和3年度	令和5年度

※市内既存事業所の建替えによるもので、一時的に定員が増となります。既存事業所から新たに開設する事業所へ利用者の移動が終了すれば、既存事業所は廃止します。

2 施設、居住系サービス利用者数等の推計

現状のサービス利用の状況及びサービス基盤の状況から、本計画期間における施設、居住系サービスの利用者数を次のとおり推計しました。

また、要介護・要支援認定者数から施設、居住系サービス利用者数を減じた人数が標準的居宅サービス対象者数となります。

■施設、居住系サービス利用者数の推計

(単位：人/月)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
施設、居住系サービス利用者数	1,392	1,392	1,410	1,408
施設利用者	1,159	1,159	1,159	1,157
介護老人福祉施設	586	586	586	586
介護老人保健施設	413	413	413	413
介護医療院	4	4	4	4
介護療養型医療施設	2	2	2	
地域密着型介護老人福祉施設	154	154	154	154
居住系サービス利用者	233	233	251	251
特定施設入居者生活介護	89	89	89	89
認知症対応型共同生活介護	144	144	162	162
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
標準的居宅サービス対象者数	3,743	3,717	3,669	3,615

第2節 介護保険サービス等の見込量

Ⅰ 居宅サービス

居宅サービスの利用見込みは次のとおりです。

利用見込みに当たっては、第7期計画における各サービスの利用実績の推移とともに、減少に転じる標準的居宅サービス対象者数及びサービス供給体制の動向等を勘案しました。

(Ⅰ) 訪問介護

・第7期計画の実績

利用量は減少傾向で、計画値を約2割下回る実績値となっています。

(単位：回/月)

	第7期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値(a)	15,699	16,032	16,328
実績値(b)	13,720	13,110	12,377
bの対前年比	-	95.6%	94.4%
b/a	87.4%	81.8%	75.8%

※令和2年度は見込値。以下同様。

・第8期計画のサービス必要量の見込み

今後の利用者数並びに要介護度の状況等を考慮し、第8期計画期間のサービス量を次のとおり見込みました。最終年度である令和5年度のサービス量は、12,848回/月となります。

	第8期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付(回/月)	12,931	12,856	12,848

(2) 訪問入浴介護

・第7期計画の実績

利用量はほぼ減少傾向で推移し、令和2年度は計画値の約7割の利用実績となっています。

(単位：回/月)

		第7期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	介護給付	300	304	311
	予防給付	1	2	2
	合計(a)	301	306	313
実績値	介護給付	280	225	259
	予防給付	0	2	0
	合計(b)	280	227	259
	bの対前年比	-	81.1%	114%
b/a		93.0%	74.2%	82.7%

・第8期計画のサービス必要量の見込み

上記の利用傾向を勘案して、第8期計画期間のサービス量を次のとおり見込みました。最終年度のサービス量は、介護給付が221回/月です。予防給付が4回/月となります。

(単位：回/月)

	第8期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	221	221	221
予防給付	4	4	4
合計	225	225	225

(3) 訪問看護

・第7期計画の実績

利用実績は増加傾向で推移し、計画値を上回る利用実績となっています。

(単位：回/月)

		第7期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	介護給付	315	327	331
	予防給付	12	12	12
	合計(a)	327	339	343
実績値	介護給付	270	365	468
	予防給付	2	14	83
	合計(b)	272	379	551
	bの対前年比	-	139.3%	145.3%
b/a		83.2%	111.8%	160.6%

・第8期計画のサービス必要量の見込み

上記の利用傾向を勘案して、第8期計画期間のサービス量を次のとおり見込みました。最終年度のサービス量は、介護給付が680回/月、予防給付93回/月となります。

(単位：回/月)

	第8期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	669	676	680
予防給付	102	93	93
合計	771	769	773

(4) 訪問リハビリテーション

・第7期計画の実績

令和2年度に利用実績が増加し、計画値を約4割上回る実績値となっています。

(単位：回/月)

		第7期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	介護給付	782	793	805
	予防給付	113	117	124
	合計(a)	895	910	929
実績値	介護給付	822	776	924
	予防給付	266	300	328
	合計(b)	1,088	1,076	1,252
	bの対前年比	-	98.9%	116.4%
b/a		121.6%	118.2%	134.7%

・第8期計画のサービス必要量の見込み

上記の利用傾向を勘案して、第8期計画期間のサービス量を次のとおり見込みました。最終年度のサービス量は、介護給付が994回/月、予防給付348回/月となります。

(単位：回/月)

	第8期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	994	994	994
予防給付	348	348	348
合計	1,342	1,342	1,342

(5) 居宅療養管理指導

・第7期計画の実績

サービス量は多くありませんが、利用実績が増加しています。

(単位：人/月)

		第7期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	介護給付	64	66	68
	予防給付	2	2	2
	合計(a)	66	68	70
実績値	介護給付	66	74	73
	予防給付	3	2	3
	合計(b)	69	76	76
	bの対前年比	-	110.1%	100%
b/a		104.5%	111.8%	108.6%

・第8期計画のサービス必要量の見込み

上記の利用傾向を勘案して、第8期計画期間のサービス量を次のとおり見込みました。最終年度のサービス量は、介護給付が71人/月、予防給付3人/月となります。

(単位：人/月)

	第8期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	71	71	71
予防給付	3	3	3
合計	74	74	74

（６）通所介護

・第７期計画の実績

利用実績は令和２年度に若干減少しましたが、概ね計画値の見込みどおりとなっています。

（単位：回／月）

	第７期計画		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
計画値 (a)	10,347	10,453	10,601
実績値 (b)	10,290	10,362	9,646
b の対前年比	-	100.7%	93.1%
b/a	99.4%	99.1%	91.0%

・第８期計画のサービス必要量の見込み

今後の基盤整備状況や利用者数並びに要介護度の状況等を考慮し、第８期計画期間のサービス量を次のとおり見込みました。最終年度のサービス量は、10,248回/月となります。

（単位：回／月）

	第８期計画		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護給付(回/月)	10,340	10,270	10,248

(7) 通所リハビリテーション

・第7期計画の実績

介護給付は減少傾向で推移しており、計画値を2～3割程度下回る利用実績となっています。

予防給付はほぼ横ばいで推移していますが、計画値を上回る利用実績となっています。

介護給付 (単位：回/月)

	第7期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値 (a)	1,796	1,824	1,857
実績値 (b)	1,523	1,472	1,331
bの対前年比	-	96.7%	90.4%
b/a	84.8%	80.7%	71.7%

予防給付 (単位：人/月)

	第7期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値 (a)	53	53	53
実績値 (b)	67	76	78
bの対前年比	-	113.4%	102.6%
b/a	126.4%	143.4%	147.2%

※月定額単価制となっているため「利用人数」で算出。

・第8期計画のサービス必要量の見込み

今後の利用者数並びに要介護度の状況等を考慮し、第8期計画期間のサービス量を次のとおり見込みました。最終年度のサービス量は、介護給付が1,424回/月、予防給付が74人/月となります。

	第8期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付(回/月)	1,430	1,417	1,424
予防給付(人/月)	76	76	74

（８）短期入所生活介護

・第７期計画の実績

利用意向の高いサービスですが、利用実績は減少傾向で推移しており、計画値の概ね８～９割の実績値となっています。

（単位：日／月）

		第７期計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
計画値	介護給付	6,126	6,272	6,381
	予防給付	57	57	57
	合計（a）	6,183	6,329	6,438
実績値	介護給付	5,629	5,571	5,380
	予防給付	75	46	45
	合計（b）	5,704	5,617	5,425
	b の対前年比	-	98.5%	96.6%
b/a		92.3%	88.8%	84.3%

・第８期計画のサービス必要量の見込み

通所介護と同様、従前から利用意向の高いサービスであること、また、上記の利用傾向を勘案して、第８期計画期間のサービス量を次のとおり見込みました。最終年度のサービス量は、介護給付が5,348日／月、予防給付47日／月となります。

（単位：日／月）

	第８期計画		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護給付	5,378	5,363	5,348
予防給付	47	47	47
合 計	5,425	5,410	5,395

(9) 短期入所療養介護

・第7期計画の実績

利用実績は減少傾向で推移し、計画値の8～9割程度の実績値となっています。

(単位：日/月)

		第7期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	介護給付	703	712	719
	予防給付	3	3	3
	合計(a)	706	715	722
実績値	介護給付	678	582	519
	予防給付	3	4	3
	合計(b)	681	586	522
	bの対前年比	-	86.0%	89.1%
b/a		96.5%	82.0%	72.3%

・第8期計画のサービス必要量の見込み

上記の利用傾向を勘案して、第8期計画期間のサービス量を次のとおり見込みました。最終年度のサービス量は、介護給付が569日/月、予防給付3日/月となります。

(単位：日/月)

	第8期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	569	569	569
予防給付	3	3	3
合計	572	572	572

(10) 特定施設入居者生活介護

・第7期計画の実績

利用実績はほぼ横ばいで推移し、計画値の約9割となっています。

(単位：人/月)

		第7期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	介護給付	86	87	88
	予防給付	12	13	14
	合計(a)	98	100	102
実績値	介護給付	76	77	81
	予防給付	15	11	6
	合計(b)	91	88	87
	bの対前年比	-	96.7%	98.9%
b/a		92.9%	88.0%	85.3%

・第8期計画のサービス必要量の見込み

上記の利用傾向を勘案して、第8期計画期間のサービス量を次のとおり見込みました。最終年度のサービス量は、介護給付が80人/月、予防給付9人/月となります。

(単位：人/月)

	第8期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	80	80	80
予防給付	9	9	9
合計	89	89	89

(11) 福祉用具貸与

・第7期計画の実績

介護給付、予防給付共に増加傾向となっています。各年度とも計画値をやや上回る利用実績となっています。

(単位：人/月)

		第7期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	介護給付	1,238	1,247	1,259
	予防給付	84	86	88
	合計 (a)	1,322	1,333	1,347
実績値	介護給付	1,201	1,238	1,254
	予防給付	153	184	214
	合計 (b)	1,354	1,422	1,468
	b の対前年比	-	105.0%	103.2%
b/a		102.4%	106.7%	109.0%

・第8期計画のサービス必要量の見込み

上記の利用傾向を勘案して、第8期計画期間のサービス量を次のとおり見込みました。最終年度のサービス量は、介護給付が1,386人/月、予防給付228人/月となります。

(単位：人/月)

	第8計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	1,386	1,386	1,386
予防給付	228	228	228
合 計	1,614	1,614	1,614

(12) 福祉用具購入費

・第7期計画の実績

利用者数は20人台で、ほぼ横ばいで推移し、計画値の概ね9割となっています。

(単位：人/月)

		第7期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	介護給付	23	24	24
	予防給付	6	6	6
	合計(a)	29	30	30
実績値	介護給付	21	22	19
	予防給付	5	6	6
	合計(b)	26	28	25
	bの対前年比	-	107.7%	89.3%
b/a		89.7%	93.3%	83.3%

・第8期計画のサービス必要量の見込み

上記実績値からやや減少して横ばいで推移するものと見込みました。最終年度のサービス量は、介護給付が23人/月、予防給付6人/月となります。

(単位：人/月)

	第8期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	23	23	23
予防給付	6	6	6
合計	29	29	29

(13) 住宅改修費

・第7期計画の実績

利用量はほぼ横ばいで推移し、計画値の7～8割程度の実績値となっています。

(単位：人/月)

		第7期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	介護給付	18	19	19
	予防給付	5	5	5
	合計(a)	23	24	24
実績値	介護給付	12	13	12
	予防給付	5	7	8
	合計(b)	17	20	20
	bの対前年比	-	117.6%	100.0%
b/a		73.9%	83.3%	83.3%

・第8期計画のサービス必要量の見込み

上記実績値からやや増加して横ばいで推移するものと見込みました。最終年度のサービス量は、介護給付が17人/月、予防給付10人/月となります。

(単位：人/月)

	第8期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	17	17	17
予防給付	10	10	10
合計	27	27	27

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

・第7期計画の実績

居宅サービス利用の基本となるサービスであり、従来から利用意向は高く、利用実績は増加傾向で推移しています。各年度とも計画値を約1割下回る利用実績となっています。

(単位：人/月)

		第7期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	介護給付	2,300	2,318	2,326
	予防給付	364	366	368
	合計(a)	2,664	2,684	2,694
実績値	介護給付	2,210	2,197	2,237
	予防給付	230	260	288
	合計(b)	2,440	2,457	2,525
	bの対前年比	-	100.7%	102.8%
b/a		91.6%	91.5%	93.7%

・第8期計画のサービス必要量の見込み

今後の認定者数及びサービス利用率等を勘案し、利用量を次のとおり見込みました。最終年度のサービス量は、介護給付が2,097人/月、予防給付295人/月となります。

(単位：人/月)

	第8期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	2,119	2,106	2,097
予防給付	290	292	295
合計	2,409	2,398	2,392

2 地域密着型サービスの見込量

地域密着型サービスの利用見込みは次のとおりです。利用見込みに当たっては、実績、利用者数の増加とともに、今後のサービス提供基盤の整備予定等を勘案しました。

なお、夜間対応型訪問介護、地域密着型特定施設入居者生活介護については、本計画においてのサービス量を見込んでいませんが、今後のサービスニーズの動向、事業者の参入意向を継続的に把握し、次期計画策定における基盤整備を検討します。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

・第7期計画の実績

市内に事業所はありませんが、住所地特例⁹の方が利用しています。

(単位：人/月)

	第7期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値 (a)	1	1	1
実績値 (b)	1	1	1
bの対前年比	-	100.0%	100.0%
b/a	100.0%	100.0%	100.0%

・第8期計画のサービス必要量の見込み

上記の利用状況を勘案し、第8期計画期間のサービス量を次のとおりに見込みました。最終年度のサービス量は1人/月となります。

(単位：人/月)

	第8期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	1	1	1

⁹ 佐渡市の介護保険被保険者が、他市町村の施設に入所・入居して、施設所在地に住所を変更した場合には、施設所在地の市町村ではなく、施設入所直前の介護保険被保険者となることを言います。

（２）認知症対応型通所介護

・第７期計画の実績

サービス量は多くありませんが、利用量はほぼ横ばいで推移し、各年度とも、概ね計画値の見込みどおりの利用実績でした。

(単位：回/月)

		第７期計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
計画値	介護給付	537	544	553
	予防給付	0	0	0
	合計 (a)	537	544	553
実績値	介護給付	522	529	460
	予防給付	0	0	0
	合計 (b)	522	529	460
	b の対前年比	-	101.3%	98.7%
b/a		97.2%	97.2%	83.2%

・第８期計画のサービス必要量の見込み

認知症対応型共同生活介護の整備もあり、やや減少して横ばいで推移するものと見込みました。最終年度のサービス量は、介護給付が508回/月となります。予防給付はサービス量を見込んでいませんが、ニーズが生じた場合は市内の事業者で対応します。

(単位：回/月)

	第８期計画		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護給付	508	508	508
予防給付	0	0	0
合 計	508	508	508

(3) 小規模多機能型居宅介護

・第7期計画の実績

現在3事業所(合計登録定員76人)が整備されて、利用実績はほぼ横ばいで推移しています。

(単位：人/月)

		第7期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	介護給付	87	87	87
	予防給付	13	13	13
	合計(a)	100	100	100
実績値	介護給付	62	58	56
	予防給付	7	9	10
	合計(b)	69	67	66
	bの対前年比	-	97.1%	98.5%
b/a		69.0%	67.0%	66.0%

・第8期計画のサービス必要量の見込み

上記利用状況を勘案しサービス量を次のとおり見込みました。最終年度のサービス量は、介護給付が65人/月、予防給付11人/月となります。

(単位：人/月)

	第8期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	65	65	65
予防給付	11	11	11
合計	76	76	76

(4) 認知症対応型共同生活介護

・第7期計画の実績

サービス提供基盤の整備に伴い利用実績が増加しています。

(単位：人/月)

		第7期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	介護給付	105	117	141
	予防給付	0	0	0
	合計(a)	105	117	141
実績値	介護給付	94	106	121
	予防給付	0	1	1
	合計(b)	94	107	123
	bの対前年比	-	113.8%	115.0%
b/a		89.5%	91.5%	87.2%

・第8期計画のサービス必要量及び必要利用定員総数の見込み

第7期計画で予定していた整備により必要利用定員総数が144人/月となります。最終年度のサービス量は、介護給付が160人/月、予防給付2人/月となります。

(単位：人/月)

	第8期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	143	143	160
予防給付	1	1	2
合計	144	144	162

また、日常生活圏域ごとの必要利用定員総数は次のとおりとなります。

(単位：人)

圏域	令和3年度	令和4年度	令和5年度
両津	18	18	※18
相川	18	18	※18
国中北	54	54	※54
国中南	36	36	※36
南部	18	18	※18
合計	144	144	162

※整備圏域を第8期期間中に検討し追加します。

（５）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

・第７期計画の実績

現在、６事業所（定員合計154人）でサービス提供しています。利用実績は横ばいで推移しています。

（単位：人/月）

	第７期計画		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
計画値 (a)	154	154	154
実績値 (b)	154	154	154
b の対前年比	-	100.0%	100.0%
b/a	100.0%	100.0%	100.0%

・第８期計画のサービス必要量及び必要利用定員総数の見込み

今期の新規開業分はないことから、サービス量を次のとおり見込みました。最終年度のサービス量は、154人/月となります。

（単位：人/月）

	第８期計画		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護給付	154	154	154

また、日常生活圏域ごとの必要利用定員総数は次のとおりとなっています。

（単位：人）

圏 域	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
両 津	0	0	0
相 川	47	47	47
国中北	29	29	29
国中南	58	58	58
南 部	20	20	20
合 計	154	154	154

（６）地域密着型通所介護

・第７期計画の実績

利用実績は増加傾向で推移し、令和２年度は計画値を約１割上回る実績値となっています。

介護給付		(単位：回/月)		
		第７期計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
計画値 (a)		1,202	1,202	1,202
実績値 (b)		1,003	1,076	1,388
b の対前年比		-	107.3%	129.0%
b/a		83.4%	89.5%	115.5%

・第８期計画のサービス必要量の見込み

上記利用状況を勘案するとともに、今後の利用者数並びに要介護度の状況等を考慮し、第８期計画期間のサービス量を次のとおり見込みました。最終年度のサービス量は、1,358回/月となります。

		(単位：回/月)		
		第８期計画		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護給付		1,373	1,366	1,358

3 施設サービスの見込量

施設介護等サービスの利用見込みは次のとおりです。

利用見込みに当たっては、実績、利用者数の増加、サービスの利用意向等を勘案しました。

(1) 介護老人福祉施設

・第7期計画の実績

第7期計画で記載していた基盤整備でしたが、最終的な整備方針の検討により、現状の体制を維持することとなったため、利用実績はほぼ横ばいで推移し、概ね計画値で見込んだ実績値となっています。

(単位：人/月)

	第7期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値(a)	581	581	621
実績値(b)	583	584	586
bの対前年比	-	100.2%	100.3%
b/a	100.3%	100.5%	94.4%

・第8期計画のサービス必要量の見込み

建替えは行うものの増床はないことからサービス量を次のとおり見込みました。最終年度のサービス量は、介護給付が586人/月となります。

(単位：人/月)

	第8期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	586	586	586

(2) 介護老人保健施設

・第7期計画の実績

利用量はほぼ横ばいで推移しています。各年度とも概ね計画値で見込んだ実績値となっています。

(単位：人/月)

	第7期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値 (a)	397	397	397
実績値 (b)	408	400	415
b の対前年比	-	98.0%	100.3%
b/a	102.8%	100.8%	104.5%

・第8期計画のサービス必要量の見込み

リハビリテーション充実の観点からサービス量を次のとおり見込みました。最終年度のサービス量は、介護給付が413人/月となります。

(単位：人/月)

	第8期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	413	413	413

(3) 介護療養型医療施設

- 第7期計画の実績

市内に当該施設はなく、利用者はすべて市外施設を利用しています。
介護医療院の転換等により利用実績は減少しています。

(単位：人/月)

	第7期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値(a)	8	8	8
実績値(b)	4	3	1
bの対前年比	-	75.0%	33.3%
b/a	50.0%	37.5%	12.5%

- 第8期計画のサービス必要量の見込み

令和2年度の実績値で横ばいに推移するものとして、2人/月としました。

(単位：人/月)

	第8期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	2	2	2

（４）介護医療院

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れや看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた、新たな施設として平成30年４月に創設されました。

・第７期計画の実績

市内に当該施設はなく、利用者はすべて市外施設を利用します。
利用実績は僅かとなっています。

(単位：人/月)

	第７期計画		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
計画値 (a)	0	0	0
実績値 (b)	0	0	0
b の対前年比	-	-	-
b/a	-	-	-

・第８期計画のサービス必要量の見込み

施設の転換意向を勘案してサービス量を４人/月としました。

(単位：人/月)

	第８期計画		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護給付	4	4	4

4 介護給付等対象サービスの確保方策

次のいずれのサービスにおいても、十分なサービス提供量を確保するために、人材確保が重要となってきます。生産年齢人口の減少により人手不足感が特に高まっています。人材確保について、事業者と協働で行い、就業支援補助など手段を検討しながら継続的に実施していきます。

(1) 居宅サービス

今後も、利用ニーズの動向を注視し、必要な場合には新規事業者の参入を促進するなど、市内全域におけるサービス提供体制の確保に努めます。

(2) 地域密着型サービス

徐々にサービス提供基盤が整備されています。今後も、利用ニーズの動向とともに、圏域ごとの整備バランスを考慮しながら、サービス提供体制の整備に努めます。

(3) 施設サービス

現状のサービス提供体制の維持に努めるとともに、県と連携し、事業者の介護医療院への転換意向を注視し、適切に対応します。

(4) 人材の育成と確保に向けた取組

介護従事者の資質向上を図るための研修会や情報提供及び助言などを行い、介護サービス事業所の人材育成や確保に向けた取組を支援します。

また、介護サービス事業所や介護従事者間での交流の場を設け、情報共有や共通課題の検討などを通じて、事業所間の連携を強化するとともに介護サービスの質の向上に取組ます。

地域での介護予防の取組が広がるよう、認知症サポーターを始め介護予防の推進に資する人材の育成及び支援に取組ます。

第3節 地域支援事業の推進

これまでも地域で包括的な支援・サービス提供体制の構築を推進してきましたが、団塊の世代が後期高齢期に到達する令和7年、さらには介護ニーズの高まる85歳以上の割合が相対的に高まる令和22年に向けて、単身高齢者世帯や認知症高齢者の増加等が見込まれることから、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、様々な住民の参画による支え合いの体制を整備することが重要となります。

中核機関である地域包括支援センターの機能強化を図り、介護予防・日常生活支援総合事業による訪問・通所等の様々な場において、各種介護予防の取組を充実し、高齢者の健康状態の改善・維持・重症化の予防を推進します。

また、在宅医療と介護との連携、認知症高齢者と家族への支援、高齢者の権利擁護などの施策を推進するとともに、生活支援コーディネーターや協議体が中心となってサービス提供者と利用者との「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進めます。

Ⅰ 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

ア 介護予防・生活支援サービス事業

本市の介護予防・生活支援サービス事業は、①訪問型サービス、②通所型サービス、③介護予防ケアマネジメントで構成され、要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人一人の生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的として実施します。

また、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、旧介護予防訪問介護等により提供されていた専門的なサービスに加え、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等が可能となるよう、地域での支えあいの体制づくりを推進します。

① 訪問型サービス

訪問型サービス事業については、①旧介護予防訪問介護に相当するサービス、②訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）、③訪問型サービスB（住民主体による支援）、④訪問型サービスC（短期集中予防サービス）、⑤訪問型サービスD（移動支援）があり、本市では、①、④を中心に実施します。また、今後住民のニーズや地域資源を踏まえて、サービス内容を検討していきます。

引き続き、身体介護が必要なケース、専門的な知識を必要なケースに対しサ

ービスを提供します。

■訪問型サービスの状況

(単位：件)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
訪問介護相当	2,214	2,163	2,160
訪問型サービス C	31	13	7

■訪問型サービスの活動目標

(単位：件)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
訪問介護相当	2,200	2,200	2,200
訪問型サービス C	5	5	5

② 通所型サービス

通所型サービス事業については、①介護予防通所介護に相当するサービス、②通所型サービス A（緩和した基準によるサービス）、③通所型サービス B（住民主体による支援）、④通所型サービス C（短期集中予防サービス）があり、本市では、①、④を中心に実施します。また、今後住民のニーズや地域資源を踏まえて、サービス内容を検討していきます。

引き続き、身体介護が必要なケース、専門的な知識を必要なケースに対しサービスを提供します。

■通所型サービスの状況

(単位：件)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
通所介護相当	3,435	3,261	3,480
通所型サービス C	1,198	1,142	1,100

■通所型サービスの活動目標

(単位：件)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
通所介護相当	3,500	3,500	3,500
通所型サービス C	1,300	1,300	1,300

③ 介護予防ケアマネジメント事業の推進

要支援者や介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、適切な介護予防・生活支援サービスが提供されるようアセスメントや必要に応じたケアプランの作成、サービス提供後のモニタリングを行い、自立のための身体的、精神的、社会的機能の維持、向上を図ります。

総合事業の各サービスと組合せ、自立支援に向けた支援計画を作成します。

■介護予防ケアマネジメントの状況

(単位：件)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
新規要支援者実施数	133	127	200
新規対象者実施数	260	256	210

■介護予防ケアマネジメントの活動目標

(単位：件)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
新規要支援者実施数	150	150	150
新規対象者実施数	260	260	260

イ 一般介護予防事業

市町村の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

① 介護予防把握事業

介護予防把握事業は、利用者基本情報と基本チェックリスト等のツールを活用するとともに、要介護認定及び要支援認定の担当部局との連携、医療機関からの情報提供、市保健師、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、民生委員、各教室等で、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、介護予防の必要性の高い高齢者を介護予防教室等の活動へつなげます。

引き続き事業を継続し、介護予防の必要性の高い高齢者の把握に努めます。また、フレイル健診での後期高齢者の質問票も実施されることから、対象者の絞り込みを検討し、効率的に事業を実施します。

■介護予防把握事業の状況

(単位：件)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
対象者の把握数	1,040	1,103	1,100

■介護予防把握事業の活動目標

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者の把握数	1,100	1,100	1,100

② 介護予防普及啓発事業

フレイル予防等の介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するために介護予防教室、地区健康学習会等を実施しています。

引き続き事業の継続を図るとともに、関係機関や健康増進部門と連携し、新たな介護予防事業や通いの場等への参加者の拡大策を検討します。

■介護予防普及啓発事業の状況

(単位：回)

実施機関	事業名	プログラム内容	平成30年度	令和元年度	令和2年度
市直営	地区健康学習会	栄養	169	156	111
	機能訓練事業	運動・閉じこもり	45	33	10
	健康教育	栄養・運動・口腔	240	224	50
	健康相談	栄養・運動・口腔	48	43	40
	脳の健康教室	認知症・閉じこもり	143	143	0
	認知症予防教室	認知症	12	12	12
	認知症予防講演会	認知症	0	1	2
委託	介護予防教室	閉じこもり	1,216	1,132	940
	介護予防教室	運動	355	442	520

■介護予防普及啓発事業の活動目標

(単位：回)

実施機関	事業名	プログラム内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市直営	地区健康学習会	栄養	160	160	160
	機能訓練事業	運動・閉じこもり	12	12	12
	健康教育	栄養・運動・口腔	180	190	200
	健康相談	栄養・運動・口腔	45	45	45
	脳の健康教室	認知症・閉じこもり	143	143	143
	認知症予防教室	認知症	12	12	12
	認知症予防講演会	認知症	1	1	1
委託	介護予防教室	閉じこもり	1,135	1,135	1,135
	介護予防教室	運動	540	550	550

③ 地域介護予防活動支援事業

地域介護予防活動支援事業は、年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、市町村が介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援します。

今後も、活動が継続できるよう、地域の集まりの状況を把握しながら、サポーターの養成・育成や支援するとともに、住民自身が地域の自主的な集まりの効果や重要性を考えられるような働きかけを検討します。

■ 地域介護予防活動支援事業の状況

(単位：回)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
介護予防サポーター養成・リーダー育成教室	2	6	2
脳の健康教室学習サポーター養成講座	9	8	0
太鼓サポーター育成講座	-	6	-
介護保険ボランティアポイント制度利用者数	245 人	237 人	155 人

■ 地域介護予防活動支援事業の目標量

(単位：回)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護予防サポーター養成・リーダー育成教室	2	2	2
脳の健康教室学習サポーター養成講座	8	8	8
太鼓サポーター育成講座	8	8	8
地域活動組織の育成	12	12	12
介護保険ボランティアポイント制度利用者数	250 人	250 人	250 人

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリ専門職の協力を得て、介護保険事業所等職員への介護予防に関する指導助言等を実施します。

利用者への対応について、リハビリテーションの考えを取り入れた具体的な方法や考え方で日々行ってもらえるよう、今後も介護保険事業所職員へ介護予防の知識を伝える研修会と施設等を個別に訪問する研修会を継続します。

2 包括的支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していけるよう支援していく中核機関として4か所の地域包括支援センターと5か所のブランチを設置しています。

包括的支援事業は、「地域包括支援センターの運営」に関する業務と、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業等の「社会保障充実分」に関する業務で構成されます。

ア 地域包括支援センターの運営

市内4か所に地域包括支援センターと5か所のブランチを設置し、地域包括支援センター運営方針に基づき、地域包括支援センター間の業務の役割分担や連携強化のために定期的に連絡会を開催するとともに、職員の資質向上のための研修を行い、また自ら実施事業の質の評価を行い、運営協議会と連携し定期的な点検をしています。

今後、地域包括ケアシステム構築に向けた中核的な機関として、機能強化を図っていき、地域共生社会の実現に向け重層的支援体制の基盤づくりをしていきます。

① 総合相談支援事業

総合相談支援では、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービスの機関又は制度の利用につなげる等の支援を行っています。

令和元年度から、福祉に関する「ワンストップ相談窓口」を設置しました。今後も、更に窓口機能を充実し、様々な相談を受け止め、課題の明確化や緊急性を判断して適切な機関・医療・制度・サービスにつなげます。

また、個別ケースの課題から圏域の地域課題を整理するために、地域ケア個別会議や担当圏域包括ケア会議を開催し、ネットワークの構築や地域課題について提案し、施策が必要と思われるものは、佐渡市地域ケア会議で検討するよう努め、現場から施策化できるようにしていきます。

■ 総合相談支援事業の状況

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総合相談支援事業（新規）	1,293	1,464	1,531
総合相談支援事業（継続）	2,957	3,106	2,474

② 権利擁護事業

権利擁護事業は、地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない事項や適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から地域包括支援センターが中心となって、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行っています。

困難事例の中には、８０５０¹⁰問題や、ダブルケア¹¹問題、社会的に孤立している世帯など、複合的な課題あるいは、制度の狭間、将来不安などに対し、包括的な取り組みが必要となるケースが多くなっています。

今後も、各分野別の制度をつなぐことや各分野の制度の狭間の問題を解決するための対応を行っていくために人員体制を整備し、様々な支援を行います。

● 成年後見制度の活用促進

認知症や障がいを持った方が高齢化することにより、自立した生活が難しくなる方が増えており、成年後見制度の活用を図っています。親族への申し立ての支援や市長申立につなげるなどの支援を行っています。

● 高齢者虐待への対応

虐待の事例を把握した場合は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」等に基づき、速やかに訪問し状況を確認するなど、事例に即した適切な対応をとります。また、早期発見・早期対応のため、一般市民に高齢者虐待防止について普及啓発していきます。

● 困難事例への対応

高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、地域包括支援センターに配置されている専門職が相互に連携するとともに、地域包括支援センター全体で対応を検討し、必要な支援を行います。

● 消費者被害の防止

近年増加している高齢者を狙った詐欺や悪質商法等の被害を未然に防止するため、消費生活センターや警察等の関係機関と連携して対応します。

¹⁰ ８０５０とは、８０歳代の親と引きこもっている５０歳代の子が同居している世帯のこと。

¹¹ ダブルケアとは、親の介護と子育てを同時にしなければならない世帯のこと。

■ 権利擁護事業の状況

(単位：件)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
成年後見	151	248	200
高齢者虐待	181	169	128
困難事例	260	164	118
消費者被害	4	3	5

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域における連携・協働の体制づくりや介護支援専門員の困難事例等に対し相談や助言を行います。研修会の充実を図るとともに地域ケア個別会議を開催し、事例検討を行い個々の介護支援専門員の資質向上に繋がります。また、定期的に連絡会を開催し介護支援専門員同士のネットワークの構築を図っています。さらに、地域のネットワーク構築を推進するため、問題を抱える高齢者の支援、救済や課題の発生防止を図るための各種手段の検討等を目的として担当圏域包括ケア会議を開催します。

■ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の状況

(単位：件)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
包括的・継続的ケアマネジメント実施数	475	312	401

関係機関が連携・協働することで、保健・医療・福祉、その他の生活支援サービスを含め、地域における様々な社会資源を活用し、途切れることなく在宅でも施設でも、その人の生活を支援していきます。

イ 社会保障充実分

地域包括ケアシステムは、高齢者に必要な支援を地域の中で包括的に提供するという考え方ですが、地域での自立した生活を支援するという観点において、障がい者の地域生活への移行や、困難を抱える地域の子どもや子育て家庭に対する支援、生活困窮者等への支援に広げることで、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けて施策として推進する必要があります。

① 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療機関及び介護事業所等の関係者が連携し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向けてPDCAに沿って、次の取組を実施します。

- ・在宅療養者の生活の場において、医療と介護の連携した対応が求められる場面（①日常の療養支援、②入退院支援、③急変時の対応、④看取り）ごとの現状分析・課題抽出・目標設定等を行い、事業を推進します。
- ・サービス提供関係者への研修等による「顔の見える関係性作り」、情報共有ツールの活用による情報共有支援を行い、多職種連携を推進します。
- ・佐渡版エンディングノート「ゆいノート」を広く市民に活用していただくために出前講座や講演会等を行い、終末期ケアの在り方や在宅での看取りについて住民の理解を深めます。
- ・佐渡市医療・介護資源マップを随時更新します。

■在宅医療・介護連携推進事業の目標量

（単位：回）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
多職種連携研修会	2	2	2
入退院調整ルール検討会	3	3	3
「ゆいノート」出前講座	12	12	12

② 生活支援体制整備事業

地域包括ケアシステム構築に向け、各地域の特性に寄り添った支え合いを推進していくため、第1層及び第2層に生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し地域の課題・ニーズ、資源把握に努めています。また市民向けにフォーラムや研修会を開催し地域の支え合いについて普及啓発しています。

また、生活支援等のサービス体制整備に向けて、地域の関係者（民生委員、老人クラブ、社会福祉協議会、茶の間代表者等）や関係団体等が参画する定期的な情報の共有・連携の場として協議体を設置し、生活支援・支え合いの地域づくりを進めています。

今後も、生活支援コーディネーターや協議体の活動を充実し、現在は困りごとがなく生活できている地域においても課題・ニーズを把握し、将来を見据えた地域づくり、各地域の特性に寄り添った生活支援・支え合いの地域づくりを更に進めていきます。

●生活支援コーディネーターの配置

生活支援コーディネーターは、市全域をコーディネートの実施範囲とする「第1層コーディネーター」及び包括圏域を範囲とする「第2層コーディネーター」

を配置していきます。

■生活支援コーディネーターの配置の目標量

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1層コーディネーター 配置数	2	2	2
第2層コーディネーター 配置数	6	6	6

● 協議体の設置

生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が効果的な取組につながることから、市町村が主体となって、コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場として協議体を設置します。

■協議体設置の目標量

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1層協議体設置数	1	1	1
第2層協議体設置数	4	4	4

③ 認知症総合支援事業

国の「認知症施策推進大綱」に沿って、一般介護予防事業で実施される介護予防普及啓発事業と一体となり、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取組を進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取組を進めていきます。

※「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味です。

※「予防」とは、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

● 認知症初期集中支援推進事業

認知症サポート医とともに医療職、福祉職の専門職チームによる支援体制を構築し、自立生活のサポートをしています。平成30年度に2チーム、令和元年度には3チームを設置し、早期診断・早期対応のための体制を充実させ、更なる

支援を進めます。

● 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の方や家族、地域の人等がお互いを理解し、ゆっくりとした時間を過ごすために、認知症カフェ（ほのぼのカフェ）、ものわすれあんしん相談などの相談場所を設置しています。

また、認知症家族の会との連携を深めるとともに、認知症ケアパスの活用を促進して、市、関係機関及び市民が一体となって支え合い、認知症になっても自分らしく暮らせる社会の実現を目指します。

● 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

認知症について正しい理解の促進を図るため、認知症サポーター養成講座を、高齢者サロンに加え、学校、企業などでも開催して若年層をもターゲットにした普及啓発を実施しています。

また、認知症サポーターステップアップ講座を開催しサポーターのレベルアップを図り、地域で暮らす認知症の方やその家族の困りごとの支援ニーズに認知症サポーターをつなぐ仕組み（チームオレンジ）を構築し認知症の方が安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。

■ 認知症総合支援事業の目標量

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症初期集中支援チーム数	3	3	3
ものわすれあんしん相談（箇所）	4	4	4
地域の茶の間併設型認知症カフェ（箇所）	3	3	3
施設併設型認知症カフェ（箇所）	2	2	2

④ 地域ケア会議推進事業

地域ケア個別会議、担当圏域包括ケア会議等により抽出された地域課題について、多様な職種や機関により連携、協働することで課題解決に向けた各種手段の検討を行うとともに、参加する関係機関の情報共有、OJT¹²として人材育成・資質の向上、さらには連携・協働のネットワーク構築を図ります。

これらの機会における課題分析やケアマネジメント支援の積み重ねを通じて、地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにし、地域に不足する資源の開発や有効な支援策の普遍化について検討します。

¹² OJTとは、現場における日常的経験の積み重ねによって技術を向上させていくものです。

■地域ケア会議推進事業の目標量

(単位：回)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
佐渡市地域包括ケア会議の開催回数	4	4	4
担当圏域包括ケア会議の開催回数	8	8	8
介護予防のための地域ケア個別会議の開催回数	10	10	10

3 任意事業

ア 介護給付等費用適正化事業

サービス計画が、本人の意向に沿ったものとなっているか、また、本人の身体やその他の状況に適したものになっているかなどの確認を行い、サービスの適正な利用を推進するため、次の介護給付適正化事業について、保険者機能の一環として積極的に取組めます。

① 要介護認定の適正化

認定調査員の質の向上と認定調査の適正化を図るために次のとおり実施します。

認定調査内容について、市職員が認定審査会前に事前点検を実施します。また、更新申請時の認定調査は、前回と異なる調査員に認定調査を依頼します。さらに、施設入所者の認定調査は、定期的に市調査員が認定調査を実施します。

② ケアプランの点検

介護支援専門員のアセスメント力向上を図るために次のとおり実施します。

対象者を指定し、直近のケアプランの提出を求め、後日、介護支援専門員との面談方式により実施します。

③ 住宅改修等の点検

受給者の状態や生活環境にそぐわない不適切な住宅改修並びに福祉用具購入の適正化を図るため次のとおり実施します。

住宅改修の点検は、申請時に居宅サービス計画（写）の添付の義務付けをやめます。受給者の状態にそぐわないもの、改修費が高額なもの、改修規模が大きく複雑であるもの、提出される写真からは現状がわかりにくいものに留意し、市職員が申請者宅を訪問し確認します。

福祉用具購入の点検は、申請時に居宅サービス計画（写）の添付の義務付けをやめ、福祉用具サービス計画書の添付を義務付けすることにより確認します。

④ 縦覧点検・医療情報との突合

介護報酬請求内容の誤り等を早期に発見して、事業所に適切な処理を促すこと及び適正請求の注意喚起を図ること並びに受給者が真に必要な過不足のないサービス提供を促すために次のとおり実施します。

事業所への照会、確認、過誤申立書の作成、過誤処理を新潟県国保連合会に委託して実施します。

イ 家族介護支援事業

地域で介護を要する方や家族、近隣の援助者等が、正しい介護方法や様々な制度・知識を学び、支え合いながら安心して暮らせ、高齢者を介護している家族等の身体的、精神的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を目的として実施しています。

介護者相互の情報交換の場をつくり、介護についての身体的、精神的負担を軽減し、在宅生活が続けられるよう支援します。

■家族介護支援事業の状況

(単位：回)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
家族介護教室	9	11	—

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

■家族介護支援事業の活動目標

(単位：回)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
家族介護教室	12	12	12

ウ 家族介護継続支援事業（介護用品支給事業）

支給要件を介護保険の要介護 4、5 に該当する方を介護している家族へ介護用品を支給します。なお、支給品目については、利用者ニーズを勘案した上で見直しを行います。

■家族介護継続支援事業の状況

(単位：人)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数	893	813	800

■家族介護継続支援事業の活動目標

(単位：人)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数	700	700	700

エ 住宅改修支援事業

居宅介護支援の提供を受けていない要介護者等に対し、介護支援専門員等が住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合に助成を行っています。

介護支援専門員が行う業務のうち、介護保険法に基づく保険給付の対象とならない業務を支援するため、介護支援専門員等が行った住宅改修費支給申請等にかかる「住宅改修が必要な理由書」の作成業務に関し、その所属する指定居宅介護支援事業者等に補助金を交付します。

今後も、要介護者等が住み慣れた自宅で安心して生活できるよう住宅の整備を図るため、住宅改修が円滑に行われるよう支援をしていきます。

■住宅改修支援事業の状況

(単位：件)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用件数	4	20	7

■住宅改修支援事業の活動目標

(単位：件)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用件数	15	15	15

オ 成年後見制度等利用支援事業

認知症の高齢者等の権利を擁護することを目的として、身寄りのない低所得の高齢者に対し、成年後見人等の報酬の助成や市長申立を実施しています。

高齢化の進展に伴い、認知症等で判断能力が低下した高齢者が増加しており、成年後見制度の利用ニーズは年々高まる一方、専門職後見人の受任数には限りがあることから、後見人不足が課題となっています。

今後も課題を解決するための施策として第三者後見人や法人後見について、関係機関と協議していきます。

■成年後見制度等利用支援事業の状況

(単位：件)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用件数	51	66	70

カ 地域自立生活支援事業

高齢者の地域における自立した生活を継続させるための事業（地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業）として、栄養改善が必要な高齢者に対して、配食の支援を活用し、高齢者の状況を定期的に把握するとともに、必要に応じ、地域包括支援センター等で報告を受け、地域ニーズとして適宜収集することで、必要な支援につなげます。

■配食サービス事業の状況

（単位：回、人）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
総配食数	18,544	17,503	18,700
利用人数	321	361	370

■配食サービス事業の活動目標

（単位：回、人）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
総配食数	19,000	19,000	19,000
利用人数	390	390	390

4 地域支援事業の確保方策

介護予防事業の効果を高めるためには、より多くの高齢者に当該事業へ参加を得ることが重要です。今後も市が開催する講演会やイベントほか、様々な機会において介護予防への取組の重要性を普及するとともに、その啓発に努めます。

包括的支援事業は、その中心である地域包括支援センター業務について、各センターの業務量を適切に把握し、業務の質を確保しつつ事務効率化や体制の整備・強化を図り、高齢者の在宅生活を支える中核的機関として活動内容及びその機能の強化を図ります。

任意事業については各事業の利用実績、事業効果等を分析・検討し、今後の事業実施に必要なサービス提供量の確保につなげます。

第4節 介護保険料の算定

Ⅰ 各サービス給付費等見込額

各サービスの給付費等は次のとおりです。

①介護給付

(単位：千円)

■居宅サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	553,776	550,930	550,608
訪問入浴介護	37,402	37,423	37,423
訪問看護	71,799	72,595	72,943
訪問リハビリテーション	38,473	38,495	38,495
居宅療養管理指導	8,297	8,302	8,302
通所介護	1,029,235	1,023,359	1,021,984
通所リハビリテーション	157,435	156,263	157,143
短期入所生活介護	538,070	536,965	535,731
短期入所療養介護	67,591	67,628	67,628
特定施設入居者生活介護	107,835	107,895	107,895
福祉用具貸与	210,571	210,571	210,571
特定福祉用具購入費	9,135	9,135	9,135
■地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,332	2,333	2,333
認知症対応型通所介護	62,809	62,844	62,844
小規模多機能型居宅介護	163,338	163,428	163,428
認知症対応型共同生活介護	430,408	430,647	481,570
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	513,545	513,830	513,830
地域密着型通所介護	142,971	142,536	141,715
■住宅改修			
住宅改修	12,505	12,505	12,505
■居宅介護支援			
居宅介護支援	401,924	399,780	398,287
■介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	1,773,996	1,774,980	1,774,980
介護老人保健施設	1,254,903	1,255,599	1,255,599
介護医療院	18,952	18,963	18,963
介護療養型医療施設	8,608	8,612	8,612
介護給付費計 I	7,622,826	7,612,534	7,659,440

②予防給付

(単位：千円)

■介護予防サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防訪問入浴介護	455	456	456
介護予防訪問看護	10,331	9,413	9,413
介護予防訪問リハビリテーション	13,386	13,393	13,393
介護予防居宅療養管理指導	460	460	460
介護予防通所リハビリテーション	30,647	30,664	29,941
介護予防短期入所生活介護	3,763	3,766	3,766
介護予防短期入所療養介護	453	453	453
介護予防特定施設入居者生活介護	3,456	3,458	3,458
介護予防福祉用具貸与	16,816	16,816	16,816
特定介護予防福祉用具購入費	1,781	1,781	1,781
■地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	8,822	8,827	8,827
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,772	2,774	5,547
■住宅改修			
介護予防住宅改修	9,253	9,253	9,253
■介護予防支援			
介護予防支援	15,557	15,673	15,834
予防給付費計 Ⅱ	117,952	117,187	119,398

2 標準給付費及び地域支援事業費の見込額

本計画期間各年度の標準給付費及び地域支援事業費は次のとおりです。

3年間の合計額では、標準給付費がおよそ247億3千万円、地域支援事業費がおよそ14億3千万円となります。

標準給付費

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
総給付費(a) ※前出Ⅰ＋Ⅱ	7,740,778,000 円	7,729,721,000 円	7,778,838,000 円	23,249,337,000 円
特定入所者介護サービス費等給付額 (b)	325,424,240 円	296,683,239 円	295,116,756 円	917,224,235 円
高額介護サービス費等給付額 (c)	163,455,685 円	161,795,010 円	160,939,454 円	486,190,149 円
高額医療合算介護サービス費等給付額 (d)	20,088,000 円	20,088,000 円	20,088,000 円	60,264,000 円
算定対象 審査支払手数料 (e)	4,155,120 円	4,134,080 円	6,168,300 円	14,457,500 円
審査支払 手数料支払件数	103,878 件	103,352 件	102,805 件	310,035 件
標準給付費見込額 (A) (a+b+c+d+e)	8,253,901,045 円	8,212,421,329 円	8,261,150,510 円	24,727,472,884 円

地域支援事業費

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
地域支援事業費 (B)	477,814,994 円	478,200,354 円	478,906,674 円	1,434,922,022 円
介護予防・日常生活支援総合事業費	216,333,994 円	216,333,954 円	216,616,334 円	649,284,282 円
包括的支援事業・任意事業費	261,481,000 円	261,866,400 円	262,290,340 円	785,637,740 円

3 第 1 号被保険者の保険料額

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、介護給付費、介護予防給付費、審査支払手数料、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、地域支援事業に要する費用等から構成されます。

一方、事業費の財源は、国の負担金、都道府県の負担金、区市町村の負担金（一般会計繰入金）、国の調整交付金、介護給付費交付金（第 2 号被保険者の保険料）、第 1 号被保険者の保険料等で賄われます。

第 1 号被保険者の保険料額は、下表のとおり月額 6,200 円と算定されます。

A	標準給付費見込額	24,727,472,884 円
B	地域支援事業費	1,434,922,022 円
C	所得段階別加入割合補正後被保険者数	61,826 人
D	第 1 号被保険者負担分 (23%) $(A + B) \times 23\%$	6,017,350,828 円
E	調整交付金相当額	1,268,837,858 円
F	調整交付金見込額	2,573,187,000 円
G	準備基金取崩額	180,000,000 円
H	保険料収納必要額 $D + (E - F) - G$	4,533,001,686 円
I	予定保険料収納率	99.2%
J	保険料見込額 (年額) $H \div I \div C$	73,910 円
K	保険料見込額 (月額) $J \div 12$ か月 (端数調整)	6,200 円

4 所得段階別保険料の見込み

前項での算定額をもとに、下表のとおり第5段階の基準額を月額6,200円と設定します。

保険料弾力化適用による各所得段階別の保険料は次のとおりです。

所得段階	対象者	負担割合	保険料	
第1段階	・生活保護被保護者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者等 ・世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額 ×0.30	年額 月額	22,300 円 1,860 円
第2段階	世帯全員が非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額 ×0.50	年額 月額	37,200 円 3,100 円
第3段階	世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入120万円超	基準額 ×0.70	年額 月額	52,000 円 4,340 円
第4段階	本人が非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額 ×0.90	年額 月額	66,900 円 5,580 円
第5段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）	基準額 ×1.00	年額 月額	74,400 円 6,200 円
第6段階	本人が市民税課税の方 （合計所得120万円未満）	基準額 ×1.20	年額 月額	89,200 円 7,440 円
第7段階	本人が市民税課税の方 （合計所得120万円以上210万円未満）	基準額 ×1.30	年額 月額	96,700 円 8,060 円
第8段階	本人が市民税課税の方 （合計所得210万円以上320万円未満）	基準額 ×1.50	年額 月額	111,600 円 9,300 円
第9段階	本人が市民税課税の方 （合計所得320万円以上）	基準額 ×1.70	年額 月額	126,400 円 10,540 円

5 中長期的な保険料の見込み

中長期的な視点に立った必要な保険料水準（第5段階月額）は、令和7年度が6,754円、令和22年度が8,885円と推計されます。

第5節 介護サービスの円滑な提供

1 介護給付に係る介護給付等対象サービスの円滑な提供

本市においては、指定居宅介護支援事業者が指定居宅サービス事業者及び指定地域密着型サービス事業者と連携して、適切な居宅サービス計画を作成することができるよう、関係事業者に関する情報提供や関係事業者相互間の情報交換のための体制整備等、事業者相互間の連携の確保に関する事業、その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事項を定めていきます。また、介護老人福祉施設における入所手続きについて、どこか1つの施設に申込をすることで複数の施設申込ができるようになっています。引き続きこの状況が維持できるよう関係事業者と協議していきます。

この他、介護給付等対象サービスの適切な利用及び提供を促進する方策として、地域包括支援センターを中心に情報の提供並びに相談及び支援を適切に行うことができる体制の整備に関する事業を盛り込んでいきます。

2 予防給付に係る予防給付等対象サービスの円滑な提供

本市においては、指定介護予防支援事業者が指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者と連携して、適切な介護予防サービス計画を作成することができるよう、関係事業者に関する情報提供や関係事業者相互間の情報交換のための体制整備等、事業者相互間の連携の確保に関する事業、その他の予防給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事項を定めていきます。

3 相談、苦情の対応

介護保険を円滑に実施するためには、市民が気軽に相談や苦情の申立ができる環境整備及び迅速に対応できる体制を確立する必要があります。

本市では、本庁高齢福祉課、各支所・行政サービスセンターを中心として対応するほか、市民が身近なところで相談ができるよう、初期段階の相談を地域包括支援センターや在宅介護支援センターが、また、介護サービスに対しての相談・苦情については、市の窓口の他、指定居宅介護支援事業者や指定居宅サービス事業者等が行っています。

また、市はサービス事業者等の苦情に関して、事業者に調査・指導・助言を行い、苦情の解決が介護サービスの質の向上を図り、利用者と事業者の双方にとって有益なものとなるよう行います。

4 介護サービスの確保と民間活力の活用

介護保険制度の導入に伴い、多種多様な事業者が介護サービスに参入でき、サービスの競争原理等により質の向上やコストの効率化を図ることが期待できます。

本市では、介護職等の人材確保が困難な状況であります。今後の方策として、介護給付・予防給付に係るサービス見込量の確保、また、各圏域で充足していないサービスを確保するため、民間事業者等の参入を促進します。また、佐渡地域医療・介護福祉提供体制協議会等において市内の医療及び介護に係る人材の確保・育成や人手不足対策を進めていきます。

第6節 介護サービス情報公表システムの活用

地域包括ケアシステム構築に向けては、医療、介護サービスの情報に加え、市が設置する地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービスの所在地や事業内容、サービス内容について、地域で共有される資源として広く住民に伝えていくことが重要となります。厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システムの活用を促進するため、パンフレット類にそのアクセス方法を明記するなど、積極的な情報発信に努めます。

第7節 災害・感染症対策に係る庁内関係部局等との連携

計画の推進に当たっては、近年の災害発生状況や新型コロナウイルスの流行を踏まえ、サービス提供を担う介護事業所や庁内関係部局との連携を強化することが重要となっています。

1 庁内関係部局との連携

防災担当課と連携し、災害に応じた避難期間を想定し、要介護・要支援者等を支援します。また、市が策定する避難所運営マニュアルにおける感染症対策を整備するとともに、定期的な訓練や周知・啓発活動において、関連部局との連携を図りながら対応します。

2 介護事業所等との連携

介護事業所に策定が義務付けられている「非常災害対策計画」を点検するとともに、避難訓練の実施や防災啓発活動、想定されているリスクや、食料等の物資の備蓄、調達状況の確認を行い、さらには、災害の種類ごとに避難に要する時間や避難経路の確認を促します。

また、福祉避難所となっている市内の事業所を始め、市内の各事業所に対し災害や感染症対策についての周知啓発や研修を行うとともに、災害発生時には要介護・要支援者の避難について介護事業所等と連携して支援できるような体制を構築します。

感染症に関しては、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症発生時の介護の対応訓練の実施や感染症に対する研修の実施について支援します。

第7章 計画の評価と推進体制

第1節 計画実現のための体制づくり

1 広報活動の充実

安心できる地域ケアを実現し、介護サービスの利用促進や円滑な提供を実施するためには、被保険者やその家族に介護保険制度の趣旨や内容、利用の方法等が十分に理解されることが大切です。

パンフレット等による広報活動はもちろん、民生委員児童委員、老人クラブなど地域組織や医療機関、サービス事業者等と連携しながら幅広く情報提供を行うなど、あらゆる機会を通じて介護保険制度及び保健・福祉サービスの周知に努めます。

2 庁内体制の整備

安心できる地域ケアの実現に向けて、各主管課において適切な事業運営のための環境整備に努めるとともに、市民ニーズを的確に把握しながら、地域の特性に応じたきめ細かな高齢者保健福祉施策を総合的・一体的に推進していきます。さらに、保健事業、福祉事業、その他生涯学習、社会参加、バリアフリー化等の関連施策等の実施のため、関係各課において十分な連携の下に適切な対応を図ります。

また、持続可能な介護保険制度の適切な運営に向けて、適正な要介護・要支援認定、介護サービスの確保、保険料の徴収等に努めていきます。

3 地域の福祉体制の整備

地域住民が安心して生活でき、必要とされる保健・福祉サービスや介護サービスを自由に選択できるようにするためには、市行政当局だけでなく、地域社会や地域包括支援センター、社会福祉協議会等の各種団体、保健・医療・福祉施設やサービス事業者との連携した地域ケア体制の実現が重要となります。

これらの機関との連携を今まで以上に強化し、相互の情報交換や協力体制を推進します。

第2節 計画の達成状況の点検及び評価

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画については、各年度においてその達成状況を点検し、この結果に基づいて対策を実施していきます。

この場合においては、高齢者の自立支援効果が現れているか、住み慣れた地域で生活を継続することができているか、在宅サービスと施設サービスのバランスがとれているかなどの介護保険事業計画の達成状況を分析し、かつ評価するための項目を設定していきます。

Ⅰ 進行管理

本計画に基づく事業を円滑に推進していくためには、計画の進捗状況やサービスの利用状況等を定期的に把握するとともに、市民に公表し、計画策定と同様に市民の意見を反映させていくことが重要になります。

そのため、毎年度、本計画の進捗状況を調査し、社会の情勢や市民の意向を踏まえながら、計画の効果的な推進に向けて適切な見直しを行っていきます。

2 事業の評価、点検

計画の効果的な実施を進めるためには、計画に定めた内容についての継続的な調査と点検、評価が必要です。

介護保険給付においては、要介護認定等の申請や認定結果のデータ等を活用しながら、寝たきりの高齢者や認知症の高齢者等介護を要する高齢者の人数を適宜把握するとともに、施設サービス、居宅サービス、地域密着型サービスの利用状況、さらにはサービス事業者の事業に関する意向等を確認しながら、各年度において計画の達成状況を点検・評価します。

各施策・事業についても、サービスの利用量やサービス事業者の供給量を確認、分析するだけでなく、利用者が満足するサービスの提供がなされているかなど豊かな暮らしを育む視点から施策評価を行い、事業の改善を進め、適正な運用を目指します。

資料編

Ⅰ 佐渡市高齢者等福祉保健審議会条例

平成 16 年 3 月 1 日

条例第 215 号

(設置)

第 1 条 市が行う介護保険事業及び高齢者等の総合的な保健医療福祉政策の適正な実施に資するため、佐渡市高齢者等福祉保健審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 計画の策定に関し、必要な事項について協議検討すること。

(2) 保健、医療、福祉事業の運営に関し、必要な事項について協議検討すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 保健・医療・福祉関係者

(3) 介護サービス事業者

(4) 介護保険被保険者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長は、審議会の会議の議長となる。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 28 日条例第 103 号)抄

(施行期日)

Ⅰ この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 2 月 3 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

Ⅰ この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 30 日条例第 46 号)

この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 27 日条例第 7 号)

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 佐渡市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

平成 18 年 1 月 4 日
告示第 14 号

(設置)

第 1 条 介護保険事業に係る地域密着型サービスの実施に関し必要な事項について協議し、当該サービスの公平かつ公正な運営の確保に資するため、佐渡市地域密着型サービス運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地域密着型サービスの指定に関すること。
- (2) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関すること。
- (3) 地域密着型サービス事業者の評価及び選定に関すること。
- (4) サービスの質の確保、運営評価その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 介護サービス事業者
- (4) 介護保険被保険者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、会長が招集し、会議のときは、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第 7 条 委員又は委員であった者は、正当な理由なしに審査等に当たり知り得た情報を漏らしてはならない。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、介護保険担当課において処理する。

(その他)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 18 年 1 月 4 日から施行する。

(任期の特例)

2 平成 18 年 1 月 4 日から委嘱される委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、平成 18 年 9 月 30 日までとする。

附 則 (平成 22 年 9 月 30 日告示第 161 号)

この告示は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 9 月 26 日告示第 172 号)

この告示は、公表の日から施行する。

3 佐渡市高齢者等福祉保健審議会 開催経過

年月日	内容
令和2年7月21日	(1) 会長及び職務代理の互選について (2) 当審議会における主な審議事項について (3) 佐渡市の介護保険に関する分析について
令和2年10月26日	(1) 第8期計画の施策体系について (2) 日常生活圏域の設定について (3) 地域密着型サービスの指定について
令和2年11月19日	(1) 第8期計画における施設整備について (2) 第8期計画における地域支援事業について
令和2年12月21日	(1) 計画案について
令和3年3月16日	(1) パブリックコメント結果と計画案について

4 佐渡市地域密着型サービス運営委員会 開催経過

年月日	内容
令和2年10月26日	地域密着型サービスの指定について

5 佐渡市高齢者等福祉保健審議会・佐渡市地域密着型サービス運営委員会 委員名簿

No.	構成区分	氏名	所属及び役職
1	学識経験者 (2名)	山崎 ハコネ	公益社団法人新潟県社会福祉士会
2		宮崎 則男	公益社団法人新潟県介護福祉士会
3	保健・医療・福祉関係者 (6名)	大崎 直樹	一般社団法人佐渡医師会
4		嶋田 正也	一般社団法人佐渡歯科医師会
5		須藤 信宏	社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会 (福祉部門)
6		金子 義弘	新潟県リハビリテーション専門職協議会(佐渡 総合病院)
7		永井 恭子	佐渡特養ホーム施設長連絡協議会
8		小田 隆晴	佐渡老人保健施設協議会
9	介護サービス 事業者 (3名)	計良 博樹	地域密着型サービス事業者 (認知症対応型共同生活介護)
10		後藤 和美	在宅サービス事業者(訪問看護)
11		菊池 博美	居宅介護支援事業者
12	介護保険被保険者 (4名)	渡邊 利明	公益社団法人佐渡シルバー人材センター(1号)
13		磯野 三男	新潟県退職者連合佐渡地域高齢者協議会 (1号)
14		田村 あけみ	佐渡市健康推進協議会(1号)
15		村川 辰雄	新潟西社会保険委員会佐渡支部(2号)

佐渡市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

発 行 令和3年3月

企画・編集 新潟県佐渡市

〒952-1292 佐渡市千種 232

電話：0259-63-3111（代）